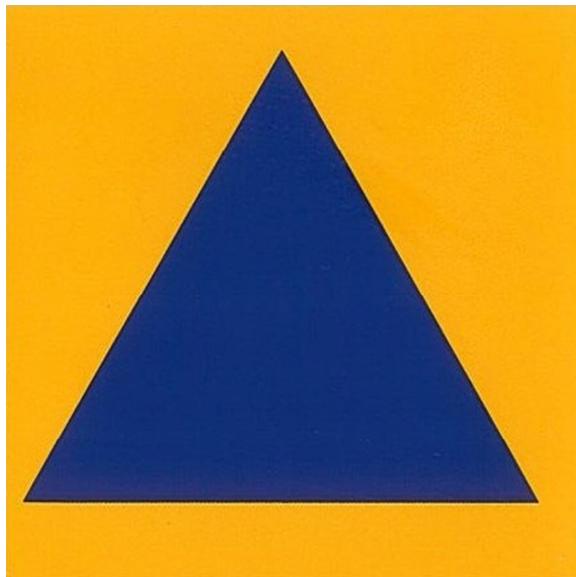


羽村市国民保護計画

(令和8年変更)



羽 村 市

羽村市国民保護計画

(令和8年変更)



* 表紙のマークは、国民保護措置を行う団体とその要員、建物及び物品の保護並びに避難所を識別するために使用するものです。ジュネーヴ諸条約追加議定書Ⅰ(1977年採択)で定められている国際的な標章です。(P95,96参照)

羽 村 市

目 次

第1章 羽村市国民保護計画の基本	1
第1節 羽村市の責務、計画の位置づけ、構成等	1
1 市の責務及び市国民保護計画の位置づけ等	1
2 計画の構成	1
3 計画の見直し、変更手続	2
第2節 国民保護措置に関する基本方針	2
1 基本人権の尊重	2
2 国民の権利利益の迅速な救済	2
3 国民に対する情報提供	2
4 関係機関相互の連携協力の確保	2
5 国民の協力	2
6 高齢者、障害者等への配慮及び国際人道法の的確な実施	3
7 指定公共機関及び指定地方公共機関の自主性の尊重	3
8 国民保護措置に従事する者等の安全の確保	3
9 外国人への国民保護措置の適用	3
第3節 市及び関係機関の事務又は業務の大綱等	4
1 業務の全体像	4
2 事務又は業務の大綱	5
第4節 市の地理的、社会的特徴	8
1 地形・気候	8
2 人口	8
3 道路	10
4 鉄道	11
5 消防	11
6 米軍基地	12
第2章 想定する武力攻撃事態及び緊急対処事態	13
1 武力攻撃事態	13
2 緊急対処事態	15
3 N B C を使用した攻撃	16
第3章 武力攻撃事態等への対処	17
第1節 事態対処の実施体制	17
1 初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置	17
2 羽村市国民保護対策本部	19
3 関係機関相互の連携	27
4 通信の確保	30

5	被災情報の収集及び報告	3 1
6	特殊標章等の交付及び管理	3 2
7	国民の権利・利益の救済に係る手続き	3 3
第2節	警報等	3 4
1	警報の伝達等	3 4
2	緊急通報の伝達及び通知	3 6
第3節	避難等	3 7
1	避難の指示の伝達	3 7
2	避難実施要領	3 8
3	避難住民の誘導	4 0
4	想定される避難の形態と市による誘導	4 3
第4節	救援	4 9
1	救援の実施	4 9
2	関係機関との連携	4 9
3	救援の程度及び方法の基準	4 9
4	救援の内容	5 0
5	安否情報の収集・提供	5 3
第5節	武力攻撃災害への対処	5 6
1	武力攻撃災害への対処の基本的考え方	5 6
2	武力攻撃災害の兆候の通報	5 7
3	応急措置等	5 7
4	生活関連等施設における災害への対処等	6 2
5	保健衛生の確保その他の措置	6 3
6	N B C 攻撃による災害への対処等	6 5
第6節	国民生活の安定に関する措置	6 8
1	生活関連物資等の価格安定	6 8
2	避難住民等の生活安定等	6 8
3	生活基盤等の確保	6 8
第4章	復旧等	6 9
第1節	応急の復旧	6 9
1	基本的考え方	6 9
2	公共的施設の応急の復旧	6 9
第2節	武力攻撃災害の復旧	7 0
1	国における所要の法制の整備等	7 0
2	市が管理する施設及び設備の復旧	7 0
第3節	国民保護措置に要した費用の支弁等	7 1
1	国民保護措置に要した費用の支弁、国への負担金の請求	7 1
2	損失補償及び損害補償	7 1

3 総合調整及び指示に係る損失の補てん	7 1
第5章 大規模テロ等（緊急対処事態）への対処	7 2
第1節 初動対応力の強化	7 3
1 危機管理体制の強化	7 3
2 対処マニュアルの整備	7 3
3 発生現場における連携協力のための体制づくり	7 4
4 不特定多数の人々への情報伝達手段の確保	7 4
5 装備・資材の備蓄	7 4
6 訓練等の実施	7 5
7 住民・昼間市民への啓発	7 5
第2節 平時における警戒	7 5
1 危機情報等の把握・活用	7 5
2 危機情報等の共有	7 5
3 警戒対応	7 5
第3節 発生時の対処	7 6
1 市対策本部の設置指定が行われている場合	7 6
2 市対策本部の設置指定が行われていない場合	7 6
3 市災害対策本部等による対応	7 6
4 市対策本部への移行	7 8
第4節 大規模テロ等の類型に応じた対処	7 8
1 危険物質を有する施設への攻撃	7 8
2 大規模集客施設等への攻撃	7 9
3 大量殺傷物質による攻撃（ダーティボム）	7 9
4 大量殺傷物質による攻撃（生物剤）	8 1
5 大量殺傷物質による攻撃（化学剤）	8 2
6 交通機関を破壊手段とした攻撃	8 3
第6章 平素からの備え	8 4
第1節 組織・体制の整備等	8 4
1 市における平素の業務	8 4
2 市職員の参集基準等	8 6
3 消防の初動体制の把握等	8 9
4 国民の権利利益の救済に係る手続等	8 9
5 通信の確保	9 0
6 情報収集・提供等の体制整備	9 0
7 特殊標章等の交付又は使用許可に係る体制の整備	9 5
8 研修及び訓練	9 6
9 関係機関との連携体制の整備	9 8

第2節 避難に関する備え	102
1 避難に関する基本的事項	102
2 避難実施要領のパターンの作成	103
3 運送事業者の輸送力・輸送施設の把握等	103
4 避難施設の指定への協力	104
5 生活関連等施設の把握等	105
第3節 救援に関する備え	107
1 救援に関する基本的事項	107
2 物資及び資材の備蓄、整備	107
第4節 国民保護に関する啓発	109
1 国民保護措置に関する啓発	109
2 住民がとるべき行動等に関する啓発	109
3 赤十字標章等及び特殊標章等に関する普及・啓発	110
4 市民・事業者の皆様に行っていただきたい平素からの備え	110
資料編	112
羽村市国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例	113
羽村市国民保護協議会条例	115
資料	
1-1 羽村市全図	116
2-1 都計画における通信連絡系統図	117
2-2 赤十字標章等及び特殊標章等に係る 事務の運用に関するガイドライン	118
3-1 警報の通知先	130
3-2 避難場所	136
3-3 動物の保護等に関する通知	139
3-4 救護の程度及び方法の基準	141
3-5 安否情報省令	145
関係機関の連絡先	153
用語集	157

第1章 羽村市国民保護計画の基本

第1節 羽村市の責務、計画の位置づけ、構成等

羽村市（以下「市」という。）は、住民の生命、身体及び財産を保護する責務に基づき、国民の保護のための措置を的確かつ迅速に実施するため、市の責務を明らかにするとともに、市の国民保護に関する計画の趣旨、構成等について次のとおり定める。

1 市の責務及び市国民保護計画の位置づけ等

（1）市の責務

市（羽村市長及びその他の執行機関をいう。以下同じ。）は、武力攻撃事態等において、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第12号以下「国民保護法」という。）その他の法令、国民の保護に関する基本指針（平成17年3月閣議決定。以下「基本指針」という。）及び東京都の国民の保護に関する計画（以下「都国民保護計画」という。）を踏まえ、羽村市の国民の保護に関する計画（以下「市国民保護計画」という。）に基づき、国民の協力を得つつ、他の機関と連携協力し、自ら国民の保護のための措置（以下「国民保護措置」という。）を的確かつ迅速に実施し、その区域において関係機関が実施する国民保護措置を総合的に推進する。

（2）市国民保護計画の位置づけ

市は、その責務に基づき、国民保護法第35条第1項の規定に基づき、市国民保護計画を作成する。

（3）市国民保護計画に定める事項

市国民保護計画においては、その区域に係る国民保護措置の総合的な推進に関する事項、市が実施する国民保護措置に関する事項等国民保護法第35条第2項各号に掲げる事項について定める。

2 計画の構成

市国民保護計画は、以下の各章及び資料編により構成する。

- 第1章 羽村市国民保護計画の基本
- 第2章 想定する武力攻撃事態及び緊急対処事態
- 第3章 武力攻撃事態等への対処
- 第4章 復旧等
- 第5章 大規模テロ等（緊急対処事態）への対処
- 第6章 平素からの備え
- 資料編

3 計画の見直し、変更手続

（1）市国民保護計画の見直し

市国民保護計画は、今後、国における国民保護措置に係る研究成果や新たなシステムの構築、都国民保護計画の見直し、国民保護措置についての訓練の検証結果等を踏まえ、不断の見直しを行う。

市国民保護計画の見直しに当たっては、羽村市国民保護協議会（以下「市国民保護協議会」という。）の意見を尊重するとともに、広く関係者の意見を求める。

（2）市国民保護計画の変更手続

市国民保護計画の変更に当たっては、計画作成時と同様、国民保護法第39条第3項の規定に基づき、市国民保護協議会に諮問の上、東京都知事（以下「都知事」という。）に協議し、その結果を受けて作成した変更後の市国民保護計画を羽村市議会に報告し、公表する。

第2節 国民保護措置に関する基本方針

市は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するに当たり、特に留意すべき事項について、次のとおり、国民保護措置に関する基本方針として定める。

1 基本人権の尊重

市は、国民保護措置の実施に当たっては、日本国憲法の保障する国民の自由と権利を尊重することとし、国民の自由と権利に制限が加えられるときであっても、その制限は必要最小限のものに限り、公正かつ適正な手続の下に行う。

2 国民の権利利益の迅速な救済

市は、国民保護措置の実施に伴う損失補償、国民保護措置に係る不服申立て又は訴訟その他の国民の権利利益の救済に係る手続を、できる限り迅速に処理するよう努める。

3 国民に対する情報提供

市は、武力攻撃事態等においては、国民に対し、国民保護措置に関する正確な情報を、適時かつ適切な方法で提供する。

また、市は、いわゆるデマ情報の拡散による被害拡大の防止に努めるとともに、デマ情報への注意喚起を併せて実施する。

4 関係機関相互の連携協力の確保

市は、平素から、国、東京都（以下「都」という。）、近隣区市町村並びに関係指定公共機関及び関係指定地方公共機関と平素から相互の連携体制の整備に努める。

5 国民の協力

市は、国民保護法の規定により国民保護措置の実施のため必要があると認めるときは、国民に対し、必要な援助について協力を要請する。この場合において、国民は、その自

発的な意思により、必要な協力をするよう努めるものとする。

また、市は、消防団及び自主防災組織の充実・活性化、ボランティアへの支援に努める。

6 高齢者、障害者等への配慮及び国際人道法の的確な実施

市は、国民保護措置の実施に当たっては、高齢者、障害者その他特に配慮を要する者の保護について留意する。

また、市は、国民保護措置を実施するに当たっては、国際的な武力紛争において適用される国際人道法の的確な実施を確保する。

7 指定公共機関及び指定地方公共機関の自主性の尊重

市は、指定公共機関及び指定地方公共機関の国民保護措置の実施方法については、指定公共機関及び指定地方公共機関が武力攻撃事態等の状況に即して自主的に判断するものであることに留意する。

8 国民保護措置に従事する者等の安全の確保

市は、国民保護措置に従事する者の安全の確保に十分に配慮する。

また、要請に応じて国民保護措置に協力する者に対しては、その内容に応じて安全の確保に十分に配慮する。

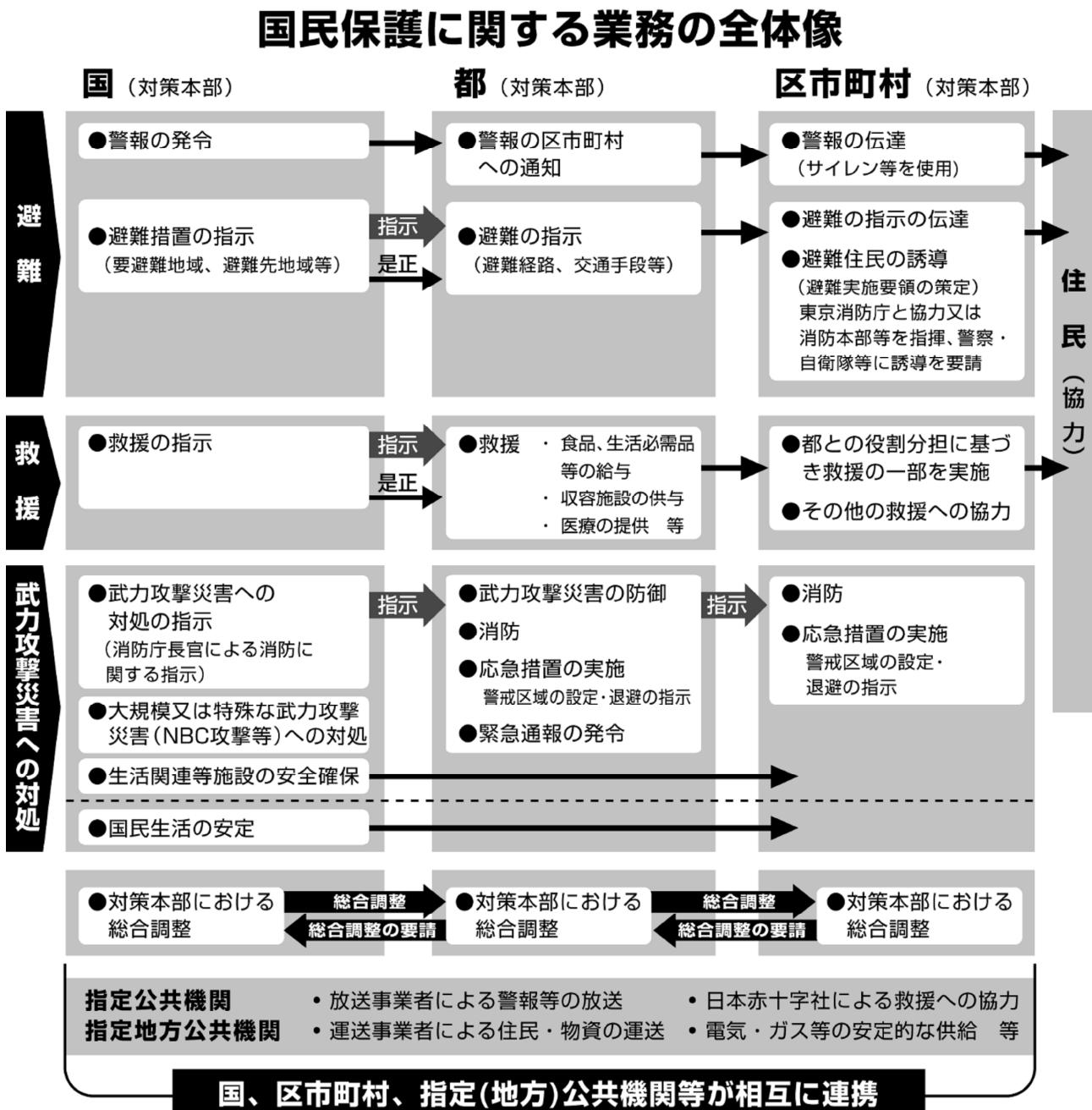
9 外国人への国民保護措置の適用

市は、日本に居住し、又は滞在している外国人についても、武力攻撃災害から保護するなど、国民保護措置の対象であることに留意する。

第3節 市及び関係機関の事務又は業務の大綱等

市は、国民保護措置の実施に当たり関係機関との円滑な連携を確保できるよう、国民保護法における市の役割を確認するとともに、関係機関の連絡窓口をあらかじめ把握しておく。

1 業務の全体像



2 事務又は業務の大綱

(1) 羽村市

機関の名称	事務又は業務の大綱
羽村市	<ol style="list-style-type: none">1 国民保護計画の作成2 国民保護協議会の設置、運営3 国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部の設置、運営4 組織・体制の整備、訓練5 警報の内容の伝達、避難実施要領の策定、避難住民の誘導、関係機関の調整その他の住民の避難に関する措置の実施6 救援の実施、安否情報の収集及び提供その他の避難住民等の救援に関する措置の実施7 退避の指示、警戒区域の設定、消防（消防団・消防水利事務に限る。）廃棄物の処理、被災情報の収集その他の武力攻撃災害への対処に関する措置の実施8 水の安定的な供給等生活基盤の確保、その他の国民生活の安定に関する措置の実施9 武力攻撃災害の復旧に関する措置の実施

(2) 東京都

機関の名称	事務又は業務の大綱
東京都	<ol style="list-style-type: none">1 国民保護計画の作成2 国民保護協議会の設置、運営3 国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部の設置、運営4 組織・体制の整備、訓練5 警報の通知6 住民に対する避難の指示、避難住民の誘導に関する措置、都道府県の区域を越える住民の避難に関する措置その他の住民の避難に関する措置の実施7 救援の実施、安否情報の収集及び提供その他の避難住民等の救援に関する措置の実施8 武力攻撃災害の防除及び軽減、緊急通報の発令、退避の指示、警戒区域の設定、保健衛生の確保、被災情報の収集その他の武力攻撃災害への対処に関する措置の実施9 生活基盤等の確保、生活関連物資等の価格の安定等のための措置その他の国民生活の安定に関する措置の実施10 交通規制の実施11 武力攻撃災害の復旧に関する措置の実施

(3) 指定地方行政機関

機関の名称	事務又は業務の大綱
関東総合通信局	1 電気通信事業者・放送事業者への連絡調整 2 電波の監督管理、監視並びに無線の施設の設置及び使用の規律に関すること 3 非常事態における重要通信の確保 4 非常通信協議会の指導育成
関東財務局	1 地方公共団体に対する災害融資 2 金融機関に対する緊急措置の指示 3 普通財産の無償貸付 4 被災施設の復旧事業費の査定の立会い
東京税関	輸入物資の通関手続
関東信越厚生局	救援等に係る情報の収集及び提供
東京労働局	被災者の雇用対策
関東農政局	1 武力攻撃災害対策用食料及び備蓄物資の確保 2 農業関連施設の応急復旧
関東森林管理局	武力攻撃災害復旧用材（国有林材）の供給
関東経済産業局	1 救援物資の円滑な供給の確保 2 商工鉱業の事業者の業務の正常な運営の確保 3 被災中小企業の振興
関東東北産業保安監督部	1 危険物等の保全 2 鉱山における災害時の応急対策
関東地方整備局	1 被災時における直轄河川、国道等の公共土木施設の応急復旧 2 港湾施設の使用に関する連絡調整 3 港湾施設の応急復旧
関東運輸局	1 運送事業者への連絡調整 2 運送施設及び車両の安全保安
東京航空局	1 飛行場使用に関する連絡調整 2 航空機の航行の安全確保
東京航空交通管制部	航空機の安全確保に係る管制上の措置
東京管区気象台	気象状況の把握及び情報の提供

機関の名称	事務又は業務の大綱
第三管区海上保安本部	1 船舶内に在る者に対する警報及び避難措置の指示の伝達 2 海上における避難住民の誘導、秩序の維持及び安全の確保 3 生活関連等施設の安全確保に係る立入り制限区域の指定等 4 海上における警戒区域の設定等及び退避の指示 5 海上における消火活動及び被災者の救助・救急活動、その他の武力攻撃災害への対処に関する措置
関東地方環境事務所	1 有害物質等の発生等による汚染状況の情報収集及び提供 2 廃棄物処理施設等の被害状況、がれき等の廃棄物の発生量の情報収集
北関東防衛局	1 所管財産（周辺財産）の使用に関する連絡調整 2 米軍施設内通行等に関する連絡調整

(4) 自衛隊

機関の名称	事務又は業務の大綱
陸上自衛隊 東部方面総監部	武力攻撃事態等における国民保護措置の実施及び関係機関が実施する国民保護措置の支援等（避難住民の誘導、避難住民の救援、武力攻撃災害への対処、応急復旧など）

(5) 指定公共機関・指定地方公共機関

機関の名称	事務又は業務の大綱
放送事業者	警報及び避難の指示（警報の解除及び避難の指示の解除を含む。）の内容並びに緊急通報の内容の放送
運送事業者	1 避難住民の運送及び緊急物資の運送 2 旅客及び貨物の運送の確保
電気通信事業者	1 避難施設における電話その他の通信設備の臨時の設置における協力 2 通信の確保及び国民保護措置の実施に必要な通信の優先的取扱い
電気事業者	電気の安定的な供給
ガス事業者	ガスの安定的な供給
日本郵便株式会社	郵便の確保
病院その他の医療機関	医療の確保
日本赤十字社	1 医療救護 2 外国人の安否調査 3 災害救援物資の備蓄及び配分 4 輸血用血液製剤の確保及び供給 5 その他の救護

第4節 市の地理的、社会的特徴

市は、国民保護措置を適切かつ迅速に実施するため、その地理的、社会的特徴等について確認することとし、次のとおり、国民保護措置の実施に当たり考慮しておくべき市の地理的、社会的特徴等について定める。

1 地形・気候

(1) 地形

羽村市は、東京都の北西部武蔵野台地の一角、都心部から約45kmに位置し、西端部から南端部にかけ多摩川が流れ、周囲は、青梅市、瑞穂町、福生市、横田基地及びあきる野市に接しており、東西の距離は約4.23km、南北は約3.27km、面積は9.90 km²となっている。

羽村市役所（緑ヶ丘5-2-1）は、北緯35度46分、東経139度19分に位置する。

多摩川を挟んで北東側の台地は、幾段もの河岸段丘が形成され、坂が多い。段丘をつなぐ崖線は、「ハケ」と呼ばれ、緑地帯を形成しているところも多い。

多摩川の南西側は、草花丘陵が広がり、浅間山山頂にある羽村神社付近は市の最高地点であり標高220mとなっている。

武蔵野台地は、多摩川が形成した扇状地形を呈しており、北側から順次高度が下がってくる。市街地では、小作台北西付近の標高171m地点から、南東方向に向って低くなり、最南端の下河原では118mとなり約50mの高低差となる。

(2) 気候

羽村市は、気候区分は表日本式の関東型に入っていて、標準的気候区である。都心から45 kmほど隔たりはあるが、概ね東京の気候に準じている。

降雨量は、年間1500mm程度、降水日数は年間90日から115日程度で都心より多くなっている。また、年平均気温は14度から15度で都心より若干低くなっている。

2 人口

(1) 人口分布

羽村市は、土地区画整理事業により、市街化区域の約66%が整備されており、特に青梅線以東の市街化区域内の大部分で、市街地が整備されている。そのため人口は、市内のほぼ全域に分布している。

町内会・自治会別人口分布

令和7年7月1日現在

町内会・自治会名	総人口	世帯数	町内会・自治会名	総人口	世帯数
川崎東	1,008	480	五ノ神東	1,716	867
川崎西	1,030	452	五ノ神中	1,929	984
上水通り	729	359	東台	1,368	645
神明台	4,869	2,354	富士見平第一	1,552	788
双葉富士見	2,093	918	羽村団地	1,146	782
双葉町松原	772	394	奈賀一	501	217
神明台上	2,996	1,479	奈賀二	434	204
神明台住宅	201	122	田ノ上第一	815	348
都営神明台	490	235	田ノ上第二	658	313
本町第一	863	473	田ノ上第三	816	377
本町第二	378	210	旭ヶ丘	188	98
本町第三	391	198	間坂第一	822	388
東第一	523	236	間坂第二	1,354	637
東第二	662	298	宮地	2,098	875
清流	392	217	美原	2,270	1,042
緑ヶ丘第一	1,259	656	小作本町	1,726	744
緑ヶ丘第二	1,585	754	小作台東	2,349	1,426
緑ヶ丘三丁目	789	428	小作台西	3,586	1,858
緑ヶ丘西	2,687	1,349	栄町第一	2,169	1,199
			栄町第二	2,762	1,481
			合 計	53,976	26,889

(羽村市人口統計表より)

(2) 昼間人口及び就業人口

夜間、昼間人口及び昼間就業者数は、次のとおりである。

(令和2年国勢調査)

常住地による人口 (夜間人口)	従業・通学地による人口 (昼間人口)	流入超過 (流出超過△)	夜間人口に対する 昼間人口指數
人 54,326	人 52,042	人 △ 2,284	95.8%

(3) 産業別就業者数

産業別就業者数は次のとおりである。

(令和2年国勢調査)

区分	就業者数	流入通勤者	流出通勤者	流入超過就業者 (流出超過△)
総数	人 28,957	人 13,618	人 15,002	人 △1,384
第一次産業	241			
第二次産業	8,373			データなし
第三次産業	20,343			

3 道路

(1) 道路の位置等

市の道路網は、東端に国道16号線、東西を横断する産業道路、奥多摩街道及び新奥多摩街道及び市道101号線。南北に縦断する都道羽村街道、都道181号が主要幹線道路となっている。

(2) 幹線道路の自動車交通量

市内主要幹線道路における自動車交通量は、次のとおりである。

路線名	調査地点	測定日	交通量(台/10分、上下)
市道第101号線 市役所通り	市役所前	6. 6. 4 6. 11. 25	1 2 1 1 3 8
都道第163号線 羽村～瑞穂線 (羽村街道)	富士見平 2-20 付近	6. 6. 5 6. 12. 3	1 1 0 1 2 2
市道第103号線 水道道路	水道事務所前	6. 6. 6 6. 11. 27	7 2 6 9
都道第29号線 立川～青梅線 奥多摩街道	羽村西小学校前	6. 5. 22～ 6. 5. 23	昼間 8 4 夜間 1 6
		6. 11. 18～ 6. 11. 19	昼間 8 8 夜間 1 2
都道第29号線 立川～青梅線 新奥多摩街道	スポーツセンター 前	6. 5. 22～ 6. 5. 23	昼間 1 3 4 夜間 2 7
		6. 11. 18～ 6. 11. 19	昼間 1 2 6 夜間 2 9

※各時間区分のうち、1時間毎に1回、10分間の交通量を計上記録した合計数を測定回数で平均した平均値。

4 鉄道

(1) 路線等

鉄道は、JR青梅線が市の中心を東南から北西方向に延び、東に羽村駅、西に小作駅があり、市民の通勤、通学などのほか市内企業へ通勤者の重要な交通手段となっている。

(2) 市内のJR各駅一日平均乗車人員数

市内JR各駅の一日平均乗車人員数は次のとおりである。

(令和5年度)

駅名	平均乗車人員数
JR羽村駅	1 1, 9 8 8 人
JR小作駅	1 4, 7 1 8 人

5 消防

市は、消防団事務及び消防水利事務を除く消防事務を東京消防庁に委託している。区域を管轄するのは東京消防庁福生消防署となっている。

6 米軍基地

米軍の施設及び区域は、横田基地が市南東側に隣接し、基地内には、在日米軍司令部及び第5空軍司令部が所在し、羽村市域は、米軍基地の住宅地に接している。

第2章 想定する武力攻撃事態及び緊急対処事態

市国民保護計画においては、都国民保護計画において想定されている武力攻撃事態4類型及び緊急対処事態4事態例を対象とする。また、それぞれの類型及び事態例において、N B C兵器等を用いた攻撃が行われる可能性があることも考慮する。

* N：核（物質）Nuclear B：生物剤Biological C：化学剤Chemical

1 武力攻撃事態

市国民保護計画においては、我が国に対する外部からの武力攻撃が発生した事態又は武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していると認められる事態として、都国民保護計画に想定されている4類型を対象とする。

《類型ごとの主な特徴》

事態類型	特 徴
1 弾道ミサイル攻撃 ・ 弾道ミサイルを使用して我が国を直接打撃する攻撃	《攻撃目標となりやすい地域》 <ul style="list-style-type: none">○ 発射の兆候を事前に察知した場合でも、発射された段階で攻撃目標を特定することは極めて困難である。 《想定される主な被害》 <ul style="list-style-type: none">○ 通常弾頭の場合にはN B C弾頭の場合と比較して被害は局限され家屋施設等の破壊、火災等が考えられる。 《被害の範囲・期間》 <ul style="list-style-type: none">○ 弾頭の種類（通常弾頭又はN B C弾頭）により、被害の様相が大きく異なる。ただし、着弾前に弾頭の種類を特定することは困難である。 《事態の予測・察知》 <ul style="list-style-type: none">○ 発射後、極めて短時間で我が国に着弾することが予想される。
2 ゲリラや特殊部隊による攻撃 ・ 比較的少数の特殊部隊等を潜入させ、重要施設への襲撃や要人の暗殺等を実施する攻撃	《攻撃目標となりやすい地域》 <ul style="list-style-type: none">○ 都市部の政治経済の中核、鉄道、橋りょう、ダム、原子力関連施設などに対する注意が必要である。 《想定される主な被害》 <ul style="list-style-type: none">○ 少人数のグループにより行われ、使用可能な武器も限定されることから、主な被害は施設の破壊等が考えられる。 《被害の範囲・期間》 <ul style="list-style-type: none">○ 被害の範囲は比較的狭い範囲に限定されるのが一般的であるが、攻撃目標となる施設の種類によっては、二次被害の発生も想定される。 《事態の予測・察知》 <ul style="list-style-type: none">○ 警察、自衛隊等による監視活動等により、その兆候の早期発見に努めることとなるが、事前にその活動を予測あるいは察知できず、突発的に被害が生ずることも考えられる。

<p>3 航空攻撃</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 爆撃機及び戦闘機等で我が国領空に侵入し、爆弾等を投下する攻撃 	<p>《攻撃目標となりやすい地域》</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 航空攻撃を行う側の意図及び爆薬の種類等により異なるが、その威力を最大限に発揮することを敵国が意図すれば、都市部が主要な目標となることも想定される。また、ライフラインのインフラ施設が目標となることもあり得る。 <p>《想定される主な被害》</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 通常弾頭の場合には、家屋、施設等の破壊、火災等が考えられる。 <p>《被害の範囲・期間》</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 航空攻撃はその意図が達成されるまで繰り返し行われることも考えられる。 <p>《事態の予測・察知》</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 弾道ミサイル攻撃の場合に比べその兆候を察知することは比較的容易であるが、対応の時間が少なく、また攻撃目標を特定することが困難である。 ○ また、近年ではドローン（無人機）による攻撃も生じていることから留意が必要である。
<p>4 着上陸侵攻</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 多数の船舶等をもつて沿岸部に直接上陸して、我が国の国土を占領する攻撃 	<p>《攻撃目標となりやすい地域》</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 船舶により上陸を行う場合は、上陸用の小型船舶等が接岸容易な地形を有する沿岸部が当初の攻撃目標となりやすいと考えられる。 ○ 航空機により侵攻部隊を投入する場合には、大型の輸送機が離着陸可能な空港が存在する地域が目標となる可能性が高く、当該空港が上陸用の小型船舶等の接岸容易な地域と近接している場合には特に目標となりやすいと考えられる。なお、着上陸侵攻の場合、それに先立ち航空機や弾道ミサイルによる攻撃が実施される可能性が高いと考えられる。 <p>《想定される主な被害》</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 主として、爆弾、砲弾等による家屋、施設等の破壊、火災等が考えられ、石油コンビナートなど、攻撃目標となる施設の種類によっては、二次被害の発生が想定される。 <p>《被害の範囲・期間》</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 一般的に国民保護措置を実施すべき地域が広範囲になるとともに、その期間も比較的長期に及ぶことが予想される。 <p>《事態の予測・察知》</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 攻撃国の船舶、戦闘機の集結の状況、進行方向等から、事前予測が可能である。

2 緊急対処事態

市国民保護計画においては、武力攻撃の手段を用いて、多数の人を殺傷する行為が発生した事態又は発生する明白な危険が切迫していると認められる事態で、国家として緊急に対処することが必要なものとして、都国民保護計画において想定されている4事態例を対象とする。

『事態例ごとの主な特徴等（国の示す基本指針より）』

事態例	特徴
1 危険性を内在する物質を有する施設等に対する攻撃が行われる事態	<ul style="list-style-type: none">○ 原子力事業所等の破壊が行われた場合、大量の放射性物質等が放出され、周辺住民が被ばくするとともに、汚染された飲食物を摂取した住民が被ばくする。（都内には原子力事業所等は存在しない。）石油コンビナート及び可燃性ガス貯蔵施設等が爆破された場合、爆発及び火災の発生により住民に被害が発生するとともに、建物、ライフライン等が被災し、社会経済活動に支障が生ずる。危険物積載船への攻撃が行われた場合、危険物の拡散による沿岸住民への被害が発生するとともに、湾岸及び航路の閉塞、海洋、海洋資源の汚染等社会経済活動に支障が生じる。○ ダムの破壊が行われた場合、下流に及ぼす被害（水害）は多大なものとなる。
2 多数の人が集合する施設、大量輸送機関等に対する攻撃が行われる事態	<ul style="list-style-type: none">○ 大規模集客施設（ターミナル駅、劇場、大規模な商業施設など）列車等の爆破による人的被害が発生し、施設が崩壊した場合には人的被害は多大なものとなる。
3 多数の人を殺傷する特性を有する物質等による攻撃が行われる事態	「N B Cを使用した攻撃」と同様の被害を発生させる。
4 破壊の手段として交通機関を用いた攻撃等が行われる事態	<ul style="list-style-type: none">○ 航空機等による自爆テロが行われた場合、主な被害は施設の破壊に伴う人的被害であり、施設の規模によって被害の大きさが変わる。○ 攻撃目標の施設が破壊された場合、周辺にも大きな被害が発生するおそれがある。○ 爆発、火災等の発生により住民に被害が発生するとともに、建物、ライフライン等が被災し、社会経済活動にも支障が生ずる。

3 NBCを使用した攻撃

武力攻撃事態、緊急対処事態の各類型において、N B C攻撃（核等又は生物剤若しくは化学剤を用いた兵器等による攻撃をいう。）が行われることも考慮する。

『N B C攻撃の特徴等（国の示す基本指針より）』

種 別	特 徴
N 核兵器等	<ul style="list-style-type: none">○ 核兵器を用いた攻撃による被害は、当初は主に核爆発に伴う熱線、爆風及び初期核放射線によって、その後は放射性降下物（灰等）や初期核放射線を吸収した建築物や土壤から発する放射によって生ずる。○ ダーティーボムは、爆薬と放射性物質を組み合わせたもので、核兵器に比して小規模ではあるが、爆薬による爆発の被害と放射能による被害をもたらす。○ 放射性物質又は放射線の存在は五感では感知できない。○ 原因となる放射性物質や放射線種の特定が困難である。
B 生物兵器等	<ul style="list-style-type: none">○ 人に知られることなく散布することが可能である。○ 生物兵器が使用されたと判明したときは、感染者が移動することにより、二次的な感染を引き起こし、広範囲に多数の感染者が発生する恐れがある。○ 生物化学兵器としては、一般的に天然痘、炭疽菌、ペスト等があげられている。
C 化学兵器等	<ul style="list-style-type: none">○ 急性症状を有する死傷者が発生するが、原因物質の特定は困難である。○ 建物屋内や交通機関内部など閉鎖的な空間で発生した場合、多数の死傷者が発生する可能性がある。○ 地形・気象等の影響を受けて、風下方向に散布し、空気より重いサリン等の神経剤は地をはうように広がる。○ 特有のにおいがあるもの、無臭のもの等、その性質は化学剤の種類によって異なる。○ 化学兵器としては、一般的にサリン、V Xガス、マスタードガス、イペリット等があげられている。

第3章 武力攻撃事態等への対処

第1節 事態対処の実施体制

1 初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置

多数の死傷者が発生したり、建造物が破壊される等の具体的な被害が発生した場合には、当初、その被害の原因が明らかではないことも多いと考えられ、市は、武力攻撃事態等や緊急対処事態の認定が行われる前の段階においても、住民の生命、身体及び財産の保護のために、現場において初動的な被害への対処が必要となる。

また、他の区市町村において攻撃が発生している場合や何らかの形で攻撃の兆候に関する情報が提供された場合においても、事案発生時に迅速に対応できるよう、即応体制を強化しておくことが必要となる。

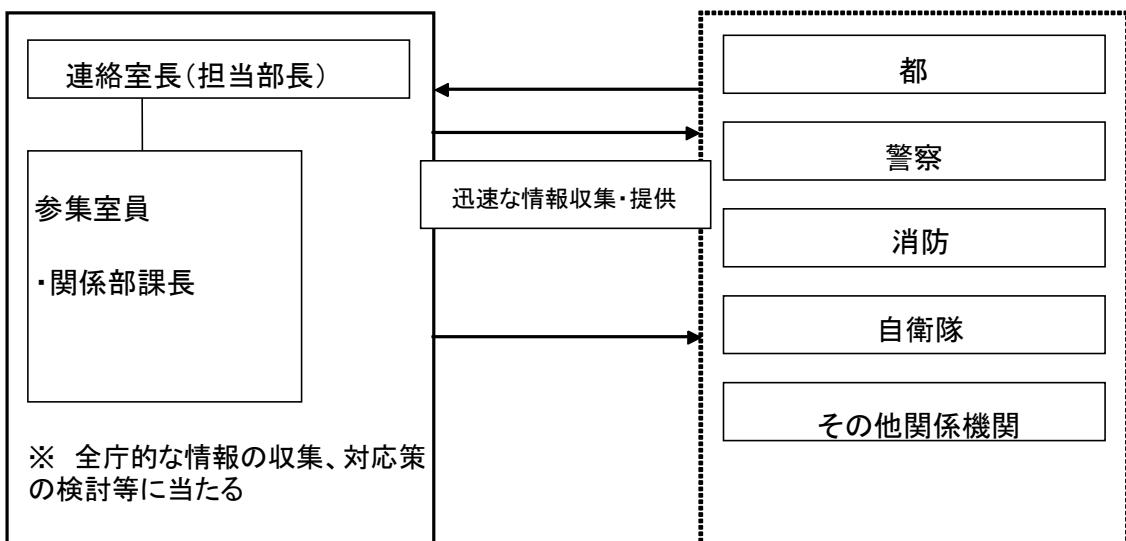
このため、係る事態において初動体制を確立し、関係機関からの情報等を迅速に集約・分析して、その被害の態様に応じた応急活動を行っていく必要があることから、市の初動体制について、次のとおり定める。

(1) 事態認定前における緊急事態連絡室等の設置及び初動措置

① 緊急事態連絡室等の設置

- 市は、現場からの情報により事案の発生を把握した場合においては、直ちに、都、警視庁（警察署）及び東京消防庁（消防署）に連絡を行うとともに、市として的確かつ迅速に対処するため、「緊急事態連絡室」を設置する。

【緊急事態連絡室の構成等】



※ 住民からの通報、都からの連絡その他の情報により、市職員が当該事案の発生を把握した場合は、直ちにその旨を市長及び幹部職員等に報告するものとする。

- 「緊急事態連絡室」は、警視庁（警察署）、東京消防庁（消防署）、その他の関係機関を通じて当該事案に係る情報収集に努め、国、都、関係する指定公共機関、指定地方公共機関等の関係機関に対して迅速に情報提供を行うとともに、緊急事態連絡室を設置した旨について、都に連絡を行う。

この場合において、緊急事態連絡室は、迅速な情報の収集及び提供のため、現場における各機関との通信を確保する。

- 市は、市対策本部の設置指定前にあっては、原因不明の事案が発生し、その被害の態様が災害対策基本法に規定する災害に該当する場合には、市災害対策本部を設置し、国民保護に準じた措置を行う。

② 初動措置の確保

- 市は、「緊急事態連絡室」において、各種の連絡調整に当たるとともに、現場の警察署、消防署等の活動状況を踏まえ、必要により、「市災害対策本部」を設置し、災害対策基本法等に基づく避難の指示、警戒区域の設定、救急救助等の応急措置を行う。また、市は、国、都等から入手した情報を各機関等へ提供する。
- 市は、警察官職務執行法（昭和23年7月12日法律第136号）に基づき、警察官が行う避難の指示、警戒区域の設定等や、消防法（昭和23年7月24日法律186号）に基づき、消防吏員が行う火災警戒区域又は消防警戒区域の設定等が円滑になされるよう、緊密な連携を図る。
- 政府による事態認定がなされ、市に対し、市対策本部の設置の指定がない場合においては、市は、必要に応じ国民保護法に基づき、退避の指示、警戒区域の設定、対策本部設置の要請などの措置等を行う。

③ 関係機関への支援の要請

市は、事案に伴い発生した災害への対処に関して、必要があると認めるときは、都や他の区市町村等に対し支援を要請する。

④ 市対策本部への移行に要する調整

「緊急事態連絡室」等を設置した後に政府において事態認定が行われ、市に対し、市対策本部を設置すべき市の指定の通知があった場合については、直ちに市対策本部を設置して新たな体制に移行するとともに、「緊急事態連絡室」等は廃止する。

その際、災害対策基本法に基づく避難の指示等の措置を講じている場合には、既に講じた措置に代えて、改めて国民保護法に基づく所要の措置を講ずるなど必要な調整を行う。

(2) 武力攻撃等の兆候に関する連絡があった場合の対応

市は、国から都を通じて、警戒態勢の強化等を求める通知や連絡があった場合や武力攻撃事態等の認定が行われたが当該市に関して対策本部を設置すべき指定がなされた場合等において、市長が不測の事態に備えた即応体制を強化すべきと判断した場合には、担当課体制を立ち上げ、又は、緊急事態連絡室を設置して、即応体制の強化を図る。

この場合において、市長は、情報連絡体制の確認、職員の参集体制の確認、関係機関との通信・連絡体制の確認、生活関連等施設等の警戒状況の確認等を行い、当該市の区域において事案が発生した場合に迅速に対応できるよう必要に応じ全庁的な体制を構

築する。

2 羽村市国民保護対策本部

市は、市対策本部の設置指定があった場合、市対策本部を迅速に設置し、区域における国民保護措置を総合的に推進する必要があることから、市対策本部を設置する場合の手順や市対策本部の組織、機能等について、次のとおり定める。

(1) 市対策本部の設置

① 市対策本部の設置の手順

市対策本部の設置は、次の手順により行う。

○ 市対策本部を設置すべき市の指定の通知

市は、内閣総理大臣から、総務大臣（総務省消防庁）及び都知事を通じて対策本部を設置すべき市の指定の通知を受ける。

○ 市長による市対策本部の設置

指定の通知を受けた市長は、直ちに市対策本部を設置する（※事前に緊急事態連絡室等を設置していた場合は、市対策本部に切り替える（前述））。

○ 市対策本部員及び市対策本部職員の参集

市対策本部担当者は、市対策本部員、市対策本部職員等に対し、連絡網を活用し、対策本部に参集するよう連絡する。

○ 市対策本部の開設

市対策本部担当者は、市東庁舎2階に市対策本部を開設するとともに、市対策本部に必要な各種通信システムの起動、資材の配置等必要な準備を開始する。この場合において、市は、市議会に市対策本部を設置した旨を連絡する。

○ 交代要員等の確保

市は、防災に関する体制を活用しつつ、職員の配置、食料、燃料等の備蓄、自家発電設備及び仮眠設備の確保等を行う。

○ 本部の代替機能の確保

市は、市対策本部が被災した場合、市対策本部を市庁舎内に設置できない場合は、市対策本部を予備施設に設置する。なお、事態の状況に応じ、市長の判断により順位を変更することができる。

また、市区域外への避難が必要で、市の区域内に市対策本部を設置することができない場合には、都と市対策本部の設置場所について協議を行う。

(2) 市対策本部を設置すべき市の指定の要請等

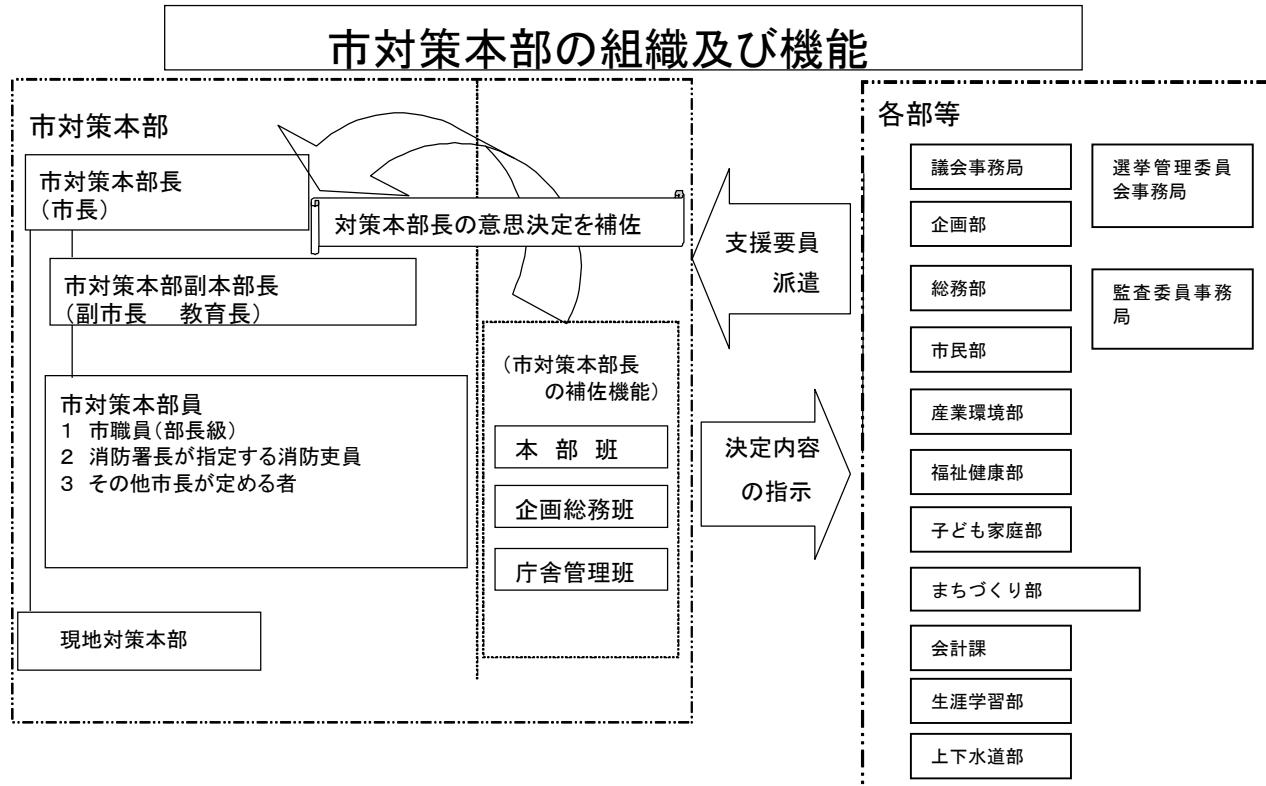
市長は、市に対して市対策本部を設置すべき市の指定が行われていない場合において、市における国民保護措置を総合的に推進するために必要があると認める場合には、

都知事を経由して内閣総理大臣に対し、市対策本部を設置すべき市の指定を行うよう要請する。

(3) 市対策本部の組織構成及び機能

市対策本部の組織構成及び各組織の機能は以下のとおりとする。

【市対策本部の組織構成及び各組織の機能】



※各部課等における業務は次のとおり

市対策本部における決定内容等を踏まえて、各部課等において措置を実施するものとする（市対策本部には、各課室等から本部連絡員を派遣して、円滑な連絡調整を図る。）。

【市の各部課等における武力攻撃事態における業務】

部課等名	班名	武力攻撃事態等における業務
総務部 防災安全課 企画部 秘書広報課 (秘書係)	本部班	1 市対策本部及び各部との連絡調整に関すること 2 非常配備態勢に関すること 3 東京都及び関係機関との連絡調整に関すること 4 通信情報の総括に関すること 5 被害状況の総括に関すること 6 避難実施要領に関すること 7 警報の内容の伝達及び緊急通報の内容の伝達に関すること 8 特殊標章等の交付等に関すること 9 安否情報の収集体制に関すること 10 自衛隊の派遣要請に関すること 11 防災無線設備の点検、整備及び復旧に関すること 12 国民保護法の適用に関すること 13 本部長室の庶務に関すること 14 避難の勧告及び誘導に関すること 15 消防団の出動に関すること 16 交通安全推進委員会の出動に関すること 17 その他災害対策の連絡調整に関すること 18 部内の連絡調整及び責任者（部長）の補佐に関すること
企画部 企画政策課 秘書広報課 (広報・シティプロモーション係、市民相談係) 公共施設マネジメント課 総務部 総務課 職員課 市史編さん室	企画総務班	1 職員の招集及び派遣に関すること 2 災害時相互応援協定締結自治体への応援要請に関すること 3 災害関係文書の受発信に関すること 4 復旧対策の総合調整に関すること 5 災害に関する広報及び広聴に関すること 6 渉外及び報道機関との連絡調整に関すること 7 災害記録写真等の作成に関すること 8 被災市民の相談窓口に関すること 9 職員の災害補償及び労務に関すること 10 職員及び本部要員の給食に関すること 11 部内の連絡調整及び責任者（部長）の補佐に関すること 12 他班への応援に関すること
企画部 財政課	財務班	1 国民保護関係予算に関すること 2 部内の連絡調整及び責任者（部長）の補佐に関すること 3 他班への応援に関すること
総務部 契約管財課	庁舎管理班	1 庁舎の点検、整備及び復旧に関すること 2 災害対策用物資及び資材の購入等に関すること 3 車両の調達及び配車に関すること
企画部 情報政策課	情報管理班	1 電算機器の点検、復旧に関すること 2 他班への応援に関すること

部課等名	班名	武力攻撃事態等における業務
会計課	出納班	1 災害対策に必要な現金及び物品の出納に関する事 2 給水班への応援に関する事
市民部 市民課 地域振興課	市民生活班	1 応急食料の確保及び輸送に関する事 2 救援物資の確保及び輸送に関する事 3 食料及び物資調達応援協定業者等との連絡及び協力要請に関する事 4 安否情報の収集に関する事 5 遺体の収容及び埋火葬に関する事 6 窓口事務に関する事 7 自主防災組織との連絡調整に関する事 8 地域集会施設の点検、整備及び復旧に関する事 9 ボランティアの受付及び派遣に関する事 10 他班の応援に関する事
市民部 課税課 納税課	調査班	1 被害状況(土地・家屋ほか)の調査、集計及び報告に関する事 2 罷災証明の発行に関する事 3 被災者に対する市税の減免及び徴収猶予等に関する事 4 他班への応援に関する事
産業環境部 環境政策課 生活環境課	清掃防疫班	1 し尿及びごみ処理に関する事 2 清掃事業施設の点検、整備及び復旧に関する事 3 被災地の清掃及び消毒に関する事 4 その他環境衛生に関する事 5 緑地及び保存樹木の被害状況調査及び報告に関する事
産業環境部 産業振興課	経済班	1 商業及び農業の被害状況調査及び災害応急対策に関する事 2 中小企業及び農業関係に対する資金融資に関する事 3 羽用水路の点検、整備及び復旧に関する事 4 工業関係の被害状況調査及び報告に関する事 5 所管施設の点検、整備及び復旧に関する事 6 部内の連絡調整及び責任者(部長)の補佐に関する事 7 他班への応援に関する事
福祉健康部 社会福祉課 障害福祉課 高齢福祉介護課	福祉厚生班	1 福祉施設(保育施設を除く)の点検、整備及び復旧に関する事 2 福祉施設利用者の避難誘導に関する事 3 高齢者及び障害のある人の被害状況の把握に関する事 4 身体障害者等に対する保護及び救助に関する事 5 社会福祉団体との連絡及び協力要請に関する事 6 福祉避難所の開設、運営に関する事 7 義援金品の受領及び配分に関する事 8 災害弔慰金の支給及び災害救護資金の融資に関する事 9 その他被災者の福祉に関する事

部課等名	班名	武力攻撃事態等における業務
福祉健康部 健康課 子ども家庭部 子ども政策課 子育て支援課 こども家庭センター	救護班	<p>1 医療機関との連絡調整及び応援要請に関すること</p> <p>2 医療救護班の編成及び派遣に関すること</p> <p>3 救護所の開設及び医薬品等の供給確保に関すること</p> <p>4 乳幼児及び妊産婦の救護に関すること</p> <p>5 感染症の予防に関すること</p> <p>6 感染症患者の収容、隔離に関すること</p> <p>7 児童福祉施設の被害状況調査及び報告に関すること</p> <p>8 保育園児の避難状況調査及び報告に関すること</p> <p>9 保育園児等の避難及び救護に関すること</p> <p>10 部内の連絡調整及び責任者（部長）の補佐に関すること</p>
まちづくり部 都市計画課 区画整理課 土木課 建築課	都市建設班	<p>1 道路、橋梁及び河川の被害状況調査及び報告に関すること</p> <p>2 道路、橋梁その他土木施設の整備及び復旧に関すること</p> <p>3 道路、河川等における障害物の除去に関すること</p> <p>4 国民保護に必要な労務の調達、確保及び供給に関すること</p> <p>5 倒壊物、崩土等の処理に関すること</p> <p>6 応急仮設住宅等の建設及び応急修理に関すること</p> <p>7 公共土木施設及び建築物等の被害状況調査及び報告に関すること</p> <p>8 公共土木施設及び建築物等の点検、整備及び復旧に関すること</p> <p>9 羽村市建設防災協力会等との連絡及び協力要請に関すること</p> <p>10 応急復旧用資機材及び機器の確保に関すること</p> <p>11 緊急交通路の確保に関すること</p> <p>12 公園及び公園施設の被害状況調査及び報告に関すること</p> <p>13 公園及び公園施設の点検、整備及び復旧に関すること</p> <p>14 動物公園の被害状況調査及び報告に関すること</p> <p>15 応急危険度判定に関すること</p> <p>16 その他都市施設の被害状況の調査及び報告に関すること</p> <p>17 被災地域の災害復旧計画に関すること</p> <p>18 その他災害復旧に関すること</p> <p>19 部内の連絡調整及び責任者（部長）の補佐に関すること</p> <p>20 区画整理実施区域内の被害状況の調査及び報告に関すること</p> <p>21 区画整理実施区域内の災害復旧に関すること</p> <p>22 他班への応援に関すること</p>
上下水道部 上下水道業務課	上下水道本部班	<p>1 市対策本部及び東京都との情報連絡に関すること</p> <p>2 被害状況、応急給水箇所の把握に関すること</p> <p>3 給水可能区域の把握、復旧の指揮に関すること</p> <p>4 水道関連業者への応援要請に関すること</p> <p>5 部内の連絡調整及び責任者（部長）の補佐に関すること</p> <p>6 その他、他班に属さないこと</p>

部課等名	班名	武力攻撃事態等における業務
議会事務局 選挙管理委員会事務局 監査委員事務局	給水班	1 給水用資材の確保に関すること 2 応急給水に関すること 3 避難所、医療機関等の重要施設の状況の点検に関すること
上下水道部 上下水道設備課	上水道設備班	1 水源・浄水・配水設備の点検、整備及び復旧に関すること 2 飲料水の水質検査及びその応急措置に関すること 3 応急給水用の清浄水の確保に関すること 4 導水・送水・配水管等の点検、整備及び復旧に関すること 5 復旧資材の確保等に関すること 6 管路の応急復旧に関すること 7 管路の二次災害防止に関すること
	下水道設備班	1 下水道施設の被害状況調査及び報告に関すること 2 下水道施設の点検、整備及び復旧に関すること 3 下水道施設の災害復旧計画に関すること
教育委員会 生涯学習部 学校教育課 教育支援課 教育相談室	学校教育班	1 児童及び生徒の被害状況の調査に関すること 2 学校との連絡調整に関すること 3 被害児童及び生徒の救護及び応急教育に関すること 4 被害児童及び生徒の学用品等の支給に関すること 5 他班への応援に関すること
教育委員会 生涯学習部 生涯学習総務課 生涯学習推進課 スポーツ推進課 図書館 郷土博物館	施設班	1 学校施設の災害対策に関すること 2 学校施設の被害状況調査及び報告に関すること 3 学校施設の点検、整備及び復旧に関すること 4 社会教育施設の被害状況調査及び報告に関すること 5 社会教育施設利用者の被害状況調査及び救護に関すること 6 社会教育施設の点検、整備及び復旧に関すること 7 文化財の保護に関すること 8 部内の連絡調整及び責任者（部長）の補佐に関すること 9 他班への応援に関すること
教育委員会 生涯学習部 生涯学習総務課 総務部 防災安全課	避難所班	1 避難所の開設及び運営に関すること 2 避難者名簿の作成に関すること 3 避難所の連絡調整に関すること 4 避難所での応急食料の配分に関すること
消防団	消防班	1 火災その他の災害の予防、警戒及び防御に関すること 2 救急及び救助に関すること 3 危険物等の設置に関すること 4 災害時の状況収集に関すること 5 その他消防に関すること
交通安全推進委員	交通班	1 災害時における交通整理に関すること

参考

【武力攻撃事態等における東京消防庁（消防署）の業務】

機関の名称	分掌事務
東京消防庁	1 火災その他の災害の予防、警戒及び防御に関すること
第九消防方面本部	2 消火、救助・救急に関すること
福生消防署	3 危険物等の措置に関すること 4 避難住民の誘導に関すること 5 警報伝達の協力に関すること 6 消防団との連携に関すること 7 生活関連等施設の安全確保に対する協力に関すること 8 前各号に掲げるもののほか、消防に関すること

（4）市対策本部における広報等

市は、武力攻撃事態等において、情報の錯綜等による混乱を防ぐために、住民に適時適切な情報提供や行政相談を行うため、市対策本部における広報広聴体制を整備する。

【市対策本部における広報体制】

① 広報責任者の設置

武力攻撃事態等において住民に正確かつ積極的に情報提供を行うため、広報を一元的に行う「広報責任者」を設置する。

② 広報手段

防災行政無線、広報紙・車、テレビ・ラジオ放送、記者会見、問い合わせ窓口の開設、市公式サイト、緊急速報メール等のほか様々な広報手段を活用して、住民等に迅速に提供できる体制を整備する。

③ 留意事項

- 広報の内容は、事実に基づく正確な情報であることとし、広報の時機を逸することのないよう迅速に対応する。
- 市対策本部において重要な方針を決定した場合など広報する情報の重要性等に応じて、市長自ら記者会見を行う。
- 都と連携した広報体制を構築する。

④ 関係する報道機関への情報提供

（5）市現地対策本部の設置

市は、被災現地における国民保護措置の的確かつ迅速な実施並びに国、都等の対策本部との連絡及び調整等のため現地における対策が必要であると認めるときは、市対策本部の事務の一部を行うため、市現地対策本部を設置する。

市現地対策本部長や市現地対策本部員は、市対策副本部長、市対策本部員その他の職員のうちから市対策本部長が指名する者をもって充てる。

(6) 現地連絡調整所の設置

市は、発生現地において活動する機関が特段の連携を確保する必要がある場合は、都と連携し、各機関の参加を得て、現地周辺に現地連絡調整所を設置する。

《参加機関》

都、警察、消防、保健所、医療機関、自衛隊など現地で活動している機関

《実施内容》

- ・被災状況や各機関の活動状況の把握
- ・各機関が有する情報の共有
- ・現地における活動（避難誘導の実施等）の連携のための調整 等

市は、既に都又は関係機関により現地連絡調整所が設置されている場合は職員を派遣し、関係機関との情報共有及び活動調整を行う。

(7) 市対策本部長の権限

市対策本部長は、その区域における国民保護措置を総合的に推進するため、各種の国民保護措置の実施に当たっては、次に掲げる権限を適切に行使して、国民保護措置の的確かつ迅速な実施を図る。

① 市の区域内の国民保護措置に関する総合調整

市対策本部長は、市の区域に係る国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、当該市が実施する国民保護措置に関する総合調整を行う。

② 都対策本部長に対する総合調整の要請

市対策本部長は、特に必要があると認めるときは、都対策本部長に対して、都並びに指定公共機関及び指定地方公共機関が実施する国民保護措置に関して所要の総合調整を行うよう要請する。(*) また、市対策本部長は、特に必要があると認めるときは、都対策本部長に対して、国の対策本部長が指定行政機関及び指定公共機関が実施する国民保護措置に関する総合調整を行うよう要請することを求める。

この場合において、市対策本部長は、総合調整を要請する理由、総合調整に關係する機関等、要請の趣旨を明らかにする。

③ 情報の提供の求め

市対策本部長は、都対策本部長に対し、市の区域に係る国民保護措置の実施に関し総合調整を行うため必要があると認めるときは、必要な情報の提供を求める。

④ 国民保護措置に係る実施状況の報告又は資料の求め

市対策本部長は、総合調整を行うに際して、当該総合調整の関係機関に対し、市の区域に係る国民保護措置の実施の状況について報告又は資料の提出を求める。

⑤ 市教育委員会に対する措置の実施の求め

(*) 運送事業者である一の指定地方公共機関に対し、複数の区市町村から避難住民の運送の求めがなされた場合の調整など

市対策本部長は、市教育委員会に対し、市の区域に係る国民保護措置を実施するため必要な限度において、必要な措置を講ずるよう求める。

この場合において、市対策本部長は、措置の実施を要請する理由、要請する措置の内容等、当該求めの趣旨を明らかにして行う。

(8) 市対策本部の廃止

市長は、内閣総理大臣から、総務大臣（総務省消防庁）及び都知事を経由して市対策本部を設置すべき市の指定の解除の通知を受けたときは、遅滞なく、市対策本部を廃止する。

3 関係機関相互の連携

市は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、国、都、他の区市町村、指定公共機関及び指定地方公共機関その他関係機関と相互に密接に連携することとし、それぞれの関係機関と市との連携を円滑に進めるために必要な事項について、以下のとおり定める。

(1) 国・都の対策本部との連携

① 国・都の対策本部との連携

市は、都の対策本部及び都を通じ国・都の対策本部と各種の調整や情報共有を行うこと等により密接な連携を図る。この場合において、都の対策本部長から都対策本部派遣員として市職員の派遣の求めがあった場合は、職員を派遣し、情報共有等の体制を整える。

② 国・都の現地対策本部との連携

市は、国・都の現地対策本部が設置された場合は、連絡員を派遣すること等により、当該本部と緊密な連携を図る。また、運営が効率的であると判断される場合には、必要に応じて、都・国と調整の上、共同で現地対策本部を設置し、適宜情報交換等を行うとともに、共同で現地対策本部の運用を行う。

国の現地対策本部が武力攻撃事態等合同対策協議会を開催する場合には、市対策本部として、当該協議会へ参加し、国民保護措置に関する情報交換や相互協力に努める。

(2) 都知事、指定行政機関の長、指定地方行政機関の長等への措置要請等

① 都知事等への措置要請

市は、区域における国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、都知事その他都の執行機関（以下「都知事等」という。）に対し、その所掌事務に係る国民保護措置の実施に関し必要な要請を行う。この場合において、市は、要請する理由、活動内容等をできる限り具体的に明らかにして行う。

② 都知事に対する指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長への措置要請

市は、区域における国民保護措置の求めを的確かつ迅速に実施するため特に必要があると認めるときは、都知事等に対し、指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長への要請を行うよう求める。

③ 指定公共機関、指定地方公共機関への措置要請

市は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、関係する指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、その業務に係る国民保護措置の実施に関し必要な要請を行う。この場合において、市は、当該機関の業務内容に照らし、要請する理由や活動内容等をできる限り明らかにする。

(3) 自衛隊の部隊等の派遣要請の求め等

- 市は、国民保護措置を円滑に実施するため必要があると認めるときは、都知事に対し、自衛隊の部隊等の派遣要請を行うよう求める（国民保護等派遣）。
また、通信の途絶等により都知事に対する自衛隊の部隊等の派遣要請の求めができない場合は、努めて東京地方協力本部長又は当該市の協議会委員たる隊員を通じて、陸上自衛隊東部方面総監等を介し、防衛大臣に連絡する。
- 市は、国民保護等派遣を命ぜられた部隊のほか、防衛出動及び治安出動（*により出動した部隊とも、市対策本部及び現地連絡調整所において緊密な意思疎通を図る。
- 市は、住民の避難が必要となる場合において、自衛隊の侵害排除措置が行われるときは、避難住民の混乱の発生を防止するため、避難経路の選定等について、自衛隊から派遣された連絡官を通じ、関係機関（都、警視庁等）と十分に協議する。

(4) 他の区市町村長等に対する応援の要求、事務の委託

① 他の区市町村長等への応援の要求

- 市は、必要があると認めるときは、応援を求める理由及び活動内容等を具体的に明らかにしたうえで、他の区市町村長等に対して応援を求める。
- 応援を求める区市町村との間であらかじめ相互応援協定等が締結されている場合には、その相互応援協定等に基づき応援を求める。

② 都への応援の要求

市は、必要があると認めるときは、都知事等に対し応援を求める。この場合、応援を求める理由及び活動内容等を具体的に明らかにする。

③ 事務の一部の委託

- 市が、国民保護措置の実施のため、事務の一部を他の地方公共団体に委託する

（*）内閣総理大臣の命令に基づく治安出動（自衛隊法第78条）及び都知事の要請に基づく治安出動（自衛隊法第81条）

ときは、平素からの調整内容を踏まえ、以下の事項を明らかにして委託を行う。

- ・委託事務の範囲並びに委託事務の管理及び執行の方法
- ・委託事務に要する経費の支弁の方法その他必要な事項

○ 他の地方公共団体に対する事務の委託を行った場合、市は、上記事項を公示するとともに、都に届け出る。

また、事務の委託若しくは委託に係る事務の変更又は事務の廃止を行った場合は、市長はその内容を遅滞なく議会に報告する。

(5) 指定行政機関の長等に対する職員の派遣要請

① 市は、国民保護措置の実施のため必要があるときは、指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は特定指定公共機関（指定公共機関である特定独立行政法人をいう。）に対し、当該機関の職員の派遣の要請を行う。また、必要があるときは、地方自治法の規定に基づき、他の地方公共団体に対し、当該地方公共団体の職員の派遣を求める。

② 市は、①の要請を行うときは、都を経由して行う。ただし、人命の救助等のために緊急を要する場合は、直接要請を行う。また、当該要請等を行っても必要な職員の派遣が行われない場合などにおいて、国民保護措置の実施のため必要があるときは、都を経由して総務大臣に対し、①の職員の派遣について、あっせんを求める。

(6) 市の行う応援等

① 他の区市町村に対して行う応援等

○ 市は、他の区市町村から応援の求めがあった場合には、求められた応援を実施することができない場合及び他の機関が実施する国民保護措置と競合する場合など、正当な理由のある場合を除き、必要な応援を行う。

○ 他の区市町村から国民保護措置に係る事務の委託を受けた場合、市長は、所定の事項を議会に報告するとともに公示を行い、都に届け出る。

② 指定公共機関又は指定地方公共機関に対して行う応援等

市は、指定公共機関又は指定地方公共機関の行う国民保護措置の実施について労務、施設、設備又は物資の確保についての応援を求められた場合は、求められた応援を実施することができないとき及び他の機関が実施する国民保護措置と競合するときなど、正当な理由のある場合を除き、必要な応援を行う。

(7) 自主防災組織等に対する支援等

① 自主防災組織等に対する支援

市は、自主防災組織等による警報の内容の伝達、避難住民の誘導等の実施に関する

る協力について、その安全を十分に確保し、適切な情報の提供や、活動に対する資材の提供等により、自主防災組織等に対する必要な支援を行う。

② ボランティア活動への支援等

市は、武力攻撃事態等におけるボランティア活動に際しては、その安全を十分に確保する必要があることから、武力攻撃事態等の状況を踏まえ、その可否を判断する。

また、市は、安全の確保が十分であると判断した場合には、都と連携して、ボランティア関係団体等と相互に協力し、被災地又は避難先地域におけるニーズや活動を把握しボランティアへの情報提供を行うとともに、ボランティアの生活環境への配慮、避難所等に臨時に設置されるボランティア・センター等における登録・派遣調整等の受入体制の確保等に努め、その技能等の効果的な活用を図る。

③ 民間からの救援物資の受入れ

市は、都や関係機関等と連携し、国民、企業等からの救援物資について、受入れを希望するものを把握するとともに、救援物資の受入れ、仕分け及び避難所への配送等の体制の整備等を図る。

(8) 住民への協力要請

市は、国民保護法の規定により、次に掲げる措置を行うために必要があると認める場合には、住民に対し、必要な援助についての協力を要請する。この場合において、要請を受けて協力する者の安全の確保に十分に配慮する。

- 避難住民の誘導
- 避難住民等の救援
- 消火、負傷者の搬送、被災者の救助その他の武力攻撃災害への対処に関する措置
- 保健衛生の確保

4 通信の確保

(1) 情報通信手段の確保

市は、携帯電話、衛星携帯電話、移動系市防災行政無線等の移動系通信回線若しくは、インターネット、LGWAN（総合行政ネットワーク）、同報系無線、地域防災無線等の固定系通信回線の利用又は臨時回線の設定等により、市対策本部と市現地対策本部、現地連絡調整所、要避難地域、避難先地域等との間で国民保護措置の実施に必要な情報通信手段を確保する。

(2) 情報通信手段の機能確認

市は、必要に応じ、情報通信手段の機能確認を行うとともに、支障が生じた情報通信施設の応急復旧作業を行うこととし、そのための要員を直ちに現場に配置する。

また、直ちに都を通じて総務省消防庁にその状況を連絡する。

(3) 通信輻輳により生じる混信等の対策

市は、武力攻撃事態等における通信輻輳により生ずる混信等の対策のため必要に応じ、通信運用の指揮要員等を避難先地域等に配置し、自ら運用する無線局等の通信統制等を行うなど通信を確保するための措置を講ずるよう努める。

5 被災情報の収集及び報告

市は、被災情報を収集するとともに、都知事に報告することとされていることから、被災情報の収集及び報告に当たり必要な事項について、次のとおり定める。

- ① 市は、電話、防災行政無線その他の通信手段により、武力攻撃災害が発生した日時及び場所又は地域、発生した武力攻撃災害の状況の概要、人的及び物的被害の状況等の被災情報について収集する。
- ② 市は、情報収集に当たっては警視庁(警察署)、東京消防庁(消防署)との連絡を密にする。
- ③ 市は、収集した被災情報の第一報を、都^(*)に対し下記様式を用いて、電子メール、FAX等により直ちに報告する。
- ④ 市は、第一報を都に報告した後も、被災情報の収集に努めるとともに、収集した情報について下記様式を用いて、電子メール、FAX等により都が指定する時間に都に対し報告する。

なお、新たに重大な被害が発生した場合など、市が必要と判断した場合には、直ちに都に報告する。

(*) 災害の状況により都(対策本部)に報告できない場合は、総務省消防庁へ報告する。

【被災情報の報告様式】

年 月 日に発生した〇〇〇による被害（第 報）

年 月 日 時 分

羽村市

1 武力攻撃災害が発生した日時、場所（又は地域）

(1) 発生日時 年 月 日

(2) 発生場所 羽村市△△丁目 番 号（北緯 度、東経 度）

2 発生した武力攻撃災害の状況の概要

3 人的・物的被害状況

人的被害			住家被害		その他
死者	行方 不明者	負傷者	全壊	半壊	
		重傷			
(人)	(人)	(人)	(人)	(棟)	(棟)

※ 可能な場合、死者について、死亡年月日、性別、年齢及び死亡時の概況を一人ずつ記入してください。

死亡年月日	性別	年齢	概況

6 特殊標章等の交付及び管理

市長（水防管理者）は、「赤十字標章等及び特殊標章等に係る事務の運用に関するガイドライン（平成17年8月2日閣副安危第321号内閣官房副長官補（安全保障・危機管理担当）付内閣参事官（事態法制担当）通知」に基づき、具体的な交付要綱を作成した上で、それぞれ以下に示す職員等に対し、特殊標章等を交付及び使用させる

市が特殊標章を交付する者

- ・ 市の職員で国民保護措置に係る職務を行う者
- ・ 消防団長及び消防団員
- ・ 市長の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
- ・ 市長が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者

7 国民の権利・利益の救済に係る手続き

(1) 国民の権利・利益の迅速な救済

市は、国民保護措置の実施に伴う損失補償、国民保護措置に係る不服申立て又は訴訟その他の国民の権利利益の救済に係る手続を迅速に処理するため、国民からの問い合わせに対応するための総合的な窓口を開設する。

また、必要に応じ外部の専門家等の協力を得ることなどにより、国民の権利利益の救済のため迅速に対応する。

【国民の権利・利益の救済に係る手続項目一覧】

損失補償 (法第159条第1項)	特定物資の収用に関すること。 (法第81条第2項)
	特定物資の保管命令に関すること。 (法第81条第3項)
	土地等の使用に関すること。 (法第82条)
	応急公用負担に関すること。 (法第113条第1項・5項)
損害補償 (法第160条)	国民への協力要請によるもの (法第70条第1・3項、80条第1項、115条第1項、123条第1項)
不服申立てに関すること。 (法第6条、175条)	
訴訟に関すること。 (法第6条、175条)	

※表中の「法」とは「国民保護法」を示す。

(2) 国民の権利・利益に関する文書の保存

市は、国民の権利利益の救済の手続に関連する文書（公用令書の写し、協力の要請日時、場所、協力者、要請者、内容等を記した書類等）を、羽村市文書管理規程（昭和40年3月31日規定第2号）等の定めるところにより、適切に保存する。この場合において、国民の権利利益の救済を確実に行うため、武力攻撃災害による当該文書の逸失等を防ぐために、安全な場所に確実に保管する等の配慮を行う。

市は、これらの手続に関連する文書について、武力攻撃事態等が継続している場合及び国民保護措置に関して不服申立て又は訴訟が提起されている場合には保存期間を延長する。

第2節 警報等

1 警報の伝達等

市は、武力攻撃事態等において、住民の生命、身体及び財産を保護するため、警報の内容の迅速かつ的確な伝達及び通知を行うことが極めて重要であることから、警報の伝達及び通知等に必要な事項について、次のとおり定める。

(1) 警報の内容の伝達・通知

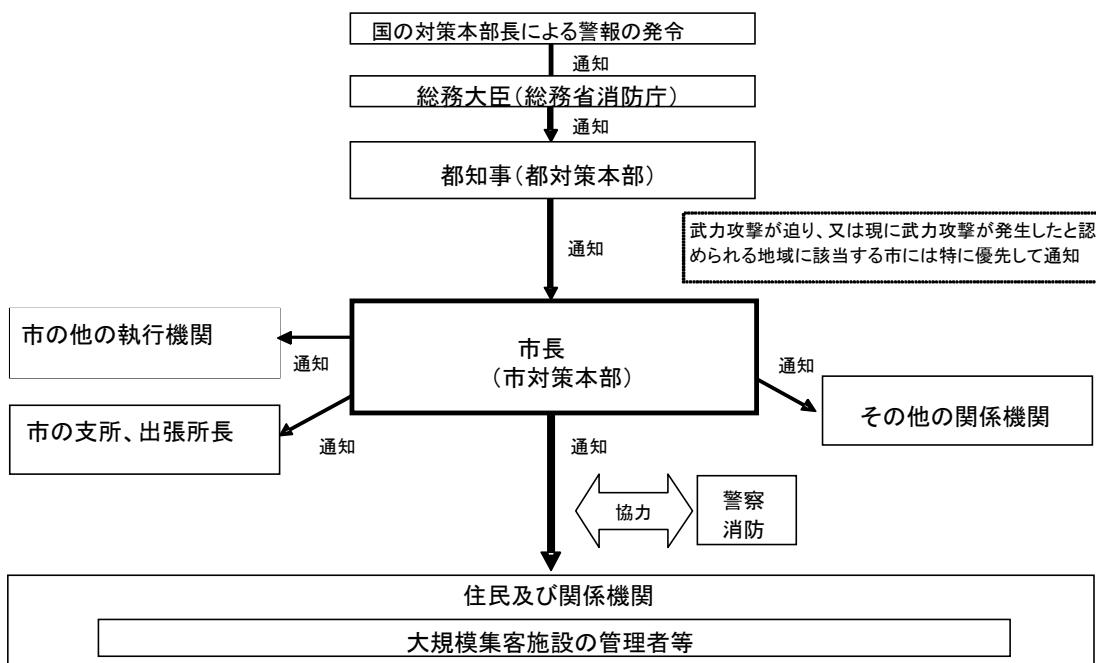
① 警報の内容の伝達等

- 市は、都から警報の内容の通知を受けた場合には、あらかじめ定めた伝達方法（伝達先、手段、伝達順位）により、直ちに住民及び関係機関等に警報の内容を伝達する。
- 市は、都と協力して、直ちに区域内の大規模集客施設について、あらかじめ定めた伝達先へ直ちに警報の内容を伝達する。

② 警報の内容の通知

- 市は、当該市関係機関及び私立保育園、幼稚園、福祉施設、学校等に対し、警報の内容を通知する。
- 市は、警報が発令された旨の報道発表については直ちに行うとともに、市公式サイト(<http://www.city.hamura.tokyo.jp/>)に警報の内容を掲載する。

《関係機関への警報の通知・伝達の仕組み》



③ 住民がとるべき行動

- 落ち着いて情報収集に努める（防災行政無線、テレビ、ラジオ等）
- 警報の内容に応じ、直ちに身を守る行動をとる。

(2) 警報の内容の伝達方法

① 警報の内容の伝達方法については、当面の間は、現在、市が保有する伝達手段に基づき、原則として以下の要領により行う。

- 「武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に市が含まれる場合

この場合においては、原則として、同報系防災行政無線で国が定めたサイレンを最大音量で吹鳴して住民に注意喚起した後、武力攻撃事態等において警報が発令された事実等を周知する。

- 「武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に市が含まれない場合

- この場合においては、原則として、サイレンは使用せず、防災行政無線やホームページへの掲載をはじめとする手段により周知を図る。
- 市が特に必要と認める場合には、サイレンを使用して住民に周知を図る。

また、広報車の使用、自主防災組織による各世帯等への伝達、町内会・自治会等への協力依頼などの防災行政無線による伝達以外の方法も活用する。

② 市は、警報の内容の伝達に当たり、東京消防庁（消防署）の協力が得られるよう、その消火活動及び救助・救急活動の状況に留意し、緊密な連携を図る。なお、この場合、消防団は、消防総監又は消防署長の所轄の下に行動するものとする。

また、市は、交番、駐在所、パトカー等の勤務員による拡声機や標示を活用した警報の内容の伝達が的確かつ迅速に行われるよう、警視庁（警察署）と緊密な連携を図る。

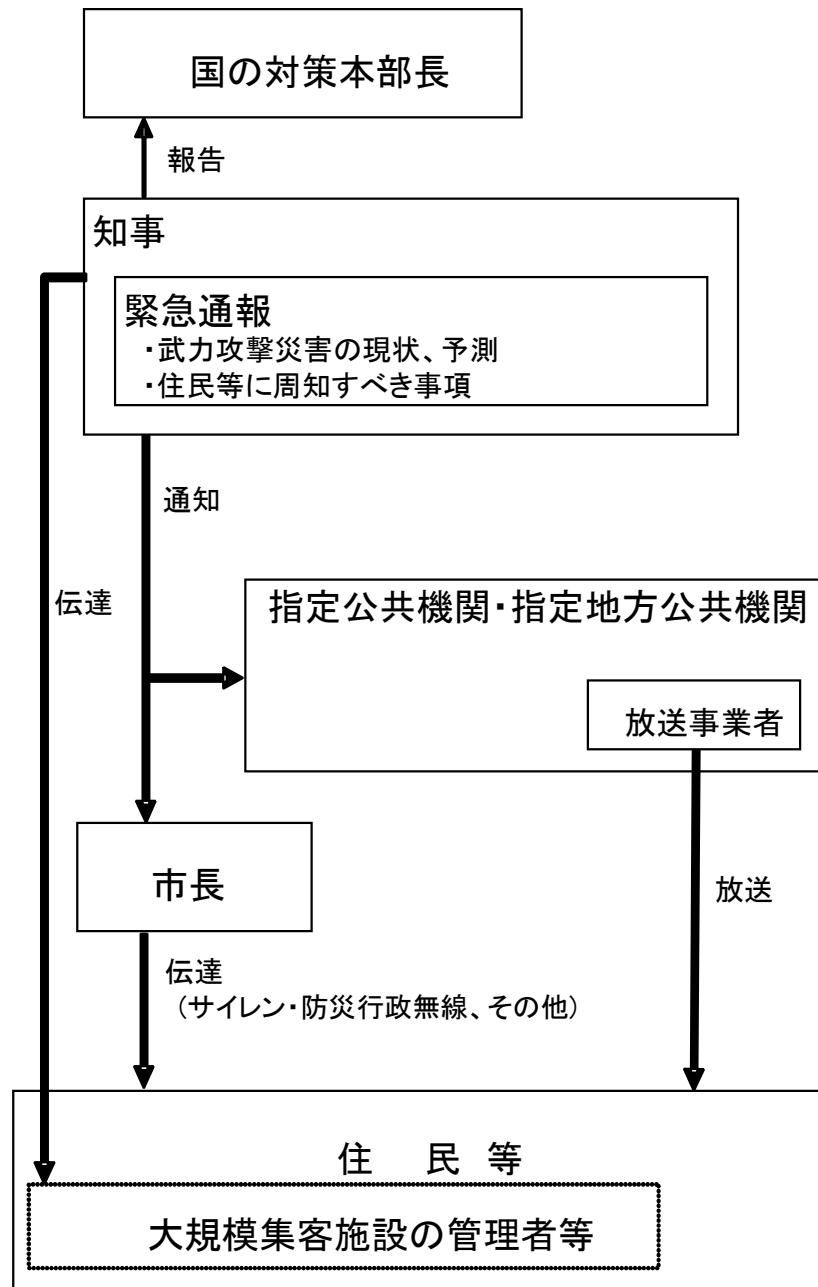
③ 警報の内容の伝達においては、特に、高齢者、障害者、外国人等に対する伝達に配慮するものとし、具体的には、要配慮者について、迅速に正しい情報が伝達され、避難などに備えられるような体制の整備に努める。

④ 警報の解除の伝達については、警報の伝達と同様に行う。ただし、原則として、サイレンは使用しない。

2 緊急通報の伝達及び通知

都知事が発令する緊急通報の住民や関係機関への伝達・通知方法については、原則として警報の伝達・通知方法と同様とする。

«緊急通報の発令の概要»



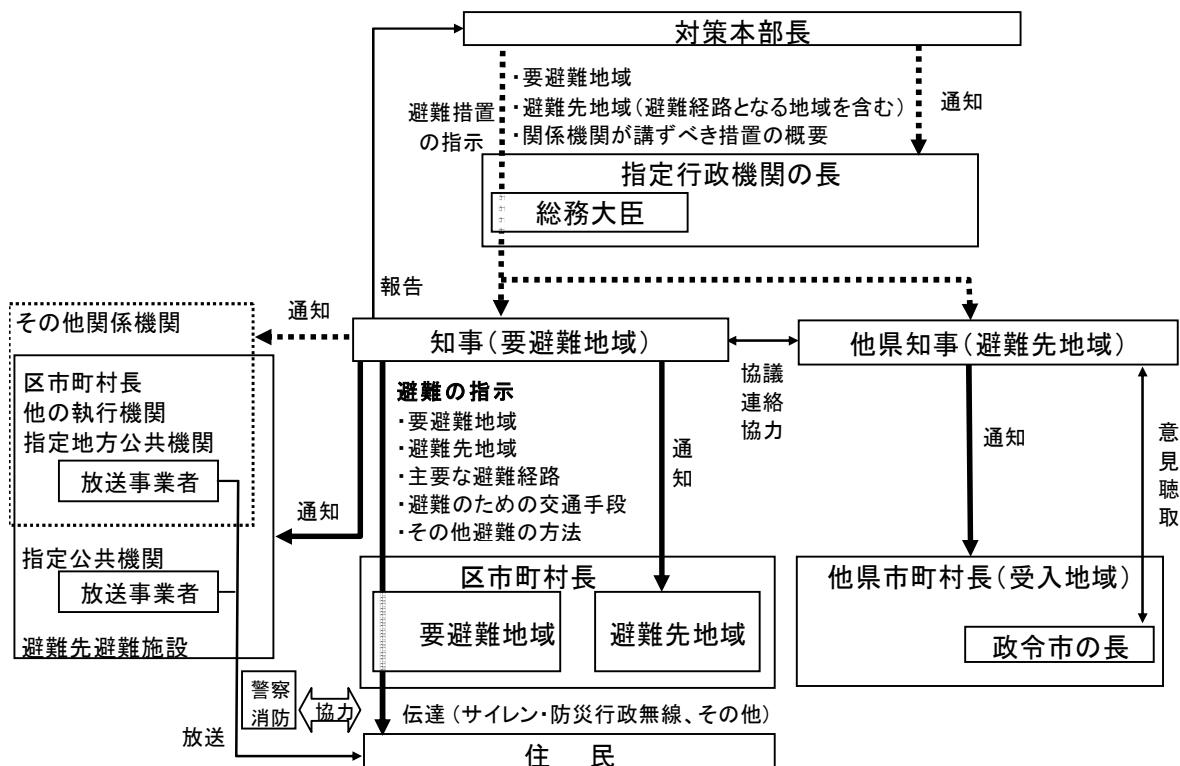
第3節 避難等

市は、都の避難の指示に基づいて、避難実施要領を作成し、避難住民の誘導を行うこととなる。市が住民の生命、身体、財産を守るために責務の中でも非常に重要なプロセスであることから、避難の指示の住民等への伝達及び避難住民の誘導について、次のとおり定める。

1 避難の指示の伝達

- ① 市は、都知事が迅速かつ的確に避難の指示を行えるよう、事態の状況を踏まえ、被災情報や現場における事態に関する情報、避難住民数、避難誘導の能力等の状況について、収集した情報を迅速に都に提供する。
 - ② 市は、都知事による避難の指示が行われた場合には、警報の内容の伝達に準じて、その内容を、住民に対して直ちに伝達する。
 - ③ 住民のとるべき行動
 - 状況に応じて適切な避難行動を取る。
 - 行政機関から避難の指示が出された場合は、指示に従って落ち着いて行動する。

《避難の指示の流れ》



2 避難実施要領

(1) 避難実施要領の策定

① 市は、避難の指示を受けた場合は、平素に策定しておいた避難実施要領のパターンを参考にしつつ、各執行機関、都、警視庁（警察署）、東京消防庁（消防署）、自衛隊等の関係機関の意見を聞いた上で、避難の指示の内容に応じた避難実施要領を的確かつ迅速に策定する。

その際、避難実施要領の通知・伝達が避難の指示後遅滞無く行えるようその迅速な作成に留意する。

② 避難の指示の内容が修正された場合又は事態の状況が変化した場合には、直ちに、避難実施要領の内容を修正する。

【避難実施要領に定める事項（法定事項）】

- ・避難の経路、避難の手段その他避難の方法に関する事項
- ・避難住民の誘導の実施方法、避難住民の誘導に係る関係職員の配置その他避難住民の誘導に関する事項
- ・その他避難の実施に関し必要な事項

(2) 避難実施要領に記載する項目

市は、上記法定事項、都国民保護計画に基づき、次に掲げる項目を避難実施要領において定める。

ただし、緊急の場合には、事態の状況等を踏まえて、当初は法定事項を箇条書きにするなど、避難実施要領を簡潔な内容で作成するなど柔軟に対応する。

- ① 要避難地域及び避難住民の誘導の実施単位
- ② 避難先
- ③ 一時集合場所及び集合方法
- ④ 集合時間
- ⑤ 集合に当たっての留意事項
- ⑥ 避難の手段及び避難の経路
- ⑦ 市職員の配置等
- ⑧ 要配慮者への対応
- ⑨ 要避難地域における残留者の確認
- ⑩ 避難誘導中の食料等の支援
- ⑪ 避難住民の携行品、服装
- ⑫ 避難誘導から離脱してしまった際の緊急連絡先等

(3) 避難実施要領の策定の際における考慮事項

避難実施要領の策定に際しては、以下の点に考慮する。

- ① 避難の指示の内容の確認
(地域毎の避難の時期、優先度、避難の形態)
- ② 事態の状況の把握 (警報の内容や被災情報の分析)
(特に、避難の指示以前に自主的な避難が行われる状況も勘案)
- ③ 避難住民の概数把握
- ④ 誘導の手段の把握 (屋内避難、徒歩による移動避難、長距離避難 (運送事業者である指定地方公共機関等による運送))
- ⑤ 輸送手段の確保の調整
(都との役割分担、運送事業者との連絡網、一時避難場所の選定)
- ⑥ 要配慮者の避難方法の決定 (要配慮者対策班の設置)
- ⑦ 避難経路や交通規制の調整 (具体的な避難経路、警視庁(警察署)との避難経路の選定・自家用車等の使用に係る調整、道路の状況に係る道路管理者との調整)
- ⑧ 職員の配置 (各地域への職員の割り当て、現地派遣職員の選定)
- ⑨ 関係機関との調整 (現地連絡調整所の設置、連絡手段の確保)
- ⑩ 自衛隊及び米軍の行動と避難経路や避難手段の調整 (都対策本部との調整、国の対策本部長による利用指針を踏まえた対応)

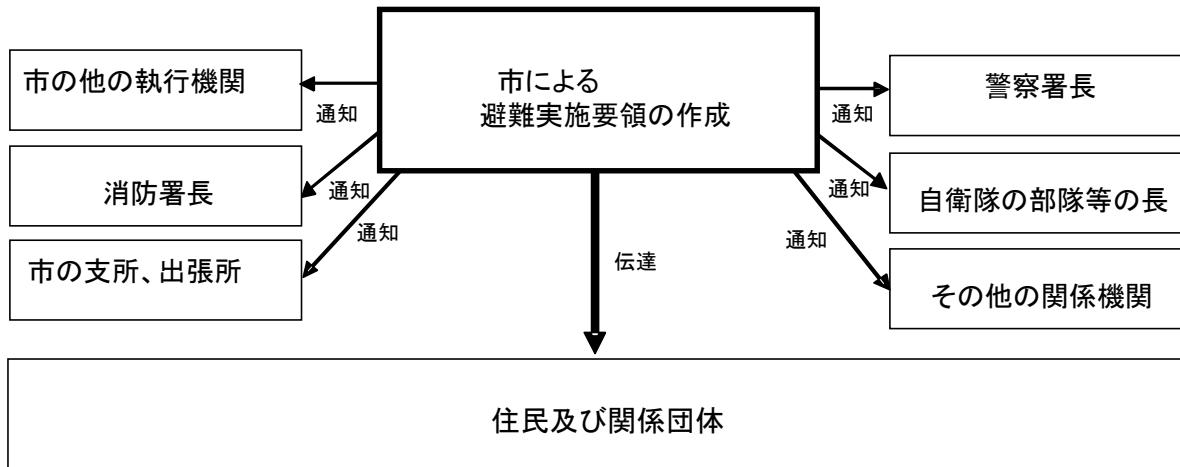
(4) 国の対策本部長による利用指針の調整

- 市は、自衛隊や米軍の行動と国民保護措置の実施について、道路等における利用のニーズが競合する場合には、国の対策本部長による「利用指針」の策定に係る調整が開始されるように、都を通じて、国の対策本部に早急に現場の状況等を連絡する。
- 市は、都を通じた国の対策本部長による意見聴取 (武力攻撃事態等における特定公共施設等の利用に関する法律第6条第3項等) 及び国の対策本部長からの情報提供の求め (同法第6条第4項等) に適切に対応できるよう、避難の現状、施設の利用の必要性や緊急性等について、意見や関連する情報をまとめること。

(5) 避難実施要領の内容の伝達等

市は、避難実施要領を策定後、直ちに、その内容を、住民及び関係団体に伝達する。その際、住民に対しては、迅速な対応がとれるよう、各地域の住民に関係する情報を的確に伝達するように努める。

また、市は、その内容を直ちに市関係機関、消防署長、警察署長及び自衛隊東京地方協力本部長並びにその他の関係機関に通知するとともに、報道関係者に対して、避難実施要領の内容を提供する。



3 避難住民の誘導

(1) 市による避難住民の誘導

市は、避難実施要領で定めるところにより、その職員を指揮し、消防総監（消防署長）及び消防団長と協力して避難住民を避難先地域まで誘導する。

その際、避難実施要領の内容に沿って、町内会・自治会、学校、事業所等を単位として誘導を行う。ただし、緊急の場合には、この限りではない。

また、この場合、市は、避難実施要領に沿って、避難経路の要所に職員を配置して、各種の連絡調整に当たらせるとともに、行政機関の車両や案内板を配置して、誘導の円滑化を図る。この場合において、職員には、住民に対する避難誘導活動への理解や協力を得られるよう、防災服、腕章、旗、特殊標章等を携行させる。

(2) 東京消防庁との連携

市は、避難住民の誘導を行うに当たっては、消火活動及び救助・救急活動の状況を勘案した上で、消防総監（消防署長）の協力を得て実施する。

なお、消防団は、消防総監又は消防署長の所轄の下に行動するものとする。

(3) 避難誘導を行う関係機関との連携

市は、必要があると認めるときは、警察署長又は国民保護措置の実施を命ぜられた自衛隊の部隊等の長に対して、警察官、自衛官（以下、「警察官等」という。）による避難住民の誘導を要請する。

市は、これらの誘導における現場での調整を円滑に行い、事態の変化に迅速に対応できるよう、事態の規模・状況に応じて現地連絡調整所を設け、関係機関との情報共有及び活動調整を行う。

(4) 自主防災組織等に対する協力の要請

市は、避難住民の誘導に当たっては、自主防災組織等の地域においてリーダーとなる住民に対して、避難住民の誘導に必要な援助について、協力を要請する。

(5) 誘導時における食品の給与等の実施や情報の提供

市は、避難住民の誘導に際しては、都と連携して、食料及び飲料水の供給、医療の提供その他の便宜を図る。

市は、避難住民の心理を勘案し、避難住民に対して、必要な情報を適時適切に提供する。その際、避難住民の不安の軽減のために、可能な限り、事態の状況等とともに、行政側の対応についての情報を提供する。

(6) 要配慮者への配慮

市は、要配慮者の避難を万全に行うため、要配慮者対策班を設置し、都要配慮者対策総括部と連携しつつ、社会福祉協議会、民生・児童委員、障害者団体等と協力して、要配慮者への連絡、運送手段の確保を的確に行うものとする。

なお、市は、要配慮者の避難に関して、避難場所、避難所等の拠点までの運送を支援する。

(7) 残留者等への対応

避難住民の誘導に当たる市職員は、警視庁（警察署）、東京消防庁（消防署）と共に、避難の指示に従わずて要避難地域にとどまる者に対しては、事態の状況等に関する情報に基づき丁寧な説明を行い、残留者の説得に努めるとともに、避難に伴う混雑等により危険な事態が発生する場合には、必要な警告や指示を行う。

(8) 避難場所の運営

市は、区域内に所在する避難場所を運営する。その際、要配慮者や女性に配慮した運営に努める。

(9) 避難所等における安全確保等

市は、警視庁（警察署）が行う被災地、避難所等における犯罪の予防のための活動に必要な協力をするとともに警視庁（警察署）と協力し住民等からの相談に対応するなど住民等の不安の軽減に努める。

市は、その管理する避難所において、都が定める避難所の安全基準に基づき、施設及び施設内の設備等を適切に保全する。

(10) 動物の保護等に関する配慮

市は、「動物の保護等に関する地方公共団体が配慮すべき事項についての基本的考え方について（平成17年8月31日付け環境省自然環境局総務課動物愛護管理室及び農林水産省生産局畜産部畜産企画課通知）」を踏まえ、以下の事項等について、所要の措置を講ずるよう努める。

- ・危険動物等の隔離対策
- ・要避難地域等において飼養又は保管されていた家庭動物等の保護等

(11) 通行禁止措置の周知

市は、道路の通行禁止等の措置を行ったときは、警視庁(警察署)と協力して、直ちに、住民等に周知徹底を図る。

(12) 都に対する要請等

- ① 市は、避難住民の誘導に際して食料、飲料水、医療品等が不足する場合には、都知事に対して、必要な支援の要請を行う。
この場合において、都による救護班等の応急医療体制との連携に注意する。
- ② 市は、避難住民の誘導に係る人的・物的な資源配分について他の区市町村と競合するなど広域的な調整が必要な場合は、都知事に対して、所要の調整を行うよう要請する。
- ③ 市は、都知事から、避難住民の誘導に関して、是正の指示があったときは、その指示の内容を踏まえて、適切な措置を講ずる。
- ④ 市は、避難住民の誘導に関して、都の区域を越えて避難誘導を行う際など当該市のみでは十分な対応が困難であると認めるときは、都知事に対して、避難誘導の補助を要請する。

(13) 避難住民の運送の求め等

市は、避難住民の運送が必要な場合において、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対して、避難住民の運送を求める。

この場合において、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関が正当な理由なく運送の求めに応じないと認めるときは、指定公共機関にあっては、都を通じて国の対策本部長に対し、指定地方公共機関にあっては、都対策本部長に、その旨を通知する。

(14) 避難住民の復帰のための措置

市は、避難の指示が解除された時は、避難住民の復帰に関する要領(復帰実施要領)を作成し、避難住民を復帰させるため必要な措置を講じる。

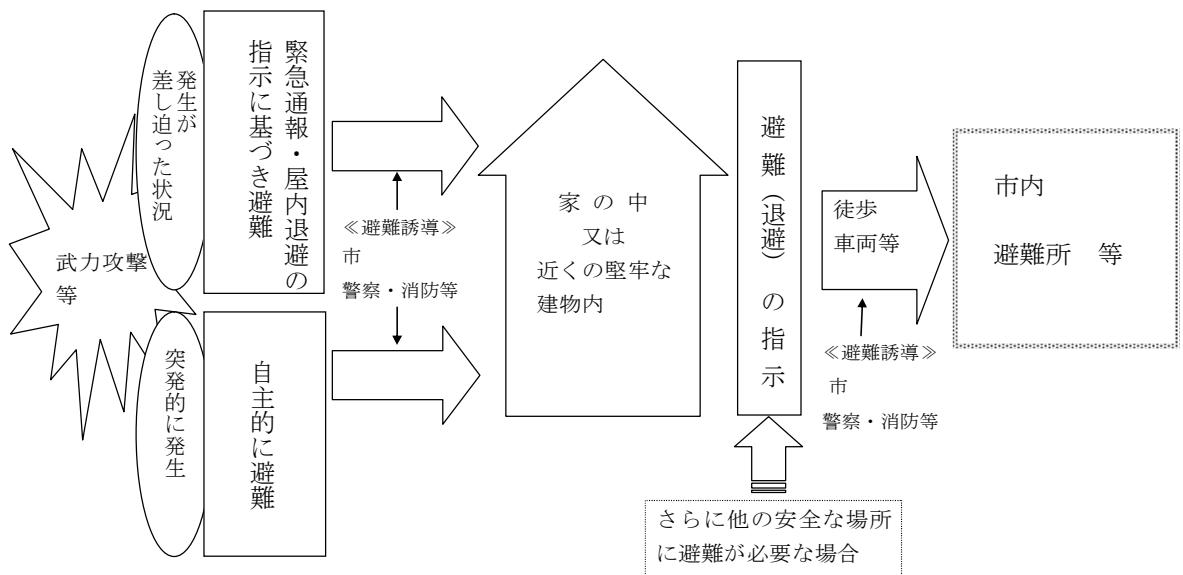
4 想定される避難の形態と市による誘導

(1) 突発的かつ局地的な事態の場合

弾道ミサイル攻撃、ゲリラ・特殊部隊による攻撃、テロ等

① 屋外で突発的に発生

市が要避難地域となった場合は、自主的あるいは当初の屋内避難（退避）の指示により建物内に避難した住民を、避難の指示等に基づき、避難所等まで誘導する。



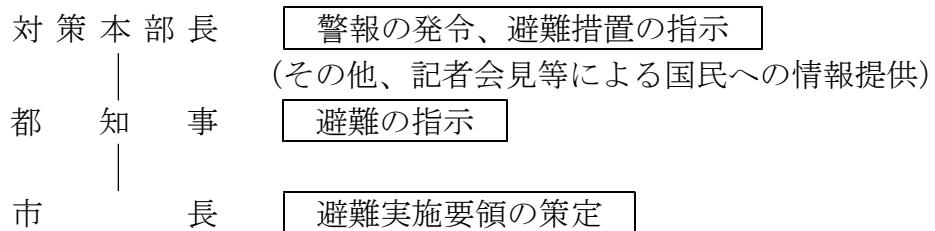
《該当する事態類型と避難上の留意点》

弾道ミサイル攻撃（通常弾頭、BC弾頭）

- 発射後短時間で着弾することが予想されるため、迅速な情報伝達等による被害の局限化が重要となる。
- 当初は、できるだけ近くのコンクリート造りの堅ろうな施設や建築物の地階、地下街、地下駅舎等の地下施設への避難の指示がなされる。
- 市は、ミサイル着弾後、被害内容が判明した後、都知事からの避難の指示の内容に沿って避難実施要領を策定し、避難住民を誘導する。
- 次の措置の流れを前提として、避難実施要領の内容は、あらかじめ出される避難措置の指示及び避難の指示に基づき、弾道ミサイルが発射された段階で迅速に個々人が対応できるよう、その取るべき行動を周知する。

（弾道ミサイル攻撃の場合の措置の流れ）

- ア 対策本部長は、弾道ミサイルの発射が差し迫っているとの警報を発令、避難措置を指示



イ 実際に弾道ミサイルが発射されたときは、対策本部長がその都度警報を発令

ゲリラ・特殊部隊による攻撃の場合

- ・ ゲリラ・特殊部隊による攻撃においても、対策本部長の避難措置の指示及び都知事による避難の指示を踏まえて、避難実施要領を策定し、迅速に避難住民の誘導を実施することが基本となる。
ただし、屋外での急襲的な攻撃に際しては、避難措置の指示を待たずに、攻撃当初は屋内に一時避難させ、その後安全措置を講じつつ適切な避難所に避難させる等の対応が必要である。
- ・ 状況により、退避の指示、警戒区域の設定等時宜に応じた措置が不可欠であるが、政府による事態認定前にゲリラ等の攻撃を受けた場合は、災害対策基本法等既存の法制を活用するなど、柔軟に対応する。
- ・ 当初の避難実施要領の策定に当たっては、法定事項を箇条書きにするなど、避難実施要領を簡潔な内容で作成する。その後、避難所に避難させる場合の同要領の策定は、各執行機関、都、警視庁（警察署）、東京消防庁

（消防署）、自衛隊等の関係機関の意見を聴き、それらの機関からの情報や助言を踏まえて、避難の方法を策定することが必要である。

また、事態の変化等に機敏に対応するため、現場における関係機関の情報を共有し、関係機関からの助言に基づく的確な措置を実施できるよう、現地連絡調整所を設けて活動調整に当たる。

航空攻撃（通常爆弾等）

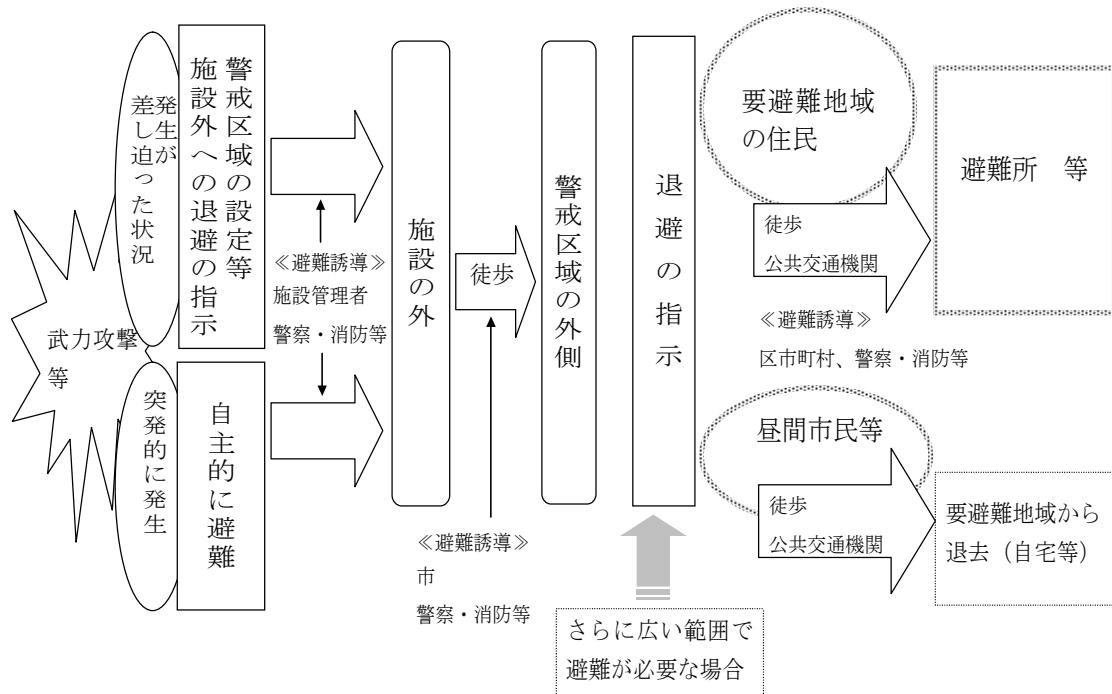
弾道ミサイル攻撃に準じる。

緊急対処事態（大規模テロ等）

大規模テロ等（緊急対処事態）への対処で記述

② 大規模集客施設等内で突発的に発生

市は、避難（退避）の指示により大規模集客施設等から施設外へ避難した住民等を、避難の指示等に基づき、避難所等まで誘導する。



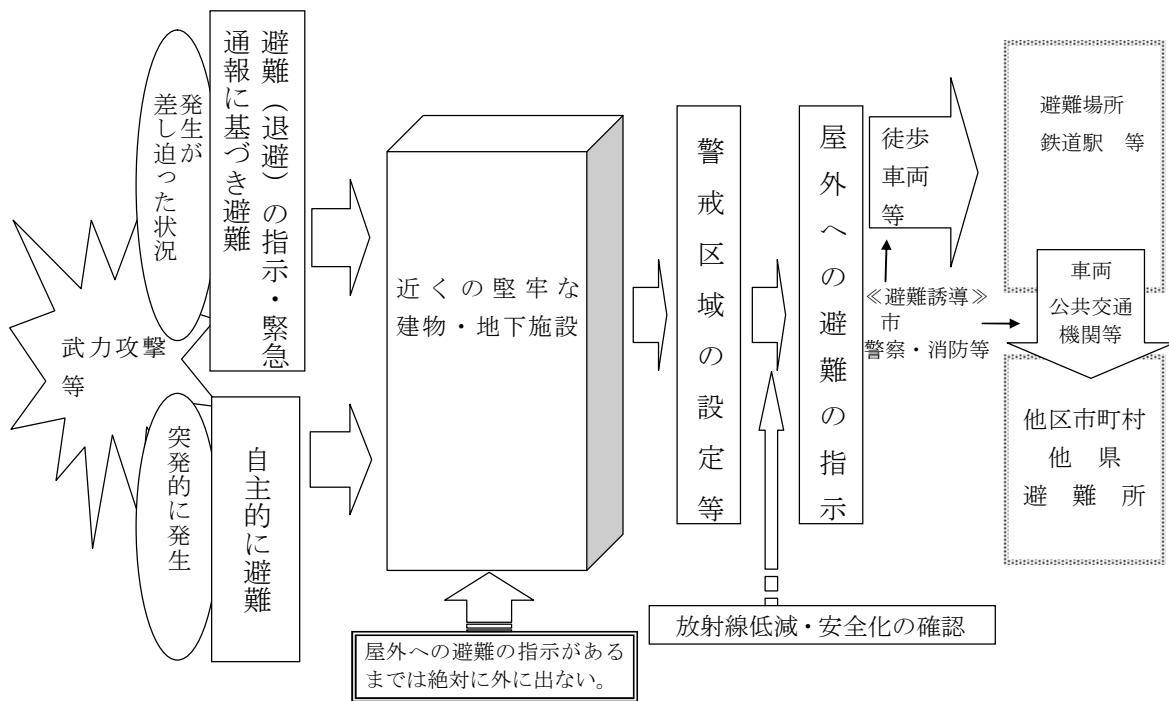
《該当する事態類型と避難上の留意点》

緊急対処事態（大規模テロ等（N B C攻撃を伴う場合を含む））

大規模テロ等（緊急対処事態）への対処で記述

(2) 突発的かつ広範囲な事態の場合

市が要避難地域となった場合は、屋内に避難した住民等を、避難の指示等に基づき、避難場所等を経て、他区市町村（他県）の避難所まで誘導する。



《該当する事態類型と避難上の留意点》

弾道ミサイル攻撃（核弾頭）

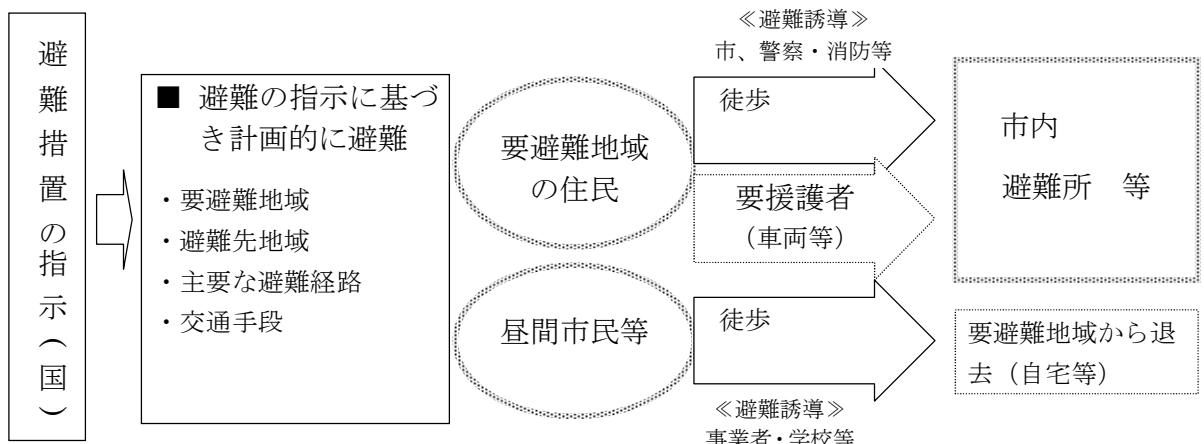
- ・ 攻撃当初は爆心地周辺から直ちに離れ、近くの堅牢な建物・地下施設等に避難する。
- ・ 一定時間経過後、放射線の影響を受けない安全な地域への避難の指示がなされる。
- ・ 核爆発に伴う熱線・熱風等による直接の被害を受けないものの放射性降下物の影響を受けるおそれのある地域は、放射線の影響を受けない安全な地域への避難の指示（風下をさけ極力風向きと垂直方向）がなされる。
- ・ 市は、ミサイル着弾後、被害内容が判明した後、都知事からの避難の指示の内容に沿って避難実施要領を策定し、避難住民を誘導。

航空攻撃（核弾頭）

弾道ミサイル攻撃（核弾頭）に準じる。

(3) 時間的余裕がありかつ局地的な事態の場合

市が要避難地域となった場合は、避難の指示等に基づき、避難住民を同一市内の避難所等まで誘導する。



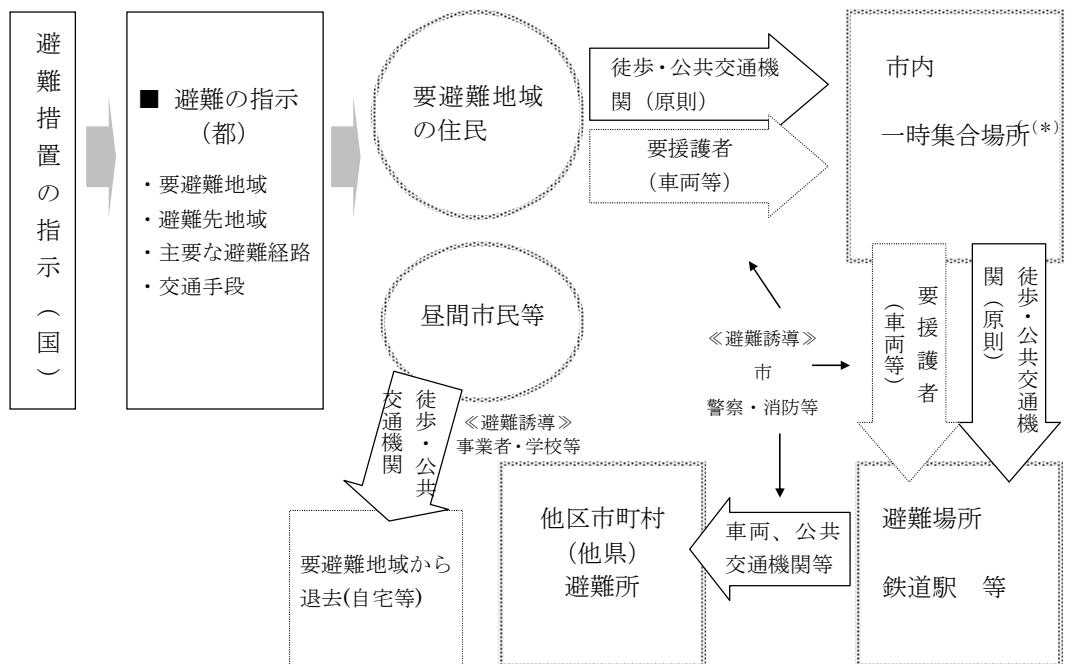
《該当する事態類型と避難上の留意点》

ゲリラ・特殊部隊による攻撃（施設占拠に伴う周辺住民の避難等）

警察等により周辺の安全を確保した上で、それらの避難誘導に従い避難する。

(4) 時間的余裕がありかつ広範囲な事態の場合

市が避難地域となった場合は、避難の指示等に基づき、避難住民を一時集合場所又は避難場所等を経て、他の区市町村（他県）まで誘導する。



《該当する事態類型と避難上の留意点》

着上陸侵攻

大規模な着上陸侵攻やその前提となる反復した航空攻撃等の本格的な侵略事態に伴う避難については、事前の準備が可能である一方、国民保護措置を

実施すべき地域が広範囲となり、都の区域を越える避難に伴う我が国全体としての調整等が必要となり、国の総合的な方針を待って対応することが必要となる。

このため、着上陸侵攻に伴う避難は、事態発生時における国の総合的な方針、それらに基づく都知事による指示等に基づき避難を行うことを基本として、平素から係る避難を想定した具体的な対応については、定めない。

第4節 救援

1 救援の実施

(1) 救援の実施

市は、都とあらかじめ調整した役割分担に基づき都及び関係機関と緊密な連携を図りながら、避難住民や被災住民に対する救援を行う。

(2) 救援の補助

市は、都知事が実施する救援措置の補助を行う。

(3) 住民の協力

救援を必要とする避難住民等及びその近隣の者は、救援に必要な援助について協力を要請されたときは、必要な協力をするよう努める。

なお、協力は住民等の自発的な意思に委ねられるものであって、その要請に当たって強制にわたることがあってはならない。

2 関係機関との連携

(1) 都への要請等

市は、救援を実施するために必要と判断したときは、都知事に対して国及び他の道府県に支援を求めるよう、具体的な支援内容を示して要請する。

(2) 他の区市町村との連携

市は、救援を実施するために必要と判断したときは、都知事に対し、他の区市町村との調整を行うよう要請する。

(3) 日本赤十字社との連携

市は、都知事が日本赤十字社に委託した救援の措置又はその応援の内容を踏まえ、日本赤十字社と連携しながら救援の措置を実施する。

(4) 緊急物資の運送の求め

市は、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、緊急物資の運送を求める場合は、避難住民の運送の求めに準じて行う。

3 救援の程度及び方法の基準

市は、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準」（平成25年内閣府告示第229号。以下「救援の程度及び基準」

という。) 及び都国民保護計画の内容に基づき救援の措置を行う。

この場合において、「救援の程度及び基準」によっては救援の適切な実施が困難であると判断したときは、都知事に対し、内閣総理大臣に特別な基準の設定についての意見を申し出るよう要請する。

4 救援の内容

(1) 収容施設の供与

① 避難所

ア 避難所・福祉避難所の開設、運営

市は、当該区域内が避難先地域となった場合、都との調整に基づき、避難先地域内に避難所を開設する。

なお、都があらかじめ指定する大規模な施設を避難所とする場合は都が開設する。

イ 避難所・福祉避難所の管理

市は、市の施設を避難所とする場合は、避難所の安全基準に基づき、施設及び施設内の設備等を適切に保全する。

(都の施設を避難所とする場合は「都」、民間施設を避難所とする場合は「当該施設の管理者」が、それぞれ管理を行う。)

ウ 救援センターの設置

市は、避難住民の生活を支援する総合窓口として、各避難所に「救援センター」を設置し、避難所開設期間を通じて必要な人員を配置する。

「救援センター」の職員は、関係機関やボランティアの協力を得て、次のような業務を行う。

- ・避難住民に対する食料等の配給
- ・医療、衛生管理、避難所生活に関する情報提供、相談対応
- ・避難住民の生活状況の把握
- ・市に対する物資、資材等の要請 等

エ 都対策本部（避難所支援本部^(*)）への報告

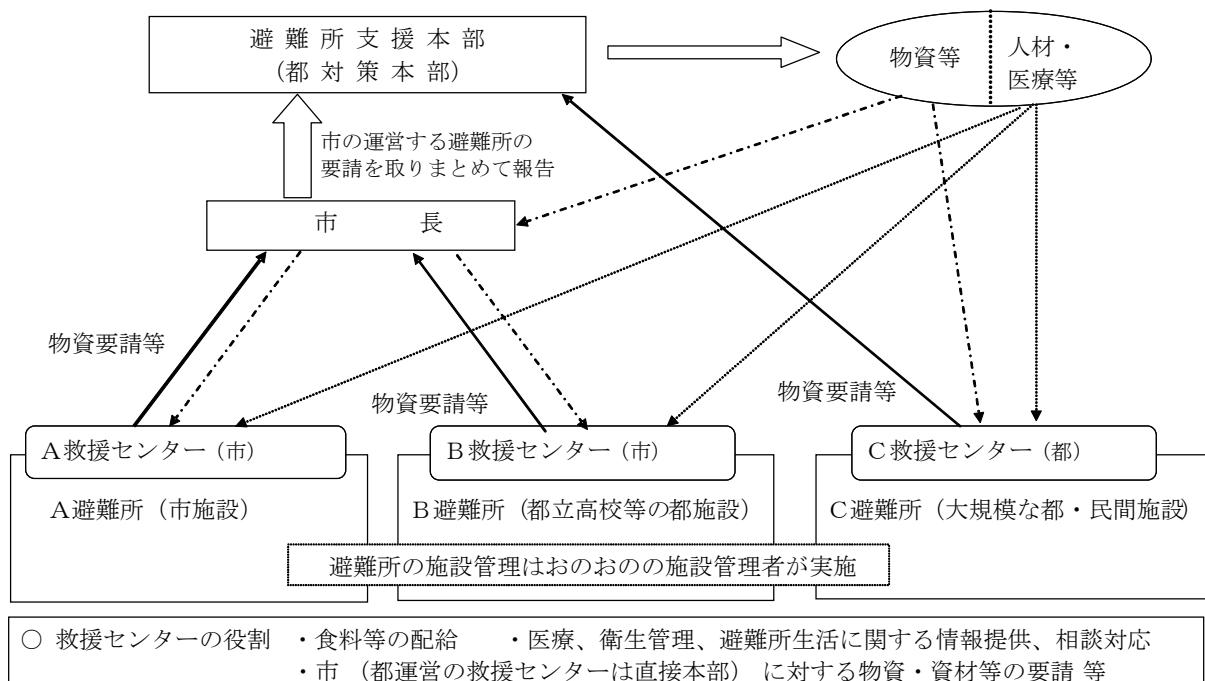
市は、避難所における物資の不足等に伴うニーズを取りまとめ、必要に応じて都対策本部（都対策本部に避難所支援本部が設置されている場合は当該支援本部）へ報告のうえ、救援物資の供給等を要請する。

(*) 都は、複数の区市町村に大規模な住民が避難し、多くの避難所が設置された場合において、大量の救援物資の供給等を円滑に実施するため、都対策本部に避難所支援本部を設置することとしている。

避難所支援本部は、区市町村等を通じて（都が運営する救援センターからは直接物資要請がなされる）、避難所において不足する物資等を把握し、広域的な観点から調整しつつ、次のような事項について、区市町村による避難所運営を支援することとしている。

- ・救援物資（食料、飲料水、生活必需品等）の供給
- ・応急医療の提供
- ・学用品の供給
- ・避難所における保健衛生の確保 等

『避難所支援本部・救援センターの役割』



② 応急仮設住宅等の供与、運営

市は、避難が長期に及ぶ場合又は復帰後も本来の住居が使用できない場合において、都が供与する応急仮設住宅等への入居者管理等を行う。

(2) 食料・飲料水及び生活必需品等の供給又は貸与

① 食料及び生活必需品等の供給等

食料及び生活必需品等の供給等は、都による一括調達を原則とし、必要に応じて都及び市における備蓄品を活用する。また、緊急時においては、市における備蓄品（都の事前配置分を含む。）又は調達品をもって充てる。

② 飲料水の供給

水道による飲料水の供給が不可能または困難になった場合、応急給水を実施し、必要に応じて、都に応援要請する。

(3) 医療の提供

① 医療に関する情報提供

市は、都と協力して、避難所周辺の医療機関の状況を把握するとともに避難住民に対して、利用可能な医療機関、診療科目等に関する情報を提供する。

② 被災者への医療の提供

市は、医療救護所の設置及び医療救護班等の派遣を行い、避難住民に対し医療等を提供するとともに、必要に応じて、都に対し、医療の提供に関し次の支援を求める。

- ・医薬品、医療資材の補充
- ・都医師会等に対する都医療救護班等の派遣要請
- ・その他広域的な応援要請

③ 患者の搬送

市は都と協力し、被災現場や避難場所、避難所から医療救護所まで患者を搬送する。

医療救護所から災害拠点病院等の医療施設への患者搬送については、都と連携して実施する。

なお、医療施設への搬送は、状況に応じて次により行うものとする。

- ・東京消防庁に対する搬送要請
- ・市や都の派遣する医療救護班が使用した自動車による搬送
- ・都が調達するヘリコプター等による搬送

(4) 被災者の捜索及び救出

市は、警視庁(警察署)又は東京消防庁(消防署)が中心となって行う被災者の捜索、救出に必要な協力をを行う。

(5) 埋葬及び火葬

市は、身元不明遺体を適正に保管し、適正期間経過後に火葬するとともに、遺留品、遺骨の保管を行う。

また、必要に応じて、都に対し、広域的な火葬の応援・協力を要請する。

(6) 電話その他の通信設備の提供

市は、避難所において、都が電気通信事業者である指定公共機関の協力を得て手配した通信機器等の設置場所の確保を行い、機器を被災者の利用に供し、管理する。

(7) 武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理

市は、武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理に関して、都が定める実施要領案に基づき募集、選定を行う。

(8) 学用品の給与

市は、被災により教科書、文房具、通学用品等の学用品を失った児童・生徒について、供与すべき必要量を把握し都に報告するとともに、この報告に基づき都が一括して調達した学用品を配付する。

(9) 行方不明者の捜索及び遺体処理

市は、警視庁(警察署)又は東京消防庁(消防署)が中心となって行う行方不明者の捜索に協力する。

市は、警視庁(警察署)等関係機関と連携して、遺体収容所の開設、遺体の搬送、収

容及び処理等を行う。

市は、遺体の処理の時期や場所、遺体の処理方法（遺体の洗浄、縫合、消毒等、一時保存及び検案等の措置）等について、都、警視庁（警察署）等と必要な調整を行う。

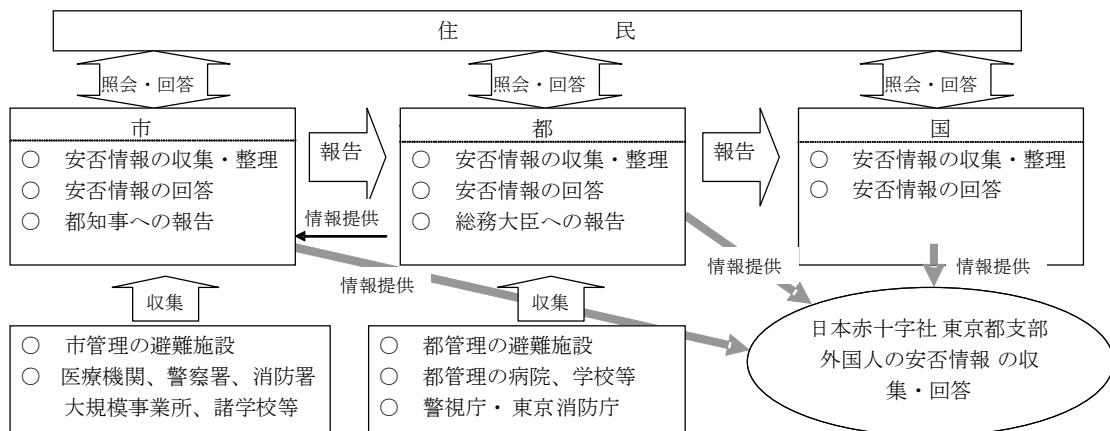
（10）武力攻撃災害によって住居又はその周辺に運び込まれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

市は、復帰先での生活確保を支援するため、武力攻撃災害のため住居又はその周辺に土石、竹木等が堆積し、日常生活に著しい支障を及ぼしており、住民自らの資力では除去することができない場合、都と協力し^{（*）}これらを除去する。

5 安否情報の収集・提供

市は、安否情報の収集及び提供を行うに当たっては、他の国民保護措置の実施状況を勘案の上、その緊急性や必要性を踏まえて行うものとし、安否情報の収集、整理及び報告並びに照会への回答について必要な事項を次のとおり定める。

《安否情報の収集、整理及び提供》



（1）安否情報の収集

① 安否情報の収集

市は、避難住民や負傷或いは死亡した住民の安否情報を、避難住民や医療機関などの関係機関から、武力攻撃事態等における安否情報の収集及び報告の方法並びに安否

情報の照会及び回答の手続その他の必要な事項を定める省令（平成17年総務省令第44号。以下「安否省令」という。）に規定する様式（以下「省令様式」という。）

（*）都は、広域的な観点から実施順位等を定め、区市町村と協力して土石、竹木等の除去を実施。

第1号及び第2号により収集する。

ただし、やむを得ない場合は、市が適當と認める他の方法により収集する。

《収集の役割分担》

- ・市 …………… 市管理の避難施設、市の施設（学校等）
区域内の医療機関、警察署、消防署、大規模事業所、諸学校等
- ・都 …………… 都管理の避難施設、都の施設（病院・学校等）
警視庁、東京消防庁等

② 安否情報収集への協力要請

市は、安否情報を保有する指定公共機関、指定地方公共機関及び医療機関等の関係機関に対し、安否情報の収集についての協力を要請する場合は、当該協力は、各機関の自主的な判断に基づき、その業務の範囲内で行われるものであることに留意する。

③ 安否情報の整理

市は、自ら収集した安否情報について、できる限り重複を排除し、情報の正確性の確保を図るよう努める。この場合において、重複している情報や必ずしも真偽が定かでない情報についても、その旨がわかるように整理をしておく。

（2）都に対する報告

市は、都への報告に当たっては、原則として、安否情報システムの入力で行い、安否情報システムが利用できない場合には、省令様式第3号に必要事項を記載した書面（電磁的記録を含む。）により都に送付する。ただし、事態が急迫している場合などこれらの方針によることができない場合は、口頭や電話などの報告を行う。

（3）安否情報の照会に対する回答

① 安否情報の照会の受付

- 市は、安否情報の照会窓口や照会方法について、市対策本部を設置すると同時に住民に周知する。
- 住民からの安否情報の照会については、原則として省令様式第4号に必要事項を記載した書面を窓口に提出することにより受け付ける。ただし、照会をしようとする者（以下「照会者」という。）が安否情報の照会を緊急に行う必要がある場合や遠隔地に居住している場合など、書面の提出によることができない場合は、口頭や電話、電子メールなどの照会も受け付ける。

② 照会者の本人確認

- 市は、窓口において安否情報の照会を受け付ける際には、照会者の本人確認を行うため、本人であることを証する書類（マイナンバーカード、運転免許証、健康保険の被保険証等）を窓口において提出又は提示させる。

- 市は、口頭や電話、電子メールなどによる安否情報の照会で、本人であることを証する書類を提出又は提示させることができない場合は、照会者の住所、氏名、生年月日、性別（以下「4情報」という。）について、住民基本台帳と照合することにより本人確認を行う。

なお、照会者が他区市町村に住所を有する場合は、安否省令第3条第3項に基づき、当該区市町村に問い合わせることにより4情報を照合し、本人確認を行う。

③ 安否情報の回答

- 市は、当該照会に係る安否情報を保有及び整理している場合には、②により本人確認を行った上で、当該照会が不当な目的によるものではなく、また、照会に対する回答により知り得た事項を不当な目的に使用されるおそれがないと認めるときは、省令様式第5号により、当該照会に係る者が避難住民に該当するか否か及び武力攻撃災害により死亡し、又は負傷しているか否かの別を回答する。
- 市は、照会に係る者の同意があるとき又は公益上特に必要があると認めるときは、照会が必要とする安否情報に応じ、必要と考えられる安否情報項目を省令様式第5号により回答する。
- 市は、安否情報の回答を行った場合には、当該回答を行った担当者、回答の相手の氏名や連絡先等を把握する。

④ 個人の情報の保護への配慮

- 安否情報は、個人の情報であることを踏まえ、その取扱いについては十分留意すべきことを職員に周知徹底するなど、安否情報データの管理を徹底する。
- 安否情報の回答に当たっては、必要最小限の情報の回答にとどめるものとし、負傷又は疾病の状況の詳細、死亡の状況等個人情報の保護の観点から特に留意が必要な情報については、安否情報回答責任者が判断する。

（4）日本赤十字社に対する協力

市は、日本赤十字社東京都支部の要請があったときは、その要請に応じ、保有する外国人に関する安否情報を提供する。

この場合において、（3）③、④と同様に、個人の情報の保護に配慮しつつ、情報の提供を行う。

第5節 武力攻撃災害への対処

市は、武力攻撃災害への対処においては、災害現場における通常の対応とともに特殊な武力攻撃災害への対応、活動時の安全の確保に留意しながら他の機関との連携のもとで活動を行う必要があり、武力攻撃災害への対処に関して基本的な事項を、次のとおり定める。

1 武力攻撃災害への対処の基本的考え方

(1) 武力攻撃災害への対処

市は、国や都等の関係機関と協力して、当該市の区域に係る武力攻撃災害への対処のために必要な措置を講ずる。

(2) 都知事への措置要請

市は、武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずる場合において、武力攻撃により多数の死者が発生した場合や、N B C 攻撃による災害が発生し、国民保護措置を講ずるため高度な専門知識、訓練を受けた人員、特殊な装備等が必要となる場合など、市が武力攻撃災害を防除し、及び軽減することが困難であると認めるときは、都知事に対し、必要な措置の実施を要請する。

(3) 対処に当たる職員の安全の確保

市は、武力攻撃災害への対処措置に従事する職員について、必要な情報の提供や防護服の着用等の安全の確保のための措置を講ずる。

(4) 住民の協力等

① 発見者の通報義務等

武力攻撃災害の兆候を発見した者は、遅滞なく、その旨を市長又は消防吏員、警察官若しくは海上保安官に通報しなければならない。

② 消火、負傷者の搬送、被災者の救助等への協力

当該区域内の住民は、消火、負傷者の搬送、被災者の救助その他の武力攻撃災害への対処に関する措置の実施に必要な援助について協力を要請されたときは、必要な協力をするよう努める。

③ 保健衛生の確保への協力

当該区域内の住民は、住民の健康の保持又は環境衛生の確保に関する措置の実施に必要な援助について協力を要請されたときは、必要な協力をするよう努める。

※②及び③について、協力は住民の自発的な意思に委ねられるものであって、その要請に当たって強制にわたることがあってはならない。

2 武力攻撃災害の兆候の通報

(1) 都知事への通知

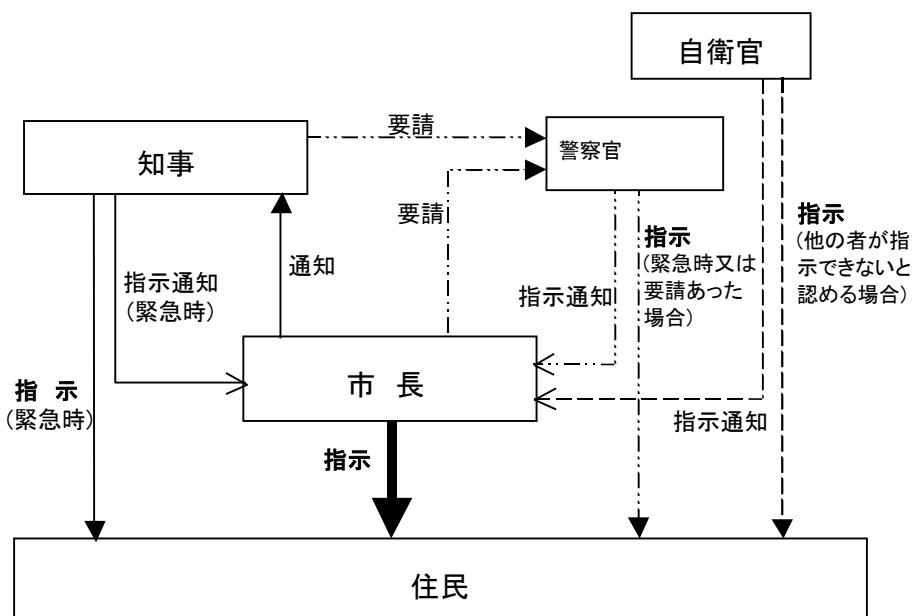
市は、武力攻撃災害の兆候を発見した者、東京消防庁職員、警察官等から通報を受けた場合において、武力攻撃災害が発生するおそれがあり、これに対処する必要があると認めるときは、直ちにその旨を都知事に通知する。

3 応急措置等

市は、武力攻撃災害が発生した場合において、特に必要があると認めるときは、自らの判断に基づき、退避の指示や警戒区域の設定を行うことが必要であり、それぞれの措置の実施に必要な事項について、次のとおり定める。

(1) 退避の指示

«退避の指示の概要»



① 退避の指示

市は、武力攻撃災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、特に必要があると認めるときは、住民に対し退避の指示を行う。(*)

この場合において、必要により現地連絡調整所を設けて（又は、関係機関により設置されている場合には、職員を早急に派遣し）、関係機関との情報の共有や活動内容の調整を行う。

(*) 特に、ゲリラや特殊部隊による攻撃の場合などには、住民に危険が及ぶことを防止するため、都知事による避難の指示を待ついとまがない場合もあることから、市は、被害発生の現場からの情報を受けて、その緊急性等を勘案して付近の住民に退避の指示をする。

【退避の指示例】

「〇〇町×丁目、△△町〇丁目」地区の住民については、〇〇地区の△△（一時）避難場所へ退避すること。

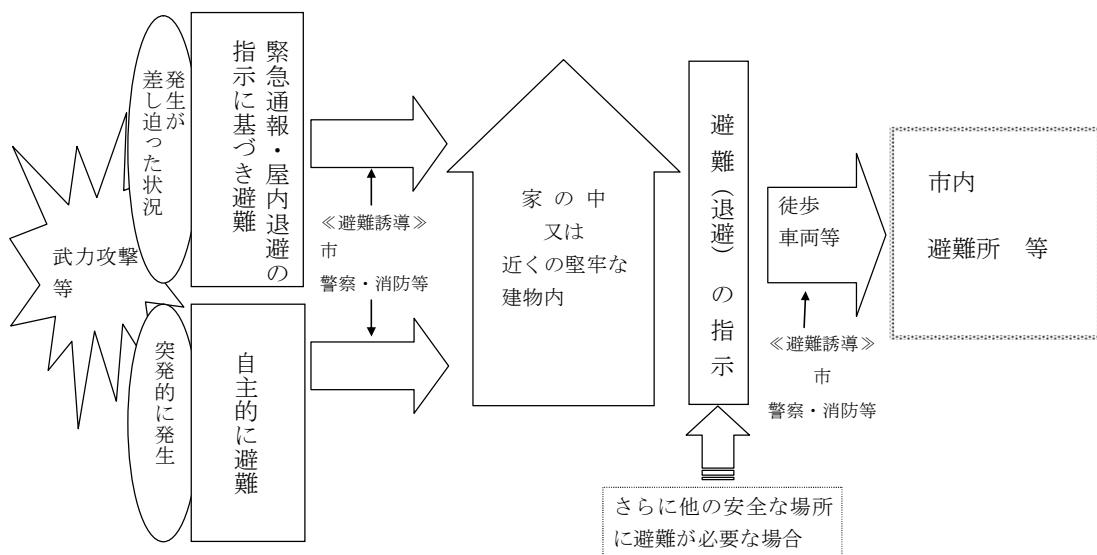
○ 屋内への退避の指示

市は、住民に退避の指示を行う場合において、その場から移動するよりも、屋内に留まる方がより危険性が少ないと考えられるときには、「屋内への退避」を指示する。「屋内への退避」は、次のような場合に行うものとする。

ア N B C攻撃と判断されるような場合において、住民が何ら防護手段なく移動するよりも、屋内の外気から接触が少ない場所に留まる方がより危険性が少ないと考えられるとき

イ 敵のゲリラや特殊部隊が隠密に行動し、その行動の実態等についての情報がない場合において、屋外で移動するよりも屋内に留まる方が不要の攻撃に巻き込まれるおそれがあると想定されるとき

《屋内退避のイメージ》



【屋内退避の指示例】

「〇〇町×丁目、△△町〇丁目」地区の住民については、外での移動に危険が生じるため、近隣の堅牢な建物や地下街など屋内に一時退避すること。

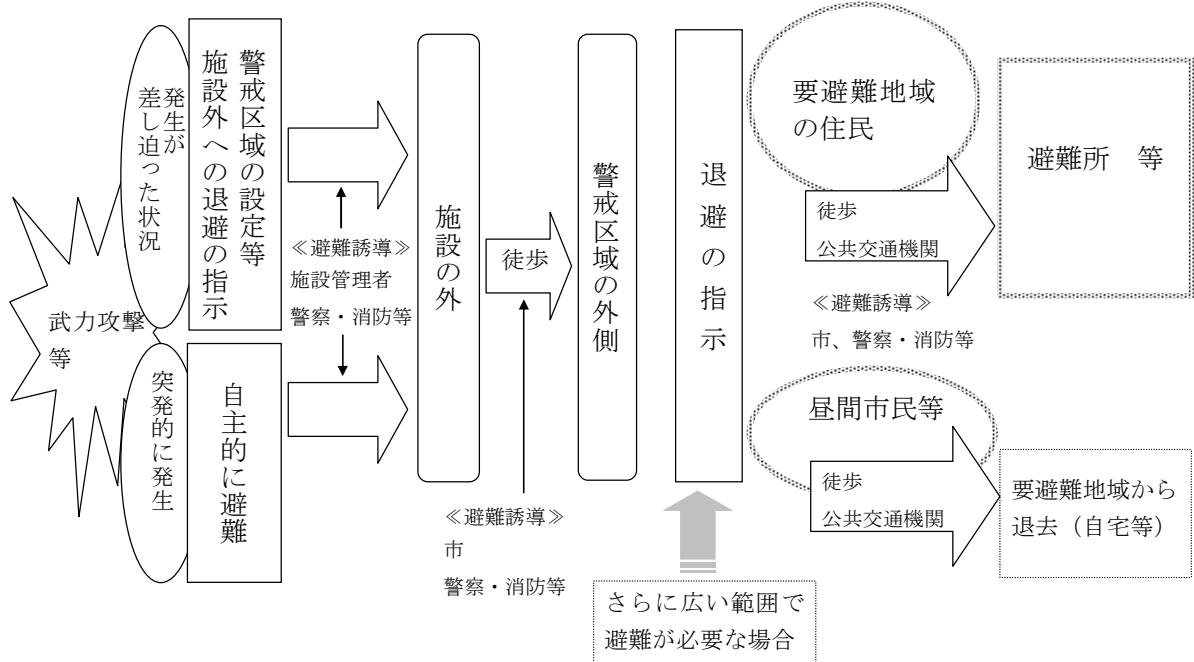
○ 屋外への退避の指示

市は、住民等が、屋内に留まるよりも、直ちに移動した方がより危険性が少ないと考えられるときは、「屋外退避（避難所等への退避）」を指示する。「屋外への退

避の指示」は、次のような場合などを行うものとする。

駅や大規模集客施設などの施設の中で、N B C 攻撃やテロと判断される事態が発生した場合で、屋内においては汚染され、生命、身体に危険が及ぶと判断されるとき。

《屋外退避のイメージ》



【屋外退避の指示例】

○○駅構内にいる者は、△△△の危険があるため、構内放送や職員の誘導に従い、落ち着いて駅外に退避すること。

② 退避の指示に伴う措置等

- 市は、退避の指示を行ったときは、防災行政無線、広報車等により直ちに住民に伝達するとともに、放送事業者に対してその内容を連絡する。また、退避の指示の内容等について、都知事に通知を行う。
退避の必要がなくなったとして、指示を解除した場合も同様に伝達等を行う。
- 市は、都知事、警察官、又は自衛官から退避の指示をした旨の通知を受けた場合は、退避の指示を行った理由、指示の内容等について情報の共有を図り、退避の実施に伴い必要な活動について調整を行う。

③ 安全の確保等

- 市は、退避の指示を住民に伝達する職員に対して、二次被害が生じないよう国及び都からの情報や市で把握した武力攻撃災害の状況、関係機関の活動状況等についての最新情報を共有するほか、警察、消防、医療機関、保健所及び自衛隊等と現地連絡調整所等において連携を密にし、活動時の安全の確保に配慮する。

- 市は、職員が退避の指示に係る地域において活動する際には、必要に応じて警察、消防及び自衛隊の意見を聞くなど安全確認を行った上で活動させるとともに、各職員が最新の情報を入手できるよう緊急の連絡手段を確保するとともに、地域からの退避方法等の確認を行う。
- 市は、退避の指示を行う市の職員に対して、武力攻撃事態等においては、必ず特殊標章等を交付し、着用させる。

(2) 警戒区域の設定

① 警戒区域の設定

市は、武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、住民からの通報内容、関係機関からの情報提供、現地連絡調整所等における関係機関の助言等から判断し、住民の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域の設定を行う。

② 警戒区域の設定に伴う措置等

○ 市は、警戒区域の設定に際しては、市対策本部に集約された情報のほか、現地連絡調整所における警視庁（警察署）、東京消防庁（消防署）及び自衛隊等からの助言を踏まえて、その範囲等を決定する。

また、事態の状況の変化等を踏まえて、警戒区域の範囲の変更等を行う。

N B C攻撃等により汚染された可能性のある地域については、専門的な知見や装備等を有する機関に対して、必要な情報の提供を求め、その助言を踏まえて区域を設定する。

○ 市は、警戒区域の設定に当たっては、ロープ、標示板等で区域を明示し、広報車等を活用し、住民に広報及び周知をする。

また、放送事業者に対してその内容を連絡する。

武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずる者以外の者に対し、当該区域への立ち入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる。

○ 警戒区域内では、交通の要所に職員を配置し、警察等と連携して、車両及び住民が立ち入らないよう必要な措置を講ずるとともに、不測の事態に迅速に対応できるよう現地連絡調整所等における関係機関との情報共有にもとづき、緊急時の連絡体制を確保する。

○ 市は、都知事、警察官、自衛官から警戒区域の設定を行った旨の通知を受けた場合は、警戒区域を設定する理由、設定範囲等について関係機関に周知するなど情報の共有を図り、警戒区域設定に伴い必要な活動について調整を行う。

③ 安全の確保

市は、警戒区域の設定を行った場合についても、退避の指示の場合と同様、区域内で活動する職員の安全の確保を図る。

(3) 応急公用負担等

① 市の事前措置

市は、武力攻撃災害が発生するおそれがあるときは、武力攻撃災害を拡大させるおそれがあると認められる設備又は物件の占有者、所有者又は管理者に対し、災害拡大防止のために必要な限度において、当該設備又は物件の除去、保安その他必要な措置を講ずべきことを指示する。

② 応急公用負担

市は、武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずるため緊急の必要があると認めるとときは、次に掲げる措置を講ずる。

- 他人の土地、建物その他の工作物の一時使用又は土石、竹木その他の物件の使用若しくは収用
- 武力攻撃災害を受けた現場の工作物又は物件で当該武力攻撃災害への対処に関する措置の実施の支障となるものの除去その他必要な措置（工作物等を除去したときは、保管）

(4) 消防に関する措置等

① 市が行う措置

市は、東京消防庁による武力攻撃災害への対処措置が適切に行われるよう、武力攻撃等や被害情報の早急な把握に努めるとともに、警察等と連携し、効率的かつ安全な活動が行われるよう必要な措置を講じる。

② 東京消防庁の活動

東京消防庁は、管轄地域内において発生した武力攻撃災害から住民の生命、身体及び財産を守るため、次のとおり、全庁を挙げ、消火、救助・救急活動を実施する旨、東京都国民保護計画において定めている。

- ・ 武力攻撃による火災が発生している場合は、全消防力を挙げて消火活動を行う。
 - ・ 武力攻撃災害により要救助者が発生している場合は、消火活動と並行して、救助・救急活動等人命の安全確保を最優先とした活動を行う。
 - ・ 延焼火災が少ない場合は、救助、救急活動を主眼に活動する。
 - ・ 武力攻撃災害の状況により、消防力に不足が生じることが見込まれる場合は、緊急消防援助隊等の応援を受けて、消防の任務を遂行する。なお、緊急消防援助隊等の指揮は、消防総監が行う。
 - ・ 東京消防庁は、消防職員及び消防団員の安全を確保するための措置を講じた上で、消火、救助・救急活動を行う。
- また、消防団は、消防総監又は消防署長の所轄の下に行動する。

③ 医療機関との連携

市は、都と協力して、搬送先の選定、搬送先への被害情報の提供、トリアージの実施等について医療機関と緊密な連携のとれた活動を行う。

④ 安全の確保

- 市は、国対策本部及び都対策本部から情報を市対策本部に集約し、全ての最新情報を提供するとともに、警察、消防等との連携した活動体制を確立するなど、安全の確保のための必要な措置を行う。
- 市は、必要に応じ現地に職員を派遣し、都、警察、消防、医療機関、保健所、自衛隊等と共に現地連絡調整所を設けて、各機関の情報の共有、連絡調整に当たるとともに、市対策本部との連絡を確保させるなど安全の確保のための必要な措置を行う。
- 消防団は、施設、装備、資機材及び通常の活動体制を考慮し、災害現場においては、消防総監又は消防署長の所轄の下に、その活動支援を行うなど団員に危険が及ばない範囲に限定して活動する。
- 市は、特に現場で活動する消防団員等に対し、必ず特殊標章等を交付し着用させる。

4 生活関連等施設における災害への対処等

市は、生活関連等施設などの特殊な対応が必要となる施設について、国の方針に基づき必要な対処が行えるよう、国、都その他の関係機関と連携した市の対処に関して、次のとおり定める。

また、警察・消防等の関係機関と協力し、生活関連等施設の管理者による、主体的な安全確保のための取組みを促進する。

(1) 生活関連等施設の安全確保

① 生活関連等施設の状況の把握

市は、市対策本部を設置した場合においては、市内に所在する生活関連等施設の安全に関する情報、各施設における対応状況等の必要な情報を収集する。

② 市が管理する施設の安全の確保

市は、市が管理する生活関連等施設について、当該施設の管理者としての立場から、安全確保のために必要な措置を行う。

この場合において、市は、必要に応じ警視庁（警察署）、東京消防庁（消防署）等、その他の行政機関に対し、支援を求める。

また、このほか、生活関連等施設以外の市が管理する施設についても、生活関連等施設における対応を参考にして、可能な範囲で警備の強化等の措置を講ずる。

(2) 危険物質等に係る武力攻撃災害の防止及び防除

① 危険物質等に関する措置命令

国民保護法施行令第29条の規定に基づき消防本部等所在市町村の長が行うこととされている、消防法第2条第7項の危険物(市町村内に設置される消防法第2条第7項の危険物の製造所、貯蔵所若しくは取扱所(移送取扱所を除く。)又は市町村内の区域のみに設置される移送取扱所において貯蔵し、又は取り扱うものに限る。)に係る下記②及び③に掲げる措置については、東京消防庁が行うこととなる。

【措置】

- 危険物質等の取扱所の全部又は一部の使用の一時停止又は制限
 - 危険物質等の製造、引渡し、貯蔵、移動、運搬又は消費の一時禁止又は制限
 - 危険物質等の所在場所の変更又はその廃棄
- ※消防法第2条第7項の危険物に係る①の措置については、同法に基づき
東京消防庁が実施

5 保健衛生の確保その他の措置

市は、避難所等の保健衛生の確保を図り、武力攻撃災害により発生した廃棄物の処理を適切かつ迅速に行なうことが重要であることから、保健衛生の確保その他の措置に必要な事項について、次のとおり定める。

(1) 保健衛生の確保

市は、避難先地域における避難住民等についての状況等を把握し、その状況に応じて、次に掲げる措置を実施する。

① 保健衛生対策

市は、避難先地域において、巡回健康相談等を行うため、保健活動班を編成して避難所等に派遣する。

都は、市が巡回健康相談を行うために避難所等に派遣する保健活動班の活動が円滑に行われるよう支援する。

この場合において、高齢者、障害者その他特に配慮を要する者的心身双方の健康状態には特段の配慮を行う。

② 防疫対策

市は、避難住民等が生活環境の悪化、病原体に対する抵抗力の低下による感染症等の発生を防ぐため、都と協力し、感染症予防のための啓発、健康診断及び消毒等の措置を実施する。

③ 食品衛生確保対策

市は、避難先地域における食中毒等の防止をするため、都と協力し、食品等の衛生確保のための措置を実施する。

④ 飲料水衛生確保対策

- 市は、避難先地域における感染症等の防止をするため、都と連携し、飲料水の確保、飲料水の衛生確保のための措置及び飲料水に関して保健衛生上留意すべき事項等についての住民に対する情報提供を実施する。
- 市は、地域防災計画の定めに準じて、水道水の供給体制を整備する。
- 市は、水道施設の被害状況の把握を行うとともに、供給能力が不足する又は不足すると予想される場合については、都に対して水道用水の緊急応援に係る要請を行う。

⑤ 栄養指導対策

市は、避難先地域の住民の健康維持のため、栄養管理、栄養相談及び指導を都と協力し実施する。

(2) 廃棄物の処理

① 廃棄物処理の特例

- 市は、環境大臣が指定する特例地域においては、都と連携し廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく廃棄物処理業の許可を受けていない者に対して、必要に応じ、環境大臣が定める特例基準に定めるところにより、廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行わせる。
- 市は、上記○により廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行う者により特例基準に適合しない廃棄物の収集、運搬又は処分が行われたことが判明したときは、直ちにその者に対し、期限を定めて廃棄物の収集、運搬又は処分の方法の変更その他の必要な措置を講ずべきことを指示するなど、特例基準に従うよう指導する。

② 廃棄物処理対策

- 市は、地域防災計画の定めに準じて、「災害廃棄物対策指針」（平成30年環境省環境再生・資源循環局災害廃棄物対策室作成）等を参考としつつ、廃棄物処理体制を整備する。
- 市は、廃棄物関連施設などの被害状況の把握を行うとともに、処理能力が不足する、または不足すると予想される場合については、都に対して他の区市町村との応援等に係る要請を行う。

6 N B C攻撃による災害への対処等

市は、N B C攻撃による汚染が生じた場合の対処について、国による基本的な方針を踏まえた対応を行うことを基本としつつ、特に、対処の現場における初動的な応急措置を講ずる。

(1) 応急措置の実施

市は、N B C攻撃が行われた場合においては、その被害の現場における状況に照らして、現場及びその影響を受けることが予想される地域の住民に対して、退避の指示をし、又は警戒区域を設定する。

また、保有する装備・資機材等により対応可能な範囲内で警察庁（警察署）、東京消防庁（消防署）等の関係機関とともに、原因物質の特定、被災者の救助等の活動を行う。

(2) 国の方針に基づく措置の実施

市は、内閣総理大臣が、関係大臣を指揮して、汚染拡大防止のための措置を講ずる場合においては、内閣総理大臣の基本的な方針及びそれに基づく各省庁における活動内容について、都を通じて国から必要な情報を入手するとともに、当該方針基づいて、所要の措置を講ずる。

(3) 関係機関との連携

市は、N B C攻撃が行われた場合は、市対策本部において、警視庁（警察署）、東京消防庁（消防署）、自衛隊、医療関係機関等から被害に関する情報や関係機関の有する専門的知見、対処能力等に関する情報を共有し、必要な対処を行う。

その際、必要により現地連絡調整所を設置し（又は職員を参画させ）、現場における関係機関の活動調整の円滑化を図るとともに、市は、現地連絡調整所の職員から最新の情報についての報告を受けて、当該情報をもとに、都に対して必要な資機材や応援等の要請を行う。

(4) 汚染原因に応じた対応

市は、N B C攻撃のそれぞれの汚染原因に応じて、国及び都との連携の下、それぞれ次の点に留意して措置を講ずる。

① 核攻撃等の場合

市は、核攻撃等による災害が発生した場合、国の対策本部による汚染範囲の特定を補助するため、汚染の範囲特定に資する被災情報を都に直ちに報告する。

また、措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、被ばく線量の管理を行いつつ、活動を実施させる。

② 生物剤による攻撃の場合

市は、措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、関係機関が行う汚染の原因物質の特定等に資する情報収集などの活動を行う。また、警察等の関係機関及び保健所と連携して、消毒等の必要な措置を行う。

市の国民保護担当部署は、生物剤を用いた攻撃の特殊性^(*)に留意し、生物剤の散布等による攻撃の状況について、通常の被害の状況等の把握の方法とは異なる点を踏まえ、保健衛生担当部署等と緊密な連絡を取り合い、厚生労働省を中心とした一元的情報収集、データ解析等サーベランス（疾病監視）による感染源及び汚染地域への作業に協力する。

③ 化学剤による攻撃の場合

市は、措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、関係機関が行う原因物質の特定、汚染地域の範囲の特定、被災者の救助及び除染等に資する情報収集などの活動を行う。

(5) 市長の権限

市長は、都知事より汚染の拡大を防止するため協力の要請があったときは、措置の実施に当たり、警察等関係機関と調整しつつ、次の表に掲げる権限を行使する。

国民保護法第108条第1項に基づく措置

法108条1項各号	対象物件等	措置
1号	飲食物、衣類、寝具その他の物件	占有者に対し、以下を命ずる。 ・移動の制限 ・移動の禁止 ・廃棄
2号	生活の用に供する水	管理者に対し、以下を命ずる。 ・使用の制限又は禁止 ・給水の制限又は禁止
3号	死体	・移動の制限 ・移動の禁止
4号	飲食物、衣類、寝具その他の物件	・廃棄
5号	建物	・立入りの制限 ・立入りの禁止 ・封鎖
6号	場所	・交通の制限 ・交通の遮断

市は、上記表中の第1号から第4号までに掲げる権限を行使するときは、当該措置の名あて人（上記表中の占有者、管理者等）に対し、次の表に掲げる事項を通知する。

ただし、差し迫った必要があるときは、当該措置を講じた後、相当の期間内に、同事項を当該措置の名あて人に通知する。

上記表中第5号及び第6号に掲げる権限を行使するときは、適当な場所に次の表に

(*) 【生物剤を用いた攻撃の特殊性】

天然痘等の生物剤は、人に知られることなく散布することが可能であり、また、発症するまでの潜伏期間に感染者が移動することにより、生物剤が散布されたと判明したときには既に被害が拡大している可能性がある。生物剤を用いた攻撃については、こうした特殊性にかんがみ、特に留意が必要である。

掲げる事項を掲示する。ただし、差し迫った必要があるときは、その職員が現場で指示を行う。

国民保護法施行令第31条に基づく通知事項

1.	当該措置を講ずる旨
2.	当該措置を講ずる理由
3.	当該措置の対象となる物件、生活の用に供する水又は死体（上記表中第5号及び第6号に掲げる権限を行使する場合にあっては、当該措置の対象となる建物又は場所）
4.	当該措置を講ずる時期
5.	当該措置の内容

（6）要員の安全の確保

市は、N B C攻撃を受けた場合、武力攻撃災害の状況等の情報を現地連絡調整所や都から積極的な収集に努め、当該情報を直ちに提供するなどにより、応急対策を講ずる要員の安全の確保に配慮する。

第6節 国民生活の安定に関する措置

市は、武力攻撃事態等においては、水の安定的な供給等を実施することから、国民生活の安定に関する措置について、次のとおり定める。

1 生活関連物資等の価格安定

市は、武力攻撃事態等において、国民生活との関連性が高い物資若しくは役務又は国民経済上重要な物資若しくは役務（生活関連物資等）の価格の高騰や買占め及び売惜しみを防止するために都等の関係機関が実施する措置に協力する。

2 避難住民等の生活安定等

（1）被災児童生徒等に対する教育

市教育委員会は、都教育委員会と連携し、被災した児童生徒等に対する教育に支障が生じないようにするため、避難先での学習機会の確保、教科書の供給、授業料の減免、被災による生活困窮家庭の児童生徒に対する就学援助等を行うとともに、避難住民等が被災地に復帰する際の必要に応じた学校施設等の応急復旧等を関係機関と連携し、適切な措置を講ずる。

（2）公的徴収金の減免等

市は、避難住民等の負担軽減のため、法律及び条例の定めるところにより、市税に関する申告、申請及び請求等の書類、納付または納入に関する期間の延期並びに市税（延滞金を含む）の徴収猶予及び減免の措置を災害の状況に応じて実施する。

3 生活基盤等の確保

（1）水の安定的な供給

水道事業者及び工業用水道事業者として市は、消毒その他衛生上の措置、被害状況に応じた送水停止等、武力攻撃事態等において水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずる。

（2）公共的施設の適切な管理

市は、当該公共的施設を適切に管理する。

第4章 復旧等

第1節 応急の復旧

市は、その管理する施設及び設備について、武力攻撃災害による被害が発生したときは、一時的な修繕や補修など応急の復旧のため必要な措置を講じることとし、応急の復旧に関して必要な事項について、次のとおり定める。

1 基本的考え方

(1) 市が管理する施設及び設備の緊急点検等

市は、武力攻撃災害が発生した場合には、安全の確保をした上でその管理する施設及び設備の被害状況について緊急点検を実施するとともに、被害の拡大防止及び被災者の生活確保を最優先に応急の復旧を行う。

(2) 通信機器の応急の復旧

市は、武力攻撃災害の発生により、防災行政無線等関係機関との通信機器に被害が発生した場合には、予備機への切替等を行うとともに、保守要員により速やかな復旧措置を講ずる。また、復旧措置を講じてもなお障害がある場合は、他の通信手段により関係機関との連絡を行うものとし、直ちに都を通じて総務省消防庁にその状況を連絡する。

(3) 都に対する支援要請

市は、応急の復旧のための措置を講ずるに当たり必要があると認める場合には、都に対し、それぞれ必要な人員や資機材の提供、技術的助言その他必要な措置に関し支援を求める。

2 公共的施設の応急の復旧

① 市は、武力攻撃災害が発生した場合には、管理するライフライン施設について、遅滞なく被害の状況を把握するとともに、被害の状況に応じて、応急の復旧のための措置を講ずる。

② 市は、武力攻撃災害が発生した場合には、管理する道路等について、遅滞なく被害の状況を把握し、その状況を都に報告するとともに、被害の状況に応じて、障害物の除去その他避難住民の運送等の輸送の確保に必要な応急の復旧のための措置を講ずる。

第2節 武力攻撃災害の復旧

市は、管理する施設及び設備について、武力攻撃災害による被害が発生したときは、武力攻撃災害の復旧を行うこととし、武力攻撃災害の復旧に関する必要な事項について、次のとおり定める。

1 国における所要の法制の整備等

武力攻撃災害が発生したときは、国において財政上の措置その他本格的な復旧に向けた所要の法制が整備されるとともに、特に、大規模な武力攻撃災害が発生したときは、本格的な復旧に向けての国全体としての方向性について直ちに検討することとされており、市は、武力攻撃災害の復旧について、国が示す方針にしたがって都と連携して実施する。

2 市が管理する施設及び設備の復旧

市は、武力攻撃災害により市の管理する施設及び設備が被災した場合は、被災の状況、周辺地域の状況等を勘案しつつ迅速な復旧を行う。また、必要があると判断するときは、地域の実情等を勘案し、都と連携して、当面の復旧の方向を定める。

第3節 国民保護措置に要した費用の支弁等

市が国民保護措置の実施に要した費用については、原則として国が負担することとされており、国民保護措置に要した費用の支弁等に関する手続等に必要な事項について、次のとおり定める。

1 国民保護措置に要した費用の支弁、国への負担金の請求

(1) 国に対する負担金の請求方法

市は、国民保護措置の実施に要した費用で市が支弁したものについては、国民保護法により原則として国が負担することとされていることから、別途国が定めるところにより、国に対し負担金の請求を行う。

(2) 関係書類の保管

市は、武力攻撃事態等において、国民保護措置の実施に要する費用の支出に当たっては、その支出額を証明する書類等を保管する。

2 損失補償及び損害補償

(1) 損失補償

市は、国民保護法に基づく土地等の一部使用等の行政処分を行った結果、通常生ずべき損失については、国民保護法施行令に定める手続等に従い、補償を行う。

(2) 損害補償

市は、国民保護措置の実施について援助を要請し、その要請を受けて協力をした者がそのために死傷したときは、国民保護法施行令に定める手続等に従い損害補償を行う。

3 総合調整及び指示に係る損失の補てん

市は、都の対策本部長が総合調整を行い、又は避難住民の誘導若しくは避難住民の運送に係る指示をした場合において、当該総合調整又は指示に基づく措置の実施に当たって損失を受けたときは、国民保護法施行令に定める手続に従い、都に対して損失の請求を行う。

第5章 大規模テロ等（緊急対処事態）への対処

大規模テロ等（緊急対処事態）への対処については、国民保護対策本部の設置や国民保護措置（住民の避難、救援、武力攻撃災害への対処等）等の武力攻撃事態への対処に準じて行う。

また、テロ等が突発的に起きることを考慮し、「初動対応力の強化」「平時における警戒」「大規模テロ等の発生時の対処」等に関して特に必要な事項を記載する。

緊急対処事態

緊急対処事態とは、武力攻撃の手段に準ずる手段を用いて多数の人を殺傷する行為が発生した事態、又は発生する明白な危険が切迫していると認められる事態で、国家として緊急に対処することが必要なものをいう。

《想定される事態類型》

事態類型	事例
① 危険物質を有する施設への攻撃	可燃性ガス貯蔵施設等の爆破、危険物質積載船への攻撃、ダムの破壊
② 大規模集客施設等への攻撃	イベント施設、スポーツ施設、ターミナル駅等の爆破、列車等の爆破
③ 大量殺傷物質による攻撃	炭疽菌・サリン等の大量散布、ダーティボム等の爆発による放射性物質の拡散、水源地に対する毒素等の混入
④ 交通機関を破壊手段とした攻撃	航空機等による多数の死傷者を伴う自爆テロ

■ 共通する特徴

- ① 非国家組織等による攻撃
- ② 突発的な事案発生
- ③ 発生当初は事故との判別が困難
- ④ 不特定多数の住民等が日常利用している場所（列車、地下鉄、劇場等）で発生する可能性が高い。

■ 市緊急対処事態対策本部（以下、本編において、「市対策本部」という。）設置指定前における事案発生への対処

突発的にテロ等が発生した場合、政府による事態認定及び市対策本部の設置指定が行われるまでは、市は、緊急に市民等の安全等を確保するため、市災害対策本部等を設置し、防災のしくみを活用して、必要に応じ、避難の指示、警戒区域の設定及び市対策本部の設置要請等、緊急対処保護措置に準じた措置を行う。 (*)

(*) 国民保護法に基づく緊急対処保護措置は、政府による事態認定前は実施できない。

第1節 初動対応力の強化

テロ等の発生時、住民等の避難や救助等を迅速に行うため、市が管理する施設、大規模集客施設（イベント施設、スポーツ施設、ターミナル駅等）及びライフライン施設等の初動対応力の強化を図る。

また、平素及びテロ等の発生時、市及び市が管理する施設、大規模集客施設及びライフライン施設等の管理者（以下「施設管理者」という。）、市を管轄する警察、消防、自衛隊等関係機関（以下「警察、消防、自衛隊等関係機関」という。）等が連携協力して対処する体制を構築する。

1 危機管理体制の強化

（1）大規模集客施設等との連携

- 市は、大規模集客施設等において大規模テロ等が発生した場合に迅速に初動対処を行うため、警察、消防等の関係機関の参画を得て、連絡会議を設置するなど、緊急連絡体制の整備、各施設の危機管理の強化、テロ等の危機情報の共有等を図る。
- 市は、大規模テロ等の発生時に迅速かつ的確に対処し、政治、経済、社会活動に及ぼす影響を局限するため、当該市に所在する本社ビル、大規模集客施設、医療機関、養護施設等の概要を把握するとともに、必要に応じて緊急時連絡先の把握及び情報交換等を行う。

（2）医療機関等との連携

市は、大規模テロ等の発生時に迅速かつ的確に医療を提供するため、当該市に所在する医療機関等の専科及び病床数等を把握するとともに、人的・物的なネットワーク及び協力関係の構築に努める。

（3）市が管理する施設、大規模集客施設及びライフライン施設等の危機管理体制の強化

市は、都及び警察、消防、自衛隊等関係機関等と協力し、施設管理者が行う危機管理体制の強化や訓練に関して指導及び助言を行う。

この際、施設内の人々への正確な情報伝達、指示、避難誘導等の初動対処を重視する。

2 対処マニュアルの整備

（1）テロ等の類型に応じた対処マニュアルの整備

市は、都が作成する各種対処マニュアル及び当該市の特性を踏まえ、各種対処マニュアルを整備する。

（2）市が管理する施設、大規模集客施設及びライフライン施設等における対処マニュアルの整備促進

市は、都及び警察、消防、自衛隊等関係機関と協力し、施設管理者に対して市等が作成する各種対処マニュアル及び当該施設の特性を踏まえた対処マニュアルの整備を要請する。

3 発生現場における連携協力のための体制づくり

（1）大規模集客施設等との連携

市は、大規模集客施設等において大規模テロ等が発生した場合に迅速に初動対処を行うため、警察、消防、自衛隊等関係機関及び施設管理者の協力を得て、緊急連絡体制を整備する。

（2）現地連絡調整所の運営等に関する協議

市は、現地において活動する各機関が必要に応じて情報の共有や連携の確保を目的に設置する「現地連絡調整所」の具体的な運営要領（参加機関、各機関の役割、資器材等）について、都及び警察、消防、自衛隊等関係機関と協議する。

4 不特定多数の人々への情報伝達手段の確保

市は、市が管理する施設、大規模集客施設及び繁華街等を往来する不特定多数の人々に警報や避難の指示等を直ちに伝達できるよう、警察、消防、自衛隊等関係機関のほか、放送事業者や電気通信事業者等の協力を依頼するなど、多様な情報伝達手段の確保に努める。

5 装備・資材の備蓄

市は、N B Cテロ等の発生時に現地連絡調整所等において活動する職員等の安全確保のために必要となる装備、資材等について、都及び警察、消防、自衛隊等関係機関との連携を考慮し、新たに備蓄又は調達するよう努める。

《備蓄又は調達する資材の例》

- ・防護マスク、防護衣、手袋、ブーツ、ガス検知器、線量（率）計、除染資器材（除染所用テント、除染装置、簡易プール等）、消毒液等

6 訓練等の実施

市は、都及び警察、消防、自衛隊等関係機関と連携し、実践的な図上訓練、実動訓練及びN B Cに関する研修等を行う。

7 住民・昼間市民への啓発

- 市は、テロ等の兆候を発見した場合の市等に対する通報義務、不審物等を発見した場合の施設管理者に対する通報の方法等について、啓発資料等を活用して住民への周知を図る。
- 市は、市外からの通勤者・観光客等に対しても、警察、消防等関係機関及び施設管理者等と連携し、普及啓発に努めるとともに、不審物等を発見した場合の施設管理者等に対する通報等について、周知に努める。

第2節 平時における警戒

市は、常にテロ等の兆候や危機情報の把握に努め、必要に応じて警戒対応を行う。

1 危機情報等の把握・活用

市は、都及び警察、消防、自衛隊等関係機関と連携し、常にテロ等の兆候や危機情報の把握に努めるとともに、テロ等の発生事例（特に首都や大都市）に関する情報についても可能な限り収集・分析し、初動対応力の強化や警戒対応に活用する。

2 危機情報等の共有

市は、市災害対策本部等を通じ、テロ等の兆候や危機情報を全庁的に共有する。

3 警戒対応

市は、テロ等の兆候や危機情報を把握し、テロ等の発生に備える必要があると判断した場合は、直ちに管理する施設における警戒対応を強化するとともに、大規模集客施設、ライフライン施設等に対して警戒対応の強化を要請する。

また、危機情報の緊急性に応じて東京都管理施設テロリズム等警戒対応基準（平成18年決定）に準拠し、管理する施設における同基準を整備する。

第3節 発生時の対処

市は、大規模テロ等が発生した場合、国による市対策本部の設置指定の有無に係わらず、都及び警察、消防、自衛隊等関係機関と緊密に連携協力し、住民等の避難、救援、災害対処等の初動対処に全力を挙げて取り組む。

また、国による事態認定や市対策本部の設置指定が行われていない段階では、市災害対策本部等を設置し、災害対策のしくみを活用して対処するなどにより緊急対処保護措置に準じた措置を行う。

1 市対策本部の設置指定が行われている場合

市は、政府による緊急対処事態の認定及び市対策本部の設置の指定が行われている場合、市対策本部を設置し、緊急対処保護措置を行う。

また、警察、消防、自衛隊等関係機関との連携を強化し、緊急対処保護措置を迅速的確に行うため、必要に応じて市緊急対処事態現地対策本部等を設置する。

国の現地対策本部が設置され、現地対策本部長が緊急対処事態合同対策協議会を開催する場合には、市対策本部として当該協議会へ参加し、緊急対処保護措置に関する情報の交換や相互協力に努める。

2 市対策本部の設置指定が行われていない場合

○ 市は、災害対策のしくみを活用して情報収集態勢を確立し、都及び警察、消防、自衛隊等関係機関との連携協力の下、危機情報等を把握する。

また、多数の人を殺傷する行為等の事案発生を認知した場合、直ちに都及び警察、消防、自衛隊等関係機関（必要に応じて当該市に所在する本社ビル、大規模集客施設、医療機関等を含む。）に通報する。

○ 市は、迅速的確に対処するため、市災害対策本部（政府による事態認定前ににおいて、原因不明の緊急事態が発生し、その被害の態様が災害対策基本法に規定する災害に該当する場合）等を設置し、対策の検討、総合調整、必要に応じて避難の指示、警戒区域の設定及び市対策本部の設置要請等、緊急対処保護措置に準じた措置を行う。

3 市災害対策本部等による対応

（1）危機情報の収集

市は、都及び警察、消防、自衛隊等関係機関を通じて危機情報を収集する。

(2) 現地連絡調整所の設置等

市は、必要に応じて現地連絡調整所を設置（或いは、都又は各機関が現地連絡調整所等を設置している場合、職員を派遣）し、被害状況や各機関の活動状況を把握するとともに、各機関が有する情報の共有、現地における活動のための調整等を行う。

《市が設置する場合の参加要請先》

- ・市を管轄する警察、消防、自衛隊、保健所、医療機関等、現地において活動している機関

(3) 応急措置

① 被災者の救援

市は、都及び必要に応じて派遣される医療救護班等と連携し、現地において必要な支援を行う。

この場合においては、被害状況に応じ、現地に派遣される職員、医師等に防護マスク、防護衣、手袋、ブーツ、ガス検知器及び線量（率）計を携行又は装着させる等、二次災害防止に努める。

② 被災者等の搬送

市は、多数の被災者が発生した場合や医療救護活動に係る人員、機材等の搬送に車両が必要な場合、都に対して搬送用車両の支援を求める。

③ 避難の指示、誘導

市は、災害の規模、程度等から住民等の避難が必要と判断した場合、又は知事から避難の指示を行うよう要請があった場合、当該住民等（必要に応じて当該市に所在する本社ビル、大規模集客施設、医療機関等を含む。）に対して避難の指示を行う。

但し、移動中に住民等に危害が及ぶ恐れがある場合については、一時的に屋内（コンクリート建物等）に避難し、周囲の安全を確認した後、適当な避難場所に移動するよう、適切に指示するものとする。

また、市は、避難経路、避難場所に直ちに職員を派遣し、警察・消防・自衛隊等関係機関との連携の下、町内会・自治会、学校、事業所等を単位として住民等の避難誘導を行う。

この場合においては、大規模テロ等の類型に応じて都及び自衛隊等関係機関が設置する除染所等において、避難住民等を把握するとともに、所要の支援を行う。

なお、派遣する職員には、避難住民等から避難誘導への理解、協力が得られるよう防災服、腕章、旗、夜間照明等を携行させる。

④ 警戒区域の設定、周知

市は、災害の規模、程度等から警戒区域が必要と判断した場合、又は知事か

ら警戒区域を設定するよう要請があった場合、明瞭な道路、建物等を用いて警戒区域を設定する。

この場合において、市は、都及び警察、消防、自衛隊等関係機関と連携し、住民等（必要に応じて当該市に所在する本社ビル、大規模集客施設、医療機関等を含む。）に対して警戒区域の周知を図る。

⑤ 警戒対応の継続、強化

市は、事態の悪化又はテロ等の再発に備える必要があると判断した場合、市が管理する施設における警戒対応を継続するとともに、大規模集客施設、ライフライン施設等に対して警戒対応の更なる強化を促す。

4 市対策本部への移行

市は、政府による事態認定及び市対策本部の設置指定が行われた場合においては、直ちに新たな体制に移行し、市災害対策本部等を廃止する。

《緊急対処事態における警報》

市は、緊急対処事態においては、国の対策本部長が決定する通知、伝達の対象となる地域の範囲に応じて、当該地域に関する機関等に対し警報を通知、伝達する。

なお、警報に関するその他の事項は武力攻撃事態等に準じて行う。

第4節 大規模テロ等の類型に応じた対処

市は、大規模テロ等の類型に応じ、特に次の事項に留意して対処する。

1 危険物質を有する施設への攻撃

（1）攻撃による影響

可燃性ガス貯蔵施設等が爆破された場合、爆発及び火災により、住民等に被害が発生するとともに、建物、ライフライン等が機能不全に陥り、社会活動等に支障を来すおそれがある。

（2）平素の備え

① 危険物質を保有する施設との緊急連絡体制の整備

市は、関連施設の実態を把握するとともに、必要に応じて施設管理者の緊急連絡体制を整備する。

② 施設管理者による危機管理体制の強化推進

市は、施設管理者に対し、対処マニュアルの整備、資器材等の定期検査及び継続的な巡視等、緊急対処事態等を念頭にした安全確保措置を要請する。

(3) 対処上の留意事項

市は、事態の悪化又はテロ等の再発に備える必要があると認める場合においては、施設管理者に対して警察等と連携した施設の警備強化を促す。

2 大規模集客施設等への攻撃

(1) 攻撃による影響

爆発のみならず、当該施設が崩壊した場合、多数の死傷者が発生するおそれがある。

(2) 平素の備え

① 大規模集客施設等との緊急連絡体制の整備

市は、連絡会議等により、関連施設の実態を把握するとともに、必要に応じて施設管理者との緊急連絡体制を整備する。

② 施設管理者による危機管理体制の強化推進

市は、施設管理者に対し、対処マニュアルの整備、資器材等の定期検査及び継続的な巡視等、緊急対処事態等を念頭にした安全確保措置を要請する。

③ 不特定多数の人々に対する情報伝達体制の整備

市は、市が管理する施設、大規模集客施設及び繁華街等を往来する人々に対して直ちに情報伝達を行えるよう、防災行政無線や広報車両等の充実を図る。

(3) 対処上の留意事項

① 市は、事態の悪化又はテロ等の再発に備える必要があると認める場合、施設管理者に対して次の措置を要請する。

- ・ 警察等と連携した施設の警備強化
- ・ 避難誘導や構内放送等が直ちに行えるような態勢の保持
- ・ 警察・消防・自衛隊等関係機関と連携した施設利用者等の避難誘導

② 市は、大規模集客施設等における避難誘導や構内放送等の状況を把握し、必要に応じて支援、助言等を行う。

3 大量殺傷物質による攻撃（ダーティボム）

(1) 攻撃による影響

ダーティボムは、爆薬と放射性物質を組み合わせたもので、核兵器に比べて小規模ではあるが、爆発と放射能による甚大な被害をもたらすおそれがある。

ダーティボムにより放射性物質が拡散した場合、爆発による被害のほか、放射線によって人体の正常な細胞機能が攪乱され（急性放射線障害）、やがてガン等を発症すること（晩発性放射線障害）がある。

住民等は、不安を抱き、パニックや風評被害が生じるおそれがある。

（2）平素の備え

① 不特定多数の人々に対する情報伝達体制の整備

市は、管理する施設、大規模集客施設及び繁華街等を往来する人々に対して直ちに情報伝達を行えるよう、防災行政無線や広報車両等の充実を図る。

② 人心不安への対策

ダーティボムによる災害が起きた場合、住民が過度に不安を抱くおそれがあるため、市は、事案発生時の各人の防護や被ばく線量、放射線による身体への影響等について、啓発資料等を活用して住民への周知を図る。

（3）対処上の留意事項

① 初動対処

市は、都及び警察、消防、自衛隊等関係機関と連携し、直ちに警戒区域を設定するとともに、その域外において住民等の安全確保及びパニック防止のための措置を講じる。

② 避難の指示

市は、住民等に対し、ダーティボムが使用された場所から直ちに離隔するとともに、風上にある地下施設やコンクリート建物等に一時的に避難するよう指示する。

この場合において、住民等が過度に不安を抱かないよう、被ばく線量や放射線による身体への影響等に関する情報を直ちに提供する。

③ 医療活動

市は、都及び医療機関等と連携し、安全な場所において除染済みの傷病者に対する緊急被ばく医療活動を実施する。

この場合において、市は、医師等に防護衣、手袋、ブーツ等を装着させるとともに、適切な被ばく線量の管理を行う。

④ 汚染への対処

市は、都及び警察、消防、自衛隊等関係機関と連携し、汚染（予想）区域への立入制限、汚染（予想）区域に所在する住民等の非汚染区域への避難誘導を適切に行う。

この場合において、市は、現地に派遣される職員等に防護衣、手袋、ブーツ等を装着させるとともに、適切な被ばく線量の管理を行う。

また、都及び自衛隊等関係機関が実施する除染及び汚水の処理等に協力する。

4 大量殺傷物質による攻撃（生物剤）

（1）攻撃による影響

生物剤の散布を認知することは困難で、かつ潜伏期間があるため、二次感染を引き起こしやすく、多数の感染者が広範囲に発生するおそれがある。

（2）平素の備え

① 隣接市との情報連絡体制の整備

市は、生物剤による攻撃により被害が極めて広範囲に及ぶおそれがあるため、隣接市との間で情報を共有するための連絡体制を整備する。

② 普及啓発

市は、生物剤テロに使用される可能性の高い病原体や感染症の予防等について、啓発資料等を活用して住民への周知を図る。

（3）対処上の留意事項

① 初動対処

市は、都及び自衛隊等関係機関と連携し、調査監視を実施する。

② 医療活動

市は、都及び医療機関等と連携し、安全な場所において感染者又はその疑いのある者に対する医療活動を実施する。

この場合において、市は、医師等に防護衣、手袋、ブーツ等を装着させるとともに、調査監視を継続する。

③ 感染への対処

市は、都及び警察、消防、自衛隊等関係機関と連携し、感染のおそれのある区域・施設への立入制限、感染のおそれのある区域に所在する住民等の感染のおそれのない区域への避難誘導を適切に行う。

この場合においては、感染症の被害拡大防止のため、都及び医療機関等と連携して次の措置を講じる。

なお、現地に派遣される職員等に防護衣、手袋、ブーツ等を装着させる。

- ・ 感染者又はその疑いのある者の搬送、移動制限
- ・ 感染範囲の把握
- ・ 消毒
- ・ ワクチン接種
- ・ 健康監視

5 大量殺傷物質による攻撃（化学剤）

（1）攻撃による影響

- 屋内や交通機関内部等、閉鎖的な空間において発生した場合、多数の死傷者が発生するおそれがある。
- 一般的に、目、口、鼻、皮膚等に著しい症状を示す死傷者が発生するが、当初は、原因物質の特定が困難である。
- 気体状の化学剤は、一般的に空気より重いため、地形・気象等の影響を受けながら、下を這うように広がる。

（2）平素の備え

市は、市が管理する施設、大規模集客施設及び繁華街等を往来する人々に対して直ちに情報伝達を行えるよう、防災行政無線や広報車両等の充実を図る。

（3）対処上の留意事項

① 初動対処

市は、都及び警察、消防、自衛隊等関係機関と連携し、直ちに警戒区域を設定するとともに、原因物質の特定に努める。

② 避難の指示

市は、住民等に対し、化学剤が使用された場所から直ちに離隔するとともに、風上にあり、かつ外気からの気密性の高い屋内又は汚染のおそれのない区域に避難するよう指示する。

③ 医療活動

市は、都及び医療機関等と連携し、安全な場所において除染済みの傷病者に対する医療活動を実施する。

この場合においては、医師等に防護衣、手袋、ブーツ等を装着させる。

④ 汚染への対処

市は、都及び警察、消防、自衛隊等関係機関と連携し、汚染（予想）区域への立入制限、汚染（予想）区域に所在する住民等の非汚染区域への避難誘導を適切に行う。

この場合においては、現地に派遣される職員等に防護衣、手袋、ブーツ等を装着させる。

なお、都及び自衛隊等関係機関が実施する除染及び汚水の処理等に協力する。

6 交通機関を破壊手段とした攻撃

(1) 攻撃による影響

- 航空機等によるテロの場合、破壊された施設の規模及びその周辺の状況によっては、多数の死傷者が発生するおそれがある。
- 爆発、火災の規模によっては、建物、ライフライン等も甚大な被害を受け、社会活動等に支障を来すおそれがある。

(2) 平素の備え

市は、市が管理する施設、大規模集客施設及び繁華街等を往来する人々に対して直ちに情報伝達を行えるよう、防災行政無線や広報車両等の充実を図る。

(3) 対処上の留意事項

市は、事態の悪化又はテロ等の再発に備える必要があると認める場合、施設管理者に対して次の措置を要請する。

- ・ 避難誘導や構内放送等が直ちに行えるような態勢の保持
- ・ 警察、消防、自衛隊等関係機関と連携した施設利用者等の避難誘導

第6章 平素からの備え

第1節 組織・体制の整備等

市は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、国民保護措置の実施に必要な組織及び体制、職員の配置及び服務基準等の整備を図る必要があることから、次のとおり、各部局の平素の業務、職員の収集基準等について定める。

1 市における平素の業務

市の各部は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、その準備に係る業務を行う。

【市の各部における平素の業務】

部局名	平素の業務
企画部	<ol style="list-style-type: none">1 武力攻撃事態及び武力攻撃災害に関する広報及び広聴に関すること2 復旧及び復興対策の総合調整に関すること3 報道機関の対応に関すること4 国民保護関係予算に関すること
総務部	<ol style="list-style-type: none">1 国民保護の総合的推進に関すること2 国民保護協議会の運営に関すること3 職員の非常体制の整備に関すること4 避難実施要領の策定に関すること5 安否情報の収集体制に関すること6 物資及び資材の備蓄等に関すること7 国民保護措置についての研修に関すること8 住民に対する警報の内容の伝達及び緊急通報の内容の伝達に関すること9 特殊標章等の交付等に関すること10 危機情報等の収集、分析等に関すること11 その他国民保護措置の整備に関すること12 職員の研修及び啓発に関すること
市民部	<ol style="list-style-type: none">1 安否情報の収集に関すること2 窓口事務に関すること3 応援物資等の確保及び輸送に関すること4 食料及び物資調達応援協定業者との連絡及び協力要請に関すること5 市税の減免等に関すること6 被害状況(土地・家屋)の調査に関すること7 罹災証明の発行に関すること

産業環境部	1 し尿及びごみ処理に関する事 2 清掃事業施設の点検、整備及び復旧に関する事 3 清掃及び消毒に関する事 4 環境保全に関する事 5 商業、農業及び工業の被害状況調査及び災害応急対策に関する事
福祉健康部	1 要配慮者の安全確保及び支援体制の整備に関する事 2 義援金品等に関する事 3 医療、医薬品等の供給体制の整備に関する事 4 ボランティアに関する事 5 被災者の福祉に関する事 6 福祉避難所の開設及び救護に関する事 7 感染症に関する事
子ども家庭部	1 保育園児の避難誘導体制の整備に関する事 2 児童の保護・避難に関する事
まちづくり部	1 道路、河川及び橋りょうの整備及び復旧に関する事 2 がれき等の処理の整備に関する事 3 その他復旧体制の整備に関する事
上下水道部 議会事務局 選挙管理委員会事務局 監査委員事務局	1 水道設備の整備及び点検に関する事 2 応急給水体制の確保に関する事 3 下水道施設の整備及び復旧に関する事 4 し尿処理体制の整備に関する事 5 その他復旧対策に関する事
教員委員会 生涯学習部	1 児童及び生徒の救護及び応急教育に関する事 2 避難所の開設及び救護に関する事 3 学校施設の点検に関する事 4 社会教育施設の点検に関する事
会計課	1 災害対策に必要な現金及び物品の出納に関する事

参考

【東京消防庁(消防署)における平素の業務】

機関の名称	平素の業務
東京消防庁	1 消防活動体制の整備に関すること 2 通信体制の整備に関すること 3 情報収集・提供体制の整備に関すること 4 装備・資機材の整備に関すること 5 特殊標章の交付・管理に関すること（東京消防庁職員に限る。） 6 生活関連等施設、危険物質等(消防法に関するものに限る。)取扱所の安全化対策に関すること 7 事業所に対する避難等自主防災体制の指導に関すること 8 避難住民の臨時の収容施設等に関する基準に関すること 9 都民の防災知識の普及及び防災行動力の向上に関すること
第九消防方面本部	
福生消防署	

2 市職員の参集基準等

（1）職員の迅速な参集体制の整備

市は、武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の初動対応に万全を期するため、武力攻撃事態等に対処するために必要な職員が迅速に参集できる体制を整備する。

（2）24時間即応体制の確保

市は、武力攻撃等が発生した場合において、事態の推移に応じて直ちに対応する必要があるため、東京消防庁（消防署）との間で構築されている情報連絡体制を踏まえて当直等職員を通じ、直ちに市長及び国民保護担当職員に連絡が取れる24時間即応可能な体制を確保する。

東京消防庁（消防署）との間で構築されている情報連絡体制を踏まえた当直等の強化（庁舎管理員が当直を行い、直ちに市長及び国民保護担当職員へ連絡がとれる体制も含む。）など、24時間即応可能な体制を整備する。

（3）市の体制及び職員の参集基準等

市は、事態の状況に応じて適切な措置を講ずるため、次の体制を整備するとともに、その参集基準を定める。

その際、市長の行う判断を常時補佐できる体制の整備に努める。

【事態の状況に応じた初動体制の確立】

事態の状況	体制の判断基準	体制
事態認定無	市の全部課での対応は不要だが、情報収集等の対応が必要な場合	① 担当課体制
	全庁的に情報の収集、対応策の検討等が必要な場合	② 緊急事態連絡室体制
	原因不明の事案が発生するなど、その被害が災害対策基本法上の災害(*)に該当し、国民保護に準じた措置を実施する必要がある場合	④ 市災害対策本部体制
事態認定有	市国民保護対策本部設置の通知がない場合	① 担当課体制
		② 緊急事態連絡室体制
	市国民保護対策本部設置の通知を受けた場合	③ 市国民保護対策本部体制

【職員参集基準】

体 制	参 集 を 要 す る 职 員
① 担当課体制	国民保護担当職員 事態・事案に対応する関係課職員
② 緊急事態連絡室体制	各部長 国民保護担当職員 事態・事案に対応する関係課職員
③ 市国民保護対策本部体制	全ての市職員が本庁又は出先機関等に参集
④ 市災害対策本部体制	

- 市国民保護対策本部（以下「市対策本部」という。）の非常配備態勢
武力攻撃事態等に対処するための非常配備態勢は、事態の状況により市対策本部長が必要と認める態勢をとる。
市対策本部：第3章第2節「2 羽村市国民保護対策本部」参照

（4）幹部職員等への連絡手段の確保

市の幹部職員及び国民保護担当職員は、常時、参集時の連絡手段として、携帯電話等を携行し、電話・メール・チャットツール等による連絡手段を確保する。

(*) 災害対策基本法第2条第1号後段「その他の異常な自然現象又は大規模な火事若しくは爆発その他その他その及ぼす被害の程度においてこれらに類する政令で定める原因により生ずる被害」に該当

(5) 幹部職員等の参集が困難な場合の対応

市の幹部職員及び国民保護担当職員が、交通の途絶、職員の被災などにより参集が困難な場合等も想定し、あらかじめ、参集予定職員の次席の職員を代替職員として指定しておくなど、事態の状況に応じた職員の参集手段を確保する。

なお、市対策本部長及び市対策本部員の代替職員については、次のとおりとする。

【市対策本部長及び市対策本部員の代替職員】

名称	代替職員（第1順位）	代替職員（第2順位）	代替職員（第3順位）
本部長 (市長)	副本部長 (副市長)	副本部長 (教育長)	市対策本部員 (総務部長)
対策本部員 (部長)	本部員の属する部の 課長で羽村市組織規 則の職制の順位		

(6) 本部の代替機能の確保

市は、市対策本部が被災し、市対策本部を市庁舎内に設置できない場合に備え、市対策本部の予備施設を次のとおり指定する。

名 称	住 所	電話 FAX
羽村市コミュニティセンター	羽村市 緑ヶ丘5-2-6	042-554-8584 042-554-8589(FAX)
羽村市スポーツセンター	羽村市 羽加美1-29-5	042-555-0033 042-554-9974(FAX)
羽村市スイミングセンター	羽村市 五ノ神319-3	042-579-3210 042-579-3212(FAX)

(7) 職員の所掌事務

市は、(3) ①～④の体制ごとに、参集した職員の行うべき所掌事務を定める。

(8) 交代要員等の確保

市は、防災に関する体制を活用しつつ、市国民保護対策本部（以下「市対策本部」という。）を設置した場合においてその機能が確保されるよう、次の項目について定める。

- 交代要員の確保その他職員の配置
- 食料、燃料等の備蓄
- 自家発電設備の確保
- 仮眠設備等の確保等

3 消防の初動体制の把握等

（1）東京消防庁（消防署）の初動体制の把握

市は、東京消防庁（消防署）からの情報を受け、その初動体制を把握する。また、地域防災計画における東京消防庁（消防署）との情報連絡体制を踏まえ、特に初動時における緊密な連携を図る。

（2）消防団の充実・活性化の推進等

市は、消防団が避難住民の誘導等に重要な役割を担うことにより、都と連携し、地域住民の消防団への参加促進、消防団に係る広報活動、全国の先進事例の情報提供、施設及び設備の整備の支援等の取組みを積極的に行い、消防団の充実・活性化を図る。

また、市は、都と連携し、消防団に対する国民保護措置についての研修を実施するとともに、国民保護措置についての訓練に消防団を参加させるよう配慮する。

さらに市は、東京消防庁が特別区における消防団員の参集基準として定める基準等を参考に、消防団員の参集基準を別に定める。

4 国民の権利利益の救済に係る手続等

市は、国民保護措置の実施に伴う損失補償、国民保護措置に係る不服申立て又は訴訟その他国民の権利利益の救済に係る手続を迅速に処理するため、手続項目を次のとおり定める。

【国民の権利利益の救済に係る手続項目一覧】

損失補償 (法第159条第1項)	特定物資の収用に関すること。（法第81条第2項）
	特定物資の保管命令に関すること。（法第81条第3項）
	土地等の使用に関すること。（法第82条）
	応急公用負担に関すること。（法第113条第1項・5項）
損害補償 (法第160条)	国民への協力要請によるもの。 (法第70条第1・3項、80条第1項、115条第1項、123条第1項)
不服申立てに関すること。（法第6条、175条）	
訴訟に関すること。（法第6条、175条）	

※表中の「法」とは「国民保護法」を示す。

5 通信の確保

市は、武力攻撃事態等において国民保護措置を的確かつ迅速に実施するためには、非常通信体制の整備等による通信の確保が重要であることから、次のとおり、非常通信体制の整備等について定める。

（1）非常通信体制の整備

市は、国民保護措置の実施に関し、非常通信体制の整備及び重要通信の確保に関する対策の推進を図る。また、自然災害その他の非常時における通信の円滑な運用を図ること等を目的として、関係省庁、地方公共団体、主要な電気通信事業者等で構成された非常通信協議会との連携に十分配慮する。

（2）非常通信体制の確保

市は、武力攻撃災害発生時においても情報の収集、提供を確実に行うため、情報伝達ルートの多ルート化や停電等に備えて非常用電源の確保を図るなど、都国民保護計画における通信連絡系統を踏まえるとともに、防災における体制を活用し、情報収集及び連絡体制の整備に努める。

6 情報収集・提供等の体制整備

市は、武力攻撃事態等において、国民保護措置に関する情報提供、警報の内容の通知伝達、被災情報の収集・報告及び安否情報の収集・整理等を行うため、情報収集・提供等の体制整備のために必要な事項について、次のとおり定める。

（1）基本的考え方

① 情報収集・提供のための体制の整備

市は、緊急情報ネットワークシステム（E m－N e t）等を活用して、武力攻撃等の状況、国民保護措置の実施状況、被災情報その他の情報等を収集又は整理し、関係機関及び住民に対しこれらの情報の提供等を適時かつ適切に実施するための体制を整備する。

② 体制の整備に当たっての留意事項

市は、体制の整備に際して、防災における体制を踏まえ、効率的な情報の収集、整理及び提供や、武力攻撃災害により障害が発生した場合の通信の確保に留意する。

また、非常通信体制の確保に当たっては、自然災害時において確保している通信手段を活用するとともに、以下の事項に十分留意し、その運営・管理及び整備等を行う。

施 設 ・ 設 備 面	<ul style="list-style-type: none"> 非常通信設備等の情報通信手段の施設について、非常通信の取扱いや機器の操作の習熟を含めた管理・運用体制の構築を図る。
	<ul style="list-style-type: none"> 武力攻撃災害による被害を受けた場合に備え、複数の情報伝達手段の整備（有線・無線系、地上系・衛星系等による伝送路の多ルート化等）、関連機器装置の二重化等の障害発生時における情報収集体制の整備を図る。
	<ul style="list-style-type: none"> 都と連携し、無線通信ネットワークの整備・拡充の推進及び相互接続等によるネットワーク間の連携を図る。
	<ul style="list-style-type: none"> 武力攻撃災害時において確実な利用ができるよう、国民保護措置の実施に必要な非常通信設備を定期的に総点検する。
運 用 面	<ul style="list-style-type: none"> 夜間・休日の場合等における体制を確保するとともに、平素から情報の収集・連絡体制の整備を図る。
	<ul style="list-style-type: none"> 武力攻撃災害による被害を受けた場合に備え、通信輻輳時及び途絶時並びに庁舎への電源供給が絶たれた場合を想定した、非常用電源を利用した関係機関との実践的通信訓練の実施を図る。
	<ul style="list-style-type: none"> 通信訓練を行うに当たっては、地理的条件や交通事情等を想定し、実施時間や電源の確保等の条件を設定した上で、地域住民への情報の伝達、避難先施設との間の通信の確保等に関する訓練を行うものとし、訓練終了後に評価を行い、必要に応じ体制等の改善を行う。
	<ul style="list-style-type: none"> 無線通信系の通信輻輳時の混信等の対策に十分留意し、武力攻撃事態等非常時における運用計画を定めるとともに、関係機関との間で携帯電話等の電気通信事業用移動通信及び防災行政無線等の業務用移動通信を活用した運用方法等についての十分な調整を図る。
	<ul style="list-style-type: none"> 電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等の効果的な活用を図る。
	<ul style="list-style-type: none"> 担当職員の役割・責任の明確化等を図るとともに、担当職員が被害を受けた場合に備え、円滑に他の職員が代行できるような体制の構築を図る。
	<ul style="list-style-type: none"> 國民に情報を提供するに当たっては、防災行政無線、広報車両等を活用するとともに、高齢者、障害者外国人その他の情報の伝達に際し援護を要する者及びその他通常の手段では情報の入手が困難と考えられる者に対しても情報を伝達できるよう必要な検討を行い、体制の整備を図る。

③ 情報の共有

市は、國民保護措置の実施のため必要な情報の収集、蓄積及び更新に努めるとともに、情報セキュリティ等に留意しながら、これらの情報が関係機関により円滑に利用されるよう努める。

(2) 警報等の伝達に必要な準備

① 警報の伝達体制の整備

- 市は、都知事から警報の内容の通知があった場合の住民及び関係団体への伝達方法等についてあらかじめ定めておくとともに、住民及び関係団体に伝達方法等の理解が行き渡るよう事前に説明や周知を図る。この場合において、民生・児童委員や社会福祉協議会、国際交流協会等との協力体制を構築し、高齢者、障害者及び外国人等に対する伝達方法についても配慮する。
- 市長は、職員を指揮し、消防及び自主防災組織等の協力を得ることなどにより、住民等に警報の内容を伝達することができるよう、体制の整備に努める。

- 警報の伝達方法として、広報車の使用、自主防災組織による協力依頼等、防災行政無線による伝達のほか、効果的な方法も検討する。

② 防災行政無線の整備

市は、武力攻撃事態等における迅速な警報の内容の伝達等に必要となる防災行政無線の整備を図る。

③ 全国瞬時警報システム（以下「J－A L E R T」という。）の運用

市は、J－A L E R Tによる緊急情報の伝達に対しては、防災行政無線の自動起動等を活用し、広く市民へ伝達する。

④ 警察との連携

市は、武力攻撃事態等において、住民に対する警報の内容の伝達が的確かつ迅速に行われるよう、警視庁（警察署）との協力体制を構築する。

⑤ 国民保護に係るサイレンの住民への周知

国民保護に係るサイレン音（「国民保護に係る警報のサイレンについて」平成17年7月6日付消防運第17号国民保護運用室長通知）については、訓練等の様々な機会を活用して住民に十分な周知を図る。

⑥ 大規模集客施設等に対する警報の伝達のための準備

市は、警報の内容の伝達を行うこととなる区域内に所在する多数の者が利用又は居住する施設について、各々の施設の管理者等の連絡先の把握及び情報伝達体制を整備する。

《多数の者が利用又は居住する施設》

- ・大規模集客施設等（駅、学校、文化施設、競技施設等）
- ・大規模オフィス
- ・大規模集合住宅　外

市は、都及び東京消防庁（消防署）が大規模集客施設の管理者等に対して実施する、突発的なテロ等が発生した場合における当該施設内の人々への情報提供（館内放送等）や避難誘導体制の整備等に関する指導・助言に協力する。

⑦ 民間事業者の協力

市は、民間事業者が、警報の内容の伝達や住民の避難誘導等を主体的に実施できるよう、都と連携して、各種の取組みを支援する。

（3）安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備

① 安否情報収集のための体制整備

市は、安否情報（以下参照）を円滑に収集、整理、報告及び提供することができ

るよう、安否情報の収集、整理及び提供の責任者をあらかじめ定め、必要な研修・訓練を行う。

また、都と安否情報の収集・回答部署、責任者等の情報を共有するなど、相互の協力体制を確保する。

【収集・報告すべき情報】

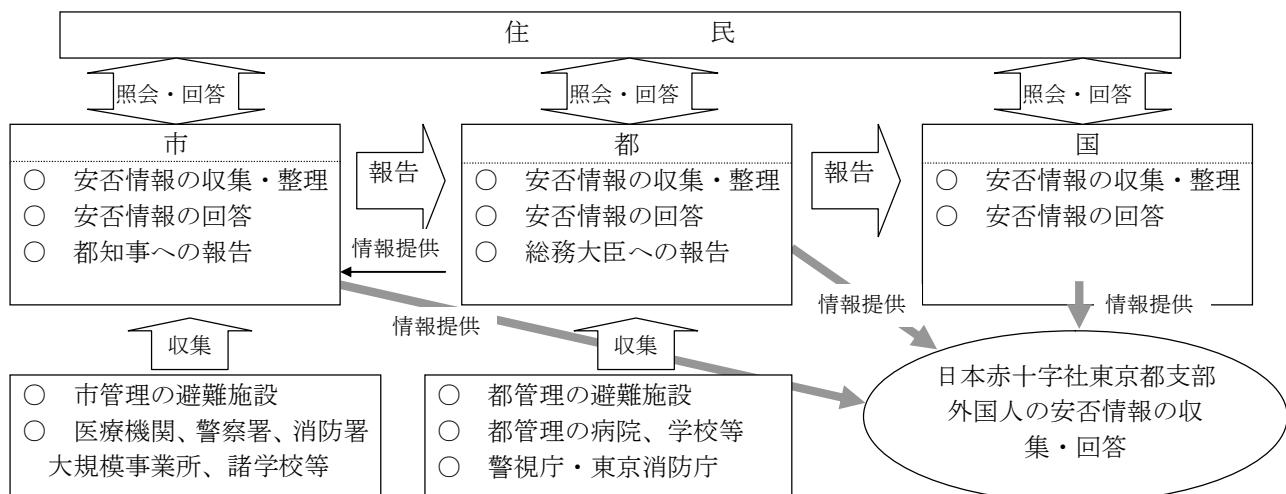
1 避難住民（負傷した住民も同様）

- ① 氏名
- ② フリガナ
- ③ 出生の年月日
- ④ 男女の別
- ⑤ 住所
- ⑥ 国籍
- ⑦ ①～⑥のほか、個人を識別するための情報（前各号のいずれかに掲げる情報が不明である場合において、当該情報に代えて個人を識別することができるものに限る。）
- ⑧ 負傷や疾病の有無
- ⑨ 負傷又は疾病の状況
- ⑩ 現在の居所
- ⑪ 連絡先その他安否の確認に必要と認められる情報
- ⑫ 安否情報の提供に係る同意の有無等

2 死亡した住民

- （上記①～⑦、⑪に加えて）
- ⑬ 死亡の日時、場所及び状況
- ⑭ 遺体の安置場所
- ⑮ 安否情報の提供に係る配偶者等の同意の有無等

《安否情報の収集・提供の概要》



② 安否情報の収集に協力を求める関係機関の把握

市は、都との役割分担により安否情報の収集を円滑に行うため、医療機関、警察署、消防署、大規模事業所、諸学校等の安否情報を保有し、収集に協力を求める可能性のある関係機関について、既存の統計資料等に基づきあらかじめ把握しておく。

《安否情報収集役割分担》

- 安否情報の収集は、住民に関する情報を有する市が行うことを基本とし、都是、都の施設等からの収集など補完的に対応
 - ・市 ……………市管理の避難施設
市 の施設（学校等）
区域内の医療機関、警察署、消防署、大規模事業所、諸学校等
 - ・都 ……………都管理の避難施設、都の施設（病院・学校等）
警視庁、東京消防庁等

③ 住民等への周知

市は、避難時に氏名や身分を確認できるもの（マイナンバーカード、運転免許証、パスポート、写真入りの社員証等）を携行するよう、都と連携して、住民等に周知する。

（4）被災情報の収集・報告に必要な準備

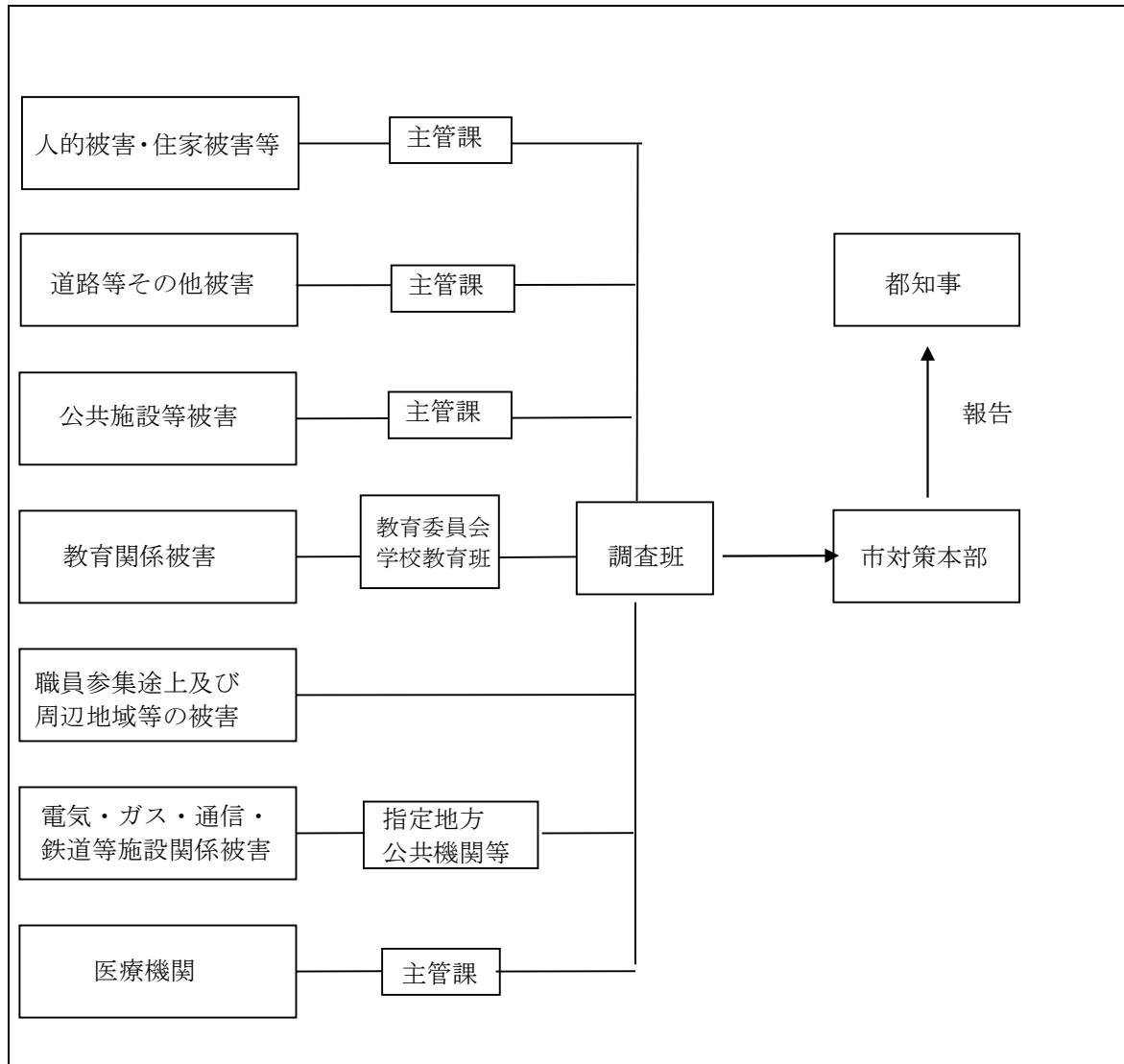
① 情報収集・連絡体制の整備

市は、被災情報（以下参照）の収集、整理及び都知事への報告等を適時かつ適切に実施するため、あらかじめ情報収集・連絡に当たる担当者を定めるとともに、都における被災情報の収集・報告系統を踏まえ、必要な体制の整備を図る。

《収集・報告すべき情報》

- 1 武力攻撃災害の発生日時・場所
- 2 発生した武力攻撃災害の概要
- 3 人的・物的被害状況
 - ① 死者、行方不明者、負傷者
 - ② 住宅被害
 - ③ その他必要な事項
- 4 可能な場合、死者の死亡年月日、性別、年齢、概況

《被災情報の収集・報告系統》



② 担当者の育成

市は、あらかじめ定められた情報収集・連絡に当たる担当者に対し、情報収集・連絡に対する正確性の確保に必要な知識や理解が得られるよう、研修及び訓練を通じ担当者の育成に努める。

7 特殊標章等の交付又は使用許可に係る体制の整備 (*)

市は、武力攻撃事態において、ジュネーヴ諸条約及び第一追加議定書に規定する特殊標章及び身分証明書（以下「特殊標章等」という。）を交付する。（第3編第2章3に規定）このため、これら標章等の交付等に係る体制の整備のために必要な事項を、次のように定める。

(*) 【特殊標章等の意義について】

1949年8月12日のジュネーヴ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（第一追加議定書）において規定される国際的な特殊標章等は、国民保護措置に係る職務、業務又は協力（以下この章において「職務等」という。）を行う者及びこれらの者が行う職務等に使用される場所若しくは車両、船舶、航空機等（以下この章において「場所等」という。）を識別するために使用することができ、それらは、ジュネーヴ諸条約及び第一追加議定書の規定に従って保護される。

(1) 特殊標章等

ア 特殊標章

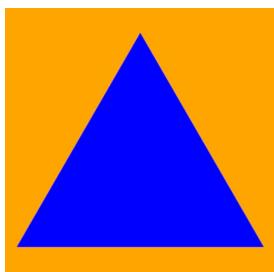
第一追加議定書第66条3に規定される国際的な特殊標章（オレンジ色地に青の正三角形）。

イ 身分証明書

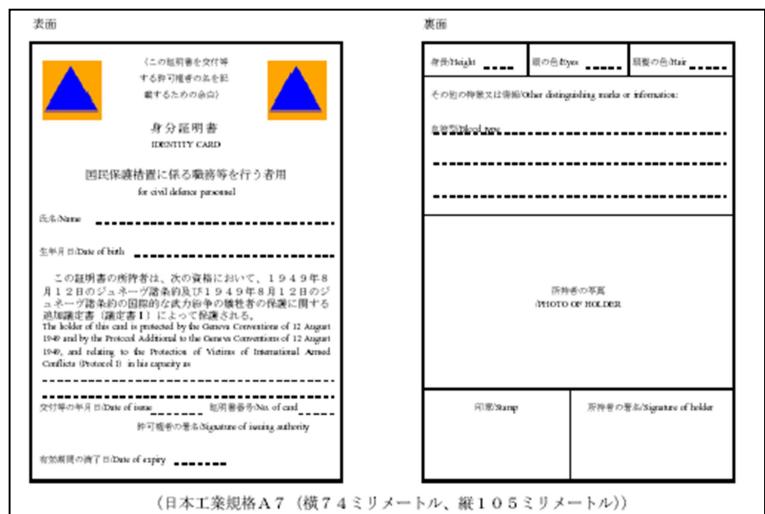
第一追加議定書第66条3に規定される身分証明書（様式のひな型は下記のとおり。）。

ウ 識別対象

国民保護措置に係る職務等を行う者、国民保護措置に係る協力等のために使用される場所等。



（オレンジ色地に青の正三角形）



（身分証明書のひな型）

(2) 交付要綱の作成

市は、国の定める「赤十字標章等及び特殊標章等に係る事務の運用に関するガイドライン」に基づき、具体的な交付要綱を作成する。

(3) 特殊標章等の作成・管理

市は、特殊標章等の交付要綱に基づき、必要となる特殊標章等を作成するとともに、交付する必要が生じた場合に迅速に交付できるよう適切に管理する。

8 研修及び訓練

市職員は、住民の生命、身体及び財産を保護する責務を有していることから、研修を通じて国民保護措置の実施に必要な知識の習得に努めるとともに、実践的な訓練を通じて武力攻撃事態等における対処能力の向上に努める必要がある。

このため、市における研修及び訓練のあり方について必要な事項を、次のとおり定める。

(1) 研修

① 研修機関における研修の活用

市は、国民保護の知見を有する職員を育成するため、消防大学校、市町村職員中央研修所、東京都市町村職員研修所等の研修機関の研修課程を有効に活用し、職員の研修機会を確保する。

② 職員等の研修機会の確保

市は、職員に対して、国、都等が作成する国民保護に関する教材や資料等を活用し、多様な方法により研修を行う。

さらに、市は都と連携し、消防団員や自主防災組織リーダー等に対して国民保護措置に関する研修を行う。

③ 外部有識者等による研修

市は、職員等の研修の実施に当たっては、都、自衛隊、警視庁（警察署）、東京消防庁（消防署）、海上保安庁等の職員及び学識経験者等を講師に招くなど、外部の人材を積極的に活用する。

(2) 訓練

① 市における訓練の実施

市は、近隣区市町村、都、国等関係機関と共同するなどして、住民、地域の団体及び事業者の自発的な参加を得て、国民保護措置についての訓練を実施し、武力攻撃事態等における対処能力の向上を図る。

訓練の実施に当たっては、N B C災害訓練や弾道ミサイルを想定した訓練などを通じて得たノウハウを活用するとともに、警視庁（警察署）、東京消防庁（消防署）及び自衛隊等との連携を図る。

② 訓練の形態及び項目

訓練を計画するに当たっては、実際に人・物等を動かす実動訓練、状況付与に基づいて参加者に意思決定を行わせる図上訓練等、実際の行動及び判断を伴う実践的な訓練を実施する。

また、防災訓練における実施項目を参考にしつつ、以下に示す訓練を実施する。

- 市対策本部を迅速に設置するための職員の参集及び市対策本部設置運営・訓練
- 警報・避難の指示等の内容の伝達訓練及び被災情報・安否情報に係る情報収集訓練
- 避難誘導及び救助に関する訓練（高齢者、障害者にも留意）
- 弾道ミサイルを想定した訓練（全国瞬時警報システム（J－A L E R T）発出時の避難行動、初動体制の構築）
- テロ等の突発的な事態発生に伴う対処に関する訓練

③ 訓練に当たっての留意事項

- 国民保護措置と防災上の措置との間で相互に応用が可能な項目については、国

- 民保護措置についての訓練と防災訓練とを有機的に連携させる。
- 国民保護措置についての訓練の実施においては、住民の避難誘導や救援等に当たり、町内会・自治会の協力を求めるとともに、特に高齢者、障害者その他特に配慮を要する者への的確な対応が図られるよう留意する。
 - 訓練実施時は、客観的な評価を行うとともに、参加者等から意見を聴取するなど、課題を明らかにし、国民保護計画の不断の見直しに反映する。
 - 市は、町内会・自治会、自主防災組織等と連携し、住民に対し広く訓練への参加を呼びかけ、訓練の普及啓発に努め、訓練の開催時期、場所等は、住民の参加が容易となるよう配慮する。
 - 市は、都及び東京消防庁（消防署）と協力し、大規模集客施設（大規模な商業施設等）、学校、病院、駅、大規模集合住宅、官公庁、事業所その他の多数の者が利用又は居住する施設の管理者に対し、施設管理者の作成している計画及びマニュアルに準じて警報の内容の伝達及び避難誘導を適切に行うため必要となる訓練の実施を要請する。
 - 市は、警視庁（警察署）と連携し、避難訓練時における交通規制等の実施について留意する。

9 関係機関との連携体制の整備

市は、国民保護措置を実施するに当たり、国、都、他の区市町村、指定公共機関及び指定地方公共機関その他の関係機関と相互に連携協力することが必要不可欠であるため、次のとおり関係機関との連携体制整備のあり方について定める。

（1）基本的考え方

① 防災のための連携体制の活用

市は、武力攻撃事態等への効果的かつ迅速な対処ができるよう、防災のための連携体制も活用し、関係機関との連携体制を整備する。

② 関係機関の計画との整合性の確保

市は、国、都、他の区市町村、指定公共機関及び指定地方公共機関その他の関係機関の連絡先を把握するとともに、関係機関が作成する国民保護計画及び国民保護業務計画との整合性の確保を図る。

③ 関係機関相互の意思疎通

市は、個別の課題に関して関係機関による意見交換の場を設けること等により、関係機関の意思疎通を図り、人的なネットワークを構築する。

④ 防衛行動と住民避難との錯綜防止

市は、自衛隊の武力攻撃の排除措置のための部隊が市内に集中した場合、その措置行動と住民避難等の国民保護措置等の錯綜を避けるため、市国民保護協議会の委

員に任命された自衛隊員、その他の会議に出席を求めた自衛隊員を通じて連携強化を図り、確認すべき事項について、平素から、情報・意見交換を行う。

⑤ 米軍との連携

市は、平素及び事態発生時の横田基地との連絡調整や連携のあり方について、国と米軍の協議結果を踏まえ、今後、次に掲げる4項目を中心として、都と共に横田基地と必要な調整を図っていく。

- 事態発生を想定した、都と基地との連絡調整窓口の設置
- 基地内の米軍関係者や日本人従業員に対する警報等の伝達、避難誘導
- 事態発生時における情報交換（基地からの情報提供を含む）
- 上記のほか、避難、救護について意見交換を行うよう努める。

また、東京都国民保護計画においては、当該調整結果に基づき必要な整理が行われることとなっていることから、市は、その整理を踏まえて、市国民保護計画において必要な事項を定める。

（2）都との連携

① 都の連絡先の把握等

市は、緊急時に連絡すべき都の連絡先及び担当部署（担当局等名、所在地、電話（FAX）番号、メールアドレス等）について把握するとともに、定期的に更新を行い、国民保護措置の実施の要請等が円滑に実施できるよう、都と必要な連携を図る。

② 都との情報共有

警報の内容、避難経路や運送手段及び救援の方法等に関し、都との間で緊密な情報の共有を図る。

③ 市国民保護計画の都への協議

市は、都との国民保護計画の協議を通じて、都の行う国民保護措置と市の行う国民保護措置との整合性の確保を図る。

④ 市と都の役割分担

市は、救援や備蓄、安否情報の収集・提供などの措置について、地域防災計画における役割分担を基本として、都と協議し、役割分担を明らかにするものとする。

⑤ 警察との連携

市は、避難住民の誘導が円滑に行えるよう、また自らが管理する道路について、武力攻撃事態において、道路の通行禁止措置等に関する情報を道路利用者に積極的に提供できるよう、警視庁（警察署）と必要な連携を図る。

⑥ 消防との連携

市は、避難住民の円滑な誘導を行うことができるよう、東京消防庁（消防署）と緊密な連携を図る。

（3）近接市町村との連携

① 近接市町村との連携

市は、近接市町村の連絡先、担当部署等に関する最新の情報を常に把握し協議するとともに、近接市町村相互の国民保護計画の内容について、協議する機会を設けることや、防災に関し締結されている区市町村間の相互応援協定等について必要な見直しを行うこと等により、武力攻撃災害の防除、避難の実施体制、物資及び資材の供給体制等における近接市町村相互間の連携を図る。

特に、横田基地周辺の市町とは平素及び事態発生時を通じた横田基地との連絡調整等に関して緊密な連携を図る。

② 事務の一部の委託のための準備

市は、武力攻撃事態において、国民保護措置実施のため、事務の一部を他の地方公共団体に委託する場合を想定し、近隣市町村等と平素から意見交換を行う。

（4）指定公共機関等との連携

① 指定公共機関等の連絡先の把握

市は、区域内の指定公共機関等と緊密な連携を図るとともに、常に指定公共機関等の連絡先、担当部署等について最新の情報を常に把握しておく。

② 医療機関との連携

市は、事態発生時に医療機関の活動が直ちに行われるよう、都と協力して、災害拠点病院、救命救急センター、医師会等との連絡体制を構築するとともに平素から意見交換や訓練を通じて、緊急時の医療ネットワークと広域的な連携を図る。

また、特殊な災害への対応が迅速に行えるよう（公財）日本中毒情報センター等の専門的な知見を有する機関との連携に努める。

③ 関係機関との協定の締結等

市は、関係機関から物資及び資材の供給並びに避難住民の運送等について必要な協力が得られるよう、防災のために締結されている協定の見直しを行うなど、必要な連携体制の整備を図る。

④ 事業所等との連携

市は、都及び関係機関と協力し、区域内の事業所における武力攻撃事態等の観点を交えた防災対策への取組みに支援を行うよう努めるとともに、民間企業の有する広範な人的・物的ネットワークとの連携の確保を図る。

（5）事業所に対する支援

市は、東京消防庁（消防署）が実施する、事業所の施設管理者及び事業者に対する火災や地震等のための既存のマニュアル等を参考とした避難誘導のための計画等の作成などの指導について、必要に応じて協力する。

（6）自主防災組織等に対する支援

① 自主防災組織等に対する支援

市は、自主防災組織のリーダー等に対する研修等を通じて自主防災組織等の活性化を推進し、その充実を図るとともに、自主防災組織等相互間、消防団及び市町村等との連携が図られるよう配慮する。

また、都と連携し、自主防災組織等が行う消火、救助、救援等のための施設及び設備の充実を図る。

なお、自主防災組織に対する指導、訓練を実施するに当たっては、東京消防庁（消防署）の協力を得て火災や地震等の対応に準じた避難要領等の啓発を行う。

② 自主防災組織以外のボランティア団体等に対する支援

市は、防災のための連携体制を踏まえ、日本赤十字社、社会福祉協議会その他のボランティア関係団体等との連携を図り、武力攻撃事態等においてボランティア活動が円滑に行われるよう、その活動環境の整備を図る。

第2節 避難に関する備え

避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備えに関して必要な事項について、次のとおり定める（通信の確保、情報収集・提供体制など既に記載しているものを除く。）。

1 避難に関する基本的事項

（1）基礎的資料の収集

市は、避難住民の誘導を迅速に行うことができるよう、住宅地図、道路網のリスト、避難施設のリスト等必要な基礎的資料を、都と連携して準備する。

【市において集約・整理すべき基礎的資料】

- 住宅地図
(※ 人口分布、世帯数、昼夜別の人口のデータ)
- 区域内の道路網のリスト
(※ 避難経路として想定される高速道路、国道、都道、区市町村道等の道路のリスト)
- 輸送力のリスト
(※ 鉄道、バス等の運送事業者や公共交通機関の保有する輸送力のデータ)
(※ 鉄道網やバス網、保有車両数などのデータ)
- 避難施設のリスト（データベース策定後は、当該データベース）
(※ 避難住民の収容能力や屋内外の別についてのリスト)
- 備蓄物資、調達可能物資のリスト
(※ 備蓄物資の所在地、数量、区域内の主要な民間事業者のリスト)
- 生活関連等施設等のリスト
(※ 避難住民の誘導に影響を与えるかねない一定規模以上のもの)
- 関係機関（国、都、民間事業者等）の連絡先一覧、協定書
- 自主防災組織、町内会・自治会等の連絡先等一覧
(※ 代表者及びその代理の者の自宅及び勤務先の住所、連絡先等)
- 消防機関のリスト
(※ 東京消防庁、消防方面本部、消防署、消防団本部の所在地等の一覧)

（2）隣接する市町村との連携の確保

市は、市の区域を越える避難を行う場合に備えて、平素から、隣接する市町村と想定される避難経路や相互の支援の在り方等について意見交換及び訓練を行うこと等により、緊密な連携を確保する。

(3) 高齢者、障害者等要配慮者への配慮

市は、避難住民の誘導に当たり、高齢者、障害者等自ら避難することが困難な者の避難について、要配慮者の避難対策を講じる。

その際、避難誘導時において、自主防災組織等と協力し、都の要配慮者対策総括部と連携した対応ができるよう職員の配置に留意する。

(4) 民間事業者の協力

市は、避難住民の誘導時においては、地域の民間事業者の協力が重要であることから、平素から都と連携し、これら企業の協力が得られるよう、連携・協力関係の構築に努める。

特に、突発的に事案が発生し、建物外にいる人々が緊急に屋内に避難せざるを得ない場合における受入等について、都と連携し、その協力の確保に努める。

(5) 学校や事業所との連携

市は、学校や大規模な事業所における避難に関して、時間的な余裕がない場合などにおいては、事業所等の単位により集団で避難することを踏まえて、平素から、各事業所等における避難の在り方について、意見交換や避難訓練等を通じて、対応を確認しておく。

(6) 大規模集客施設との連携

市は、平素から都と連携して、大規模集客施設にいる多くの人々の避難が円滑に行われるよう、情報伝達体制の確立など施設管理者等との連携に努める。

2 避難実施要領のパターンの作成

市は、都による支援を受け、関係機関（消防署、警察署、自衛隊等）と緊密な意見交換を行いつつ、総務省消防庁が作成するマニュアルを参考に、季節の別（特に冬期間の避難方法）、観光客や昼間人口の存在、混雑や交通渋滞の発生状況、要配慮者等の避難方法等について配慮し、複数の避難実施要領のパターンをあらかじめ作成する。

3 運送事業者の輸送力・輸送施設の把握等

市は、都と連携して、運送事業者の輸送力の把握や輸送施設に関する情報の把握等を行うとともに、避難住民や緊急物資の運送を実施する体制を整備するよう努める。

(1) 運送事業者の輸送力及び輸送施設に関する情報の把握

市は、都が保有する当該市の区域の輸送に係る運送事業者の輸送力及び輸送施設に関する情報を共有する。

《共有する情報内容》

- 輸送力に関する情報
 - ① 保有車両等(鉄道、定期・路線バス)の数、定員
 - ② 本社及び支社の所在地、連絡先、連絡方法など
- 輸送施設に関する情報
 - ① 道路 (路線名、起点・終点、車線数、管理者の連絡先など)
 - ② 鉄道 (路線名、終始点駅名、路線図、管理者の連絡先など)

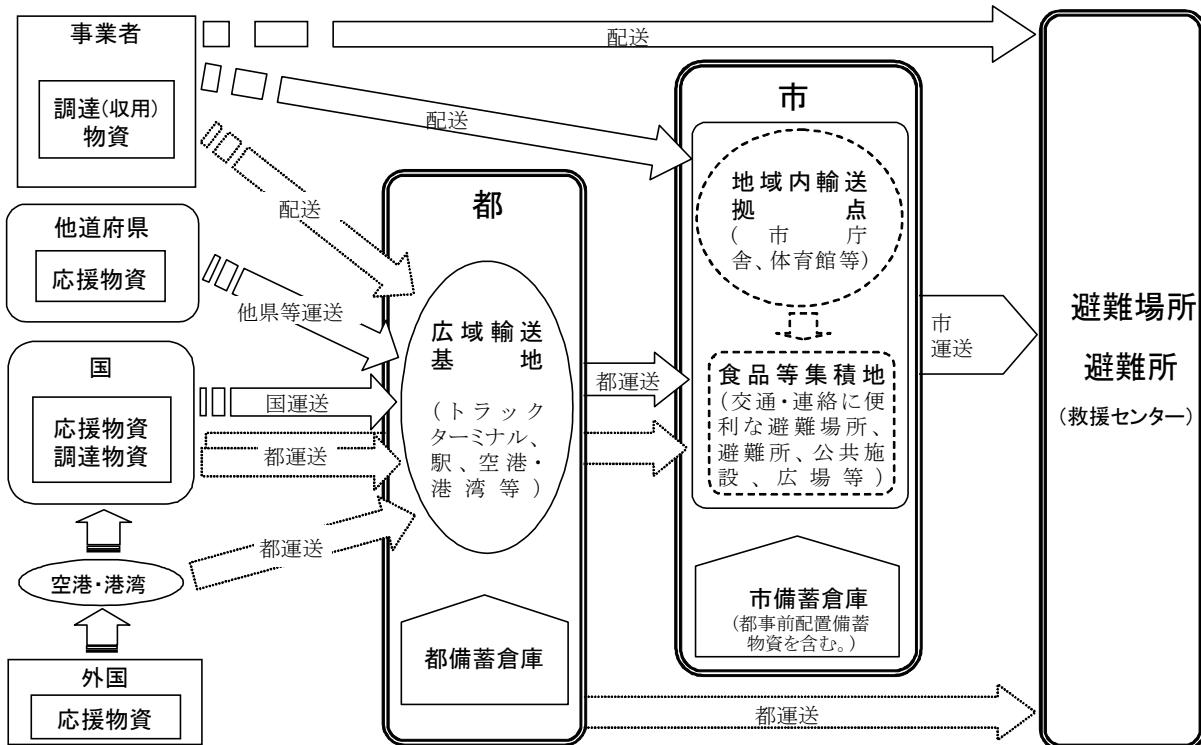
(2) 運送経路の把握等

市は、武力攻撃事態等における避難住民や緊急物資の運送を円滑に行うため、都が保有する当該市の区域に係る運送経路の情報を共有する。

(3) 緊急物資等の運送体制の把握・整備

市は、都等からの緊急物資等の配送を受けるための拠点等の設定、各避難所等への運送など、緊急物資等の運送体制を把握し、整備する。

《緊急物資等の配送の概要》



4 避難施設の指定への協力

市は、都が行う避難施設の指定に際しては、次の区分に応じて必要な情報を提供するなど都に協力する。

《避難施設の区分》 (都国民保護計画より)

施設区分	定義等
屋内避難施設	避難所及び緊急一時避難施設
避難所 (※)	避難住民等を収容するもの 収容する期間が長期にわたる場合又は長期にわたるおそれがある場合には、長期避難住宅の設置が可能（賃貸住宅、宿泊施設等の居室の借上げも可能）
緊急一時避難施設	爆風等からの直接の被害を軽減するための一時的な避難に活用するコンクリート造り等の堅ろうな建築物や地下街、地下駅舎等の地下施設
屋外避難施設	長期に避難を要する事態における応急仮設住宅等の建設用地、炊き出しや医療の提供等の救援の実施場所、一時的に集合させる場所等の確保を目的とした避難施設

※ 都が指定している施設には、災害対策基本法における福祉避難所も含む。

市は、都が指定した避難施設に関する情報を避難施設データベース等により、都と共有するとともに、都と連携して、住民に対して、避難施設の名称、住所等住民が迅速に避難を行うために必要な情報を周知する。

5 生活関連等施設の把握等

（1）生活関連等施設の把握等

市は、その区域内に所在する生活関連等施設について、把握するとともに、都との連絡体制を整備する。

また、市は、「生活関連等施設の安全確保の留意点について」（平成17年8月29日閣副安危第364号内閣官房副長官補（安全保障・危機管理担当）付内閣参事官通知）に基づき、その管理に係る生活関連等施設の安全確保措置の実施のあり方について定める。

【生活関連等施設の種類及び所管省庁】

国民保護法施行令	各号	施設・物質の種類	所管省庁名
第27条	1号	発電所、変電所	経済産業省
	2号	ガス工作物	経済産業省
	3号	取水施設、貯水施設、浄水施設、配水池	国土交通省、環境省
	4号	鉄道施設、軌道施設	国土交通省
	5号	電気通信事業用交換設備	総務省
	6号	放送用無線設備	総務省
	7号	水域施設、係留施設	国土交通省
	8号	滑走路等、旅客ターミナル施設、航空保安施設	国土交通省
	9号	ダム	国土交通省
	10号	危険物質等（国民保護法施行令第28条）の取扱所	
第28条	1号	危険物	総務省消防庁
	2号	毒物・劇物（毒物及び劇物取締法）	厚生労働省
	3号	火薬類	経済産業省
	4号	高压ガス	経済産業省
	5号	核燃料物質（汚染物質を含む。）	原子力規制委員会
	6号	核原料物質	原子力規制委員会
	7号	放射性同位元素（汚染物質を含む。）	原子力規制委員会
	8号	毒薬・劇薬（薬事法）	厚生労働省、農林水産省
	9号	電気工作物内の高压ガス	経済産業省
	10号	生物剤、毒素	各省庁（主務大臣）
	11号	毒性物質	経済産業省

（2）市が管理する公共施設等における警戒

市は、その管理に係る公共施設、公共交通機関等について、特に情勢が緊迫している場合等においては、警察と連携し、都の措置に準じて警戒等の措置を実施する。

第3節 救援に関する備え

1 救援に関する基本的事項

（1）都との調整

市は、市の行う救援について、地域防災計画における役割分担を基本として、都と協議し、その役割分担を明らかにしておく。

（2）基礎的資料の準備等

市は、都と連携して、救援に関する事務を行うために必要な資料を準備するとともに、避難に関する平素の取組みと並行して、関係機関との連携体制を確保しておく。

（3）救援センター運営の準備

市は、市が運営する避難所において避難住民の生活を支援するために設置する「救援センター」に関する運営マニュアルを、都の指針に基づき整備する。

2 物資及び資材の備蓄、整備

市が備蓄、整備する国民保護措置の実施に必要な物資及び資材について、次のとおり定める。

（1）市における備蓄

① 防災のための備蓄の活用

住民の避難や避難住民等の救援に必要な物資や資材については、原則として国民保護措置のための備蓄と防災のための備蓄とを相互に兼ねる。

② 国民保護措置の実施のために必要な物資及び資材

市は、国民保護措置の実施のため特に必要となる物資及び資材については、都及び関係機関の整備の状況等も踏まえ、新たに備蓄、調達に努める。

③ 都及び他の区市町村との連携

市は、国民保護措置のために特に必要となる物資及び資材の備蓄・整備について、都と密接に連携して対応する。

武力攻撃事態等が長期にわたった場合においても、国民保護措置に必要な物資及び資材を調達することができるよう、他の区市町村や事業者等との間で、その供給に関する協定をあらかじめ締結するなど、必要な体制を整備する。

(2) 市が管理する施設及び設備の整備及び点検等

① 施設及び設備の整備及び点検

市は、国民保護措置の実施を念頭におきながら、その管理する施設及び設備について、整備・点検をする。

② ライフライン施設の機能の確保

市は、その管理する上下水道施設等のライフライン施設について、自然災害に対する既存の予防措置を活用しつつ、系統の多重化、拠点の分散、代替施設の整備等により代替性の確保に努める。

③ 復旧のための各種資料等の整備等

市は、武力攻撃災害による被害の復旧の的確かつ迅速な実施のため、地籍調査の成果、不動産登記その他土地及び建物に関する権利関係を証明する資料等について、既存のデータ等を活用しつつ整備し、その適切な保存を図り、バックアップ体制を整備する。

第4節 国民保護に関する啓発

武力攻撃災害による被害を最小限化するためには、住民が国民保護に関する正しい知識を身につけ、武力攻撃事態等において適切に行動する必要があることから、国民保護に関する啓発や武力攻撃事態等において住民がとるべき行動等に関する啓発のあり方について必要な事項を、次のとおり定める。

1 国民保護措置に関する啓発

(1) 啓発の方法

市は、都及び関係機関と連携しつつ、住民、地域の団体、事業者等に対し、広報紙、パンフレット、テレビ及びインターネット等の様々な広報手段を活用して、国民保護措置の重要性について継続的に啓発を行うとともに、住民向けの研修会、講演会等を実施する。また、高齢者、障害者及び外国人等に対しては、大きな文字や点字、外国語等を使用した広報媒体を使用するなど実態に応じた方法により啓発を行う。

(2) 防災に関する啓発との連携

市は、啓発の実施に当たっては、防災に関する啓発とも連携し、自主防災組織の特性も活かしながら住民への啓発を行う。

(3) 緊急時における事業者の協力

市は、都と連携し、緊急時に事業所内に逃げ込む住民の受入などの協力について、区域の事業者の理解を得るよう努める。

(4) 学校における教育

市教育委員会は、都教育委員会の協力を得て、児童生徒等の安全の確保及び災害対応能力育成のため、市立学校において、安全教育や自他の命を尊重する精神、ボランティア精神の養成等のための教育を行う。

2 住民がとるべき行動等に関する啓発

- 市は、武力攻撃災害の兆候を発見した場合の市に対する通報義務、不審物等を発見した場合の管理者に対する通報の方法等について、啓発資料等を活用して住民への周知を図る。
- 市は、都が作成する「パンフレット」等を活用し、都と協力し、武力攻撃事態等において住民や事業者、学校等の施設管理者による適切な避難行動や避難誘導等について周知を図る。

また、市は、傷病者の応急手当について、日本赤十字社、都、消防機関などとともに普及に努める。

3 赤十字標章等及び特殊標章等に関する普及・啓発

市は、都及びその他関係機関と協力しつつ、武力攻撃事態等における赤十字標章等及び特殊標章等の使用の意義、使用に当たっての濫用防止等について、啓発に努める。

4 市民・事業者の皆様に行っていただきたい平素からの備え

（1）警報が発令されたときの行動及び避難行動の理解

日頃から、武力攻撃事態や大規模テロ等（緊急対処事態）に遭遇した場合にとるべき行動について、知っていただくことが重要である。

（2）備蓄

地震などの災害に対する日頃からの備えとして実践している、避難用の非常持ち出し品や数日間を自足するための備蓄品は、武力攻撃事態等における避難時においても役立つものであると考えられる。

（3）訓練への参加

上記（1）の避難行動等の理解を深めるためにも、市民・事業者の皆様にも訓練に参加いただくことが重要である。

『**《弾道ミサイルが落下する可能性がある場合にとるべき行動について》**

Jアラート（全国瞬時警報システム）により弾道ミサイル発射情報が発令されたら

【逃げる】

屋外にいる場合、近くの建物（できれば頑丈な建物）の中や、地下に避難する。

【離れる】

屋内にいる場合、できるだけ窓から離れ、できれば窓のない部屋に移動する。

【隠れる】

屋外にいる場合で、近くに適当な建物がない場合は、物陰に身を隠すか、地面に伏せ頭部を守る。

※ 東京都防災ホームページ：弾道ミサイルが落下する可能性がある場合にとるべき行動について

<https://www.bousai.metro.tokyo.lg.jp/taisaku/torikumi/1000063/1022489.html>

『警報が発令された場合に直ちにとるべき行動（例）』

○ 屋内にいる場合

- ・ドアや窓を全部閉める。
- ・ガス、水道、換気扇を止める。
- ・ドア、壁、窓ガラスから離れて座る。

○ 屋外にいる場合

- ・近隣の堅ろうな建物や地下街など屋内に避難する。

『武力攻撃の類型などに応じた避難などの留意点』

○ 弹道ミサイルによる攻撃の場合

- ・攻撃当初は屋内に避難し、その後、状況に応じ行政機関からの指示に従い適切に避難する。屋内の避難に当たっては、近隣の堅ろうな建物や地下街などに避難する。

○ ゲリラや特殊部隊による攻撃の場合

- ・突発的に被害が発生することも考えられるため、攻撃当初は一旦屋内に避難し、その後状況に応じ行政機関からの指示に従い適切に避難する。

○ 航空攻撃の場合

- ・攻撃の目的地を特定せずに、屋内への避難が広範囲にわたって指示されることが考えられる。屋内への避難に当たっては、近隣の堅ろうな建物や地下街などに避難する。その後、状況に応じ行政機関からの指示に従い適切に避難する。

○ 着上陸侵攻の場合

- ・攻撃が予測された時点において、あらかじめ避難することも想定される。
- ・避難が必要な地域が広範囲にわたり遠方への避難が必要となるとともに、避難の期間が長期間にわたることも想定される。避難の経路や手段などについて行政機関からの指示に従い適切に避難する。

○ N B C攻撃の場合

- ・武力攻撃やテロの手段としてN B C（核物質、生物剤、化学剤）が用いられた場合には、特別な対応が必要となることから、情報収集に努めるとともに、行政機関からの指示に従って行動することが重要である。

※ 内閣官房国民保護ポータルサイト：武力攻撃やテロなどから身を守るために

https://www.kokuminhogo.go.jp/gaiyou/shiryou/hogo_manual.html

資料編目次

羽村市国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例 113

羽村市国民保護協議会条例 115

資料

1-1 羽村市全図 116

2-1 都計画における通信連絡系統図 117

2-2 赤十字標章等及び特殊標章等に係る 118

事務の運用に関するガイドライン

3-1 警報の通知先 130

3-2 避難場所 136

3-3 動物の保護等に関する通知 139

3-4 救援の程度及び方法の基準 141

3-5 安否情報省令 145

関係機関の連絡先 153

羽村市国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例

(目的)

第1条 この条例は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号。以下「法」という。）第31条及び法第183条において準用する法第31条の規定に基づき、羽村市国民保護対策本部（以下「保護本部」という。）及び羽村市緊急対処事態対策本部に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

第2条 羽村市国民保護対策本部長（以下「本部長」という。）は、保護本部の事務を総括する。

- 2 羽村市国民保護対策副本部長（以下「副本部長」という。）は、本部長を補佐する。
- 3 羽村市国民保護対策本部員（以下「本部員」という。）は、本部長の命を受け、保護本部の事務に従事する。
- 4 保護本部に本部長、副本部長及び本部員のほか、必要な職員を置くことができる。
- 5 前項の職員は、市の職員のうちから、市長が任命する。

(会議)

第3条 本部長は、保護本部における情報交換及び連絡調整を円滑に行うため、必要に応じ、保護本部の会議（以下「会議」という。）を招集する。

- 2 本部長は、法第28条第6項の規定により、国の職員その他市の職員以外の者を会議に出席させたときは、当該出席者に対し、意見を求めることができる。

(部)

第4条 本部長は、必要と認めるときは、保護本部に部を置くことができる。

- 2 部に属すべき本部員は、本部長が指名する。
- 3 部に部長を置き、本部長の指名する本部員がこれにあたる。
- 4 部長は、部の事務を掌理する。

(国民保護現地対策本部)

第5条 国民保護現地対策本部に国民保護現地対策本部長、国民保護現地対策本部員その他の職員を置き、副本部長、本部員その他の職員のうちから本部長が指名する者をもって充てる。

2 国民保護現地対策本部長は、国民保護現地対策本部の事務を掌理する。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、保護本部に関し必要な事項は、本部長が定める。

(羽村市緊急対処事態対策本部)

第7条 第2条から前条までの規定は、羽村市緊急対処事態対策本部について準用する。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

羽村市国民保護協議会条例

(目的)

第1条 この条例は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第40条第8項の規定に基づき、羽村市国民保護協議会（以下「協議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(委員)

第2条 協議会の委員の総数は、30人以内とする。

(会長の職務代理)

第3条 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第4条 協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 協議会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開き、議決をすることができない。
- 3 協議会の議事は、出席した委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

資料 1-1 羽村市全図

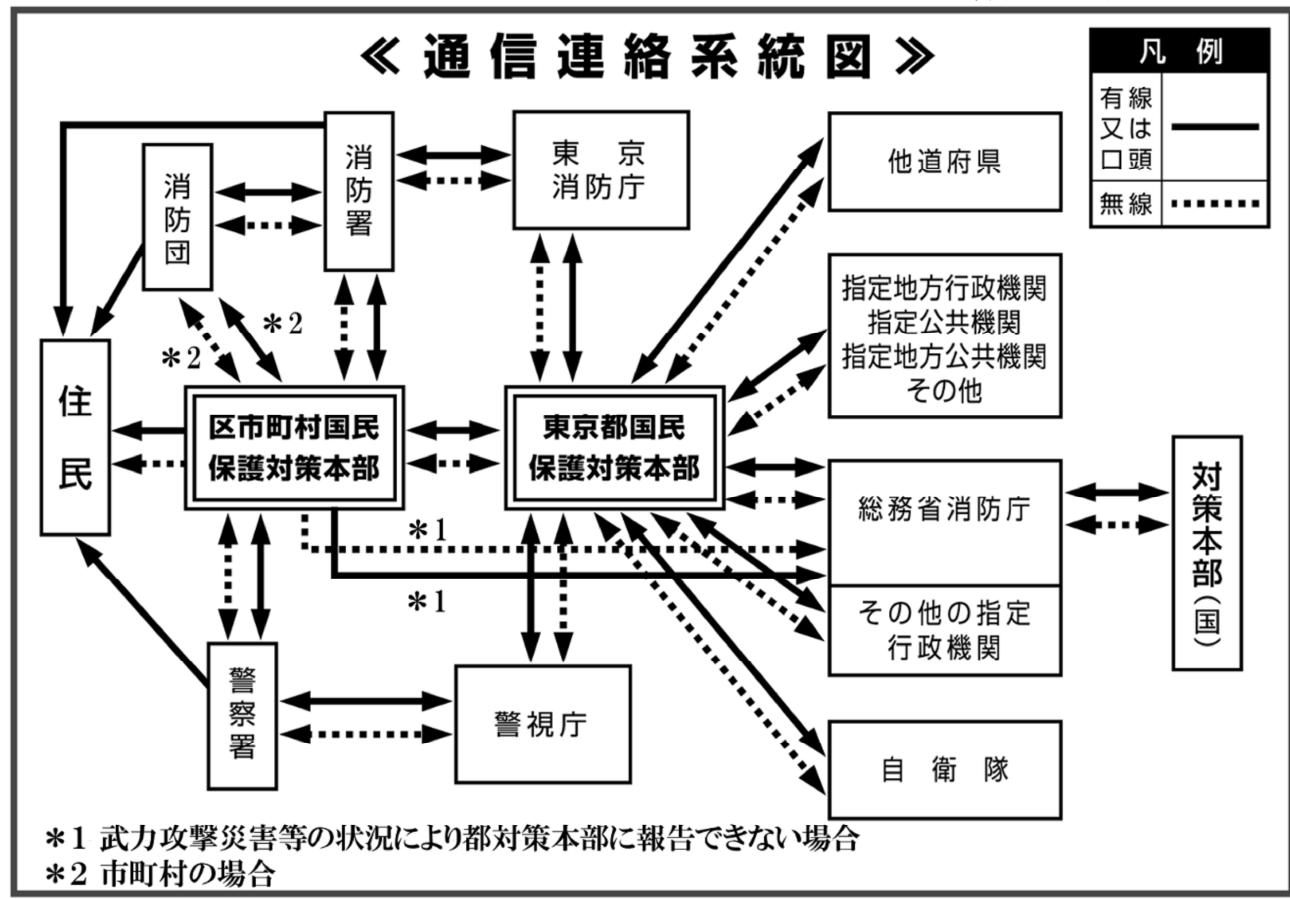
羽 村 市

羽村市全図



資料2－1 都計画における通信連絡系統図

(都国民保護計画から)



資料2－2

赤十字標章等及び特殊標章等に係る事務の運用に関するガイドライン

平成17年8月2日

赤十字標章等及び特殊標章等に係る事務
の運用に関する関係省庁連絡会議申合せ

1 目的

このガイドラインは、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号。以下「国民保護法」という。）第157条及び158条に規定する事務を円滑に実施するため、武力攻撃事態等における赤十字標章等（国民保護法第157条第1項の特殊信号及び身分証明書並びに同条第2項の赤十字標章等をいう。以下同じ。）及び特殊標章等（国民保護法第158条第1項の特殊標章及び身分証明書をいう。以下同じ。）の交付又は使用の許可（以下「交付等」という。）に関する基準、手続等を定めることを目的とする。

2 赤十字標章等の交付等に関する基準、手続等

（1） 交付等の対象者

- ・許可権者（指定行政機関の長及び都道府県知事（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市にあっては、指定都市の長。2（1）（②）（ウ）を除く。）において同じ。）をいう。以下2において同じ。）は、次に定める区分に従い、赤十字標章等の交付等を行うものとする。

① 指定行政機関の長が交付等を行う対象者

- (ア) 避難住民等の救援の支援を行う当該指定行政機関の長が所管する医療機関
- (イ) 避難住民等の救援の支援を行う当該指定行政機関の職員（その管轄する指定地方行政機関の職員を含む。）である医療関係者（武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（平成16年政令第275号）第18条の医療関係者をいう。以下2において同じ。）
- (ウ) (ア) 及び (イ) に定める対象者以外の当該指定行政機関の長が所管する医療機関である指定公共機関
- (エ) (ア) から (ウ) までに定める対象者の委託により医療に係る業務（検査、収容、輸送等）を行う者

② 都道府県知事が交付等を行う対象者

- (ア) 当該都道府県知事から国民保護法第85条第1項の医療の実施の要請、同条第2項の医療の実施の指示等を受けて、当該都道府県知事の管理の下に避難住民等の救援を行う医療機関及び医療関係者
- (イ) 当該都道府県知事から国民保護法第80条第1項の救援に必要な援助についての協力の要請等を受けて、当該都道府県知事の管理の下で行われる避難住民等の救援に必要な援助について協力をする医療機関及び医療関係者
- (ウ) (ア) 及び (イ) に定める対象者以外の当該都道府県知事が指定した

医療機関である指定地方公共機関

- (エ) ① (ア) から (ウ) まで及び② (ア) から (ウ) までに定める対象者以外の当該都道府県（地方自治法第252条の19第1項の指定都市にあっては、指定都市。（2）（ア）において同じ。）において医療を行う医療機関及び医療関係者
- (オ) (ア) から (エ) までに定める対象者の委託により医療に係る業務（搜索、収容、輸送等）を行う者
- (2) 交付等の手続、方法等
- ・赤十字標章等の交付等は、次に定める区分に従い行うものとする。
 - (ア) 指定行政機関又は都道府県の職員並びにこれらの者が行う医療のために使用される場所及び車両、船舶、航空機等（以下「場所等」という。）を識別させるための赤十字標章等については、許可権者が作成して交付するものとする。
 - (イ) 対象者の委託により医療に係る業務（搜索、収容、輸送等）を行う者（以下（イ）において「受託者」という。）及び受託者が行う医療に係る業務を行う場所等を識別させるための赤十字標章等については、原則として当該対象者が自ら作成して許可権者に対して使用の許可の申請（申請書の様式の例は、別紙の様式1のとおりとする。）を行い、使用の許可を受けるものとする。
 - (ウ) (ア) 及び (イ) に定める対象者以外の対象者並びに当該対象者が行う医療のために使用される場所等を識別させるための赤十字標章等については、当該対象者が自ら作成して許可権者に対して使用の許可の申請（申請書の様式の例は、別紙の様式1のとおりとする。）を行い、使用の許可を受けるものとする。
 - ・許可権者は、人命の救助等のために特に緊急を要し、対象者からの申請を待つないとまがないと認めるときは、当該申請を待たずに白地に赤十字の標章のみを交付することができる。
 - ・許可権者は、武力攻撃事態等において交付等を行う方法と平時において交付等をしておく方法とのいずれかを採用するか、対象者の種別、対象者が行うことが想定される医療の内容等に応じて定めるものとする。ただし、赤十字標章等の濫用を防止する必要があることを踏まえ、武力攻撃事態等において医療等を行う蓋然性が少ないと考えられる者に対しては、平時においては赤十字標章等の交付等を行わないものとする。
 - ・許可権者は、申請書の保管、赤十字標章等の交付等をした者に関する台帳（当該台帳の様式の例は、別紙の様式2のとおりとする。）の作成など交付等した赤十字標章等の管理を行うものとする。
 - ・赤十字標章等の交付等を受けた者は、赤十字標章等を紛失し、又は使用に堪えない程度に汚損若しくは破損した場合には、赤十字標章等の再交付又は再許可を受けることができるものとする。この場合において、汚損又は破損した赤十字標章等を返納しなければならない。
- (3) 赤十字標章等の様式等
- ① 赤十字等の標章
- ・我が国関係者については、すべて白地に赤十字の標章を使用するものとする。なお、白地に赤新月又は赤のライオン及び太陽の標章については、外国から

派遣された医療関係者等による使用を想定している。

- ・白地に赤十字、赤新月又は赤のライオン及び太陽の標章（以下（3）及び（7）において「赤十字等の標章」という。）は、状況に応じて適当な大きさとする。なお、赤十字、赤新月並びに赤のライオン及び太陽の形状のひな形は図1のとおりである。
- ・赤十字等の標章の赤色の部分の色は、金赤（CMYK値：C-0, M-100, Y-100, K-0、RGB値：#FF0000）を目安とする。ただし、他の赤色を用いることを妨げるものではない。

[図1]



- ・場所等を識別させるための赤十字等の標章は、できる限り様々な方向から及び遠方から（特に空から）識別されることができるよう、可能な限り、平面若しくは旗に又は地形に応じた他の適当な方法によって表示するものとする。
- ・場所等を識別させるための赤十字等の標章は、夜間又は可視度が減少したときは、点灯し又は照明することができるものとすることが望ましい。
- ・赤十字等の標章の赤色の部分は、特に赤外線機器による識別を容易にするため、黒色の下塗りの上に塗ることができるものとする。
- ・対象者を識別するために赤十字等の標章を使用する際は、できる限り赤十字等の標章を帽子及び衣服に付けるものとする。

② 特殊信号

- ・対象者が使用することができる特殊信号は、発光信号、無線信号及び電子的な識別とする。
- ・特殊信号の規格等については、1949年8月12日のジュネーブ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（議定書I）（以下「第一追加議定書」という。）附属書I第3章の規定によるものとする。

④ 身分証明書

- ・常時の医療関係者等の身分証明書は、第一追加議定書附属書I第2条の規定も踏まえ、次の要件を満たす同一の形式のものとし、その様式は別紙の様式3のとおりとする。

（ア） 赤十字等の標章を付し、かつ、ポケットに入る大きさのものであること。

（イ） できる限り耐久性のあるものであること。

（ウ） 日本語及び英語で書かれていること。

（エ） 氏名及び生年月日が記載されていること。

（オ） 所持者がいかなる資格において1949年8月12日のジュネーブ諸条約（以下単に「ジュネーブ諸条約」という。）及び第1追加議定書の保護を受ける権利を有するかが記載されていること。なお、所持者の資格については、○○省の職員、救援を行う△△（医療機関）の職員又は医療関係者、指定地方公共機関である××の職員等と記載する

こととする。

- (カ) 所持者の写真及び署名が付されていること。なお、写真の標準的な大きさは縦4センチメートル、横3センチメートルとするが、所持者の識別が可能であれば、これと異なる大きさの写真でも差し支えない。
 - (キ) 許可権者の印章（公印）が押され、及び当該許可権者の署名が付されていること。（いずれも印刷されたもので差し支えない。）
 - (ク) 身分証明書の交付等の年月日及び有効期間の満了日が記載されていること。なお、有効期間については、武力攻撃事態等において交付等する場合にあっては対象者が行う医療等の実施が必要と認められる期間等を勘案し、平時において交付等する場合にあっては対象者である職員の在職予定期間等を勘案して、許可権者が決定することとする。
 - (ケ) 所持者の血液型が判明している場合には、身分証明書の裏面に所持者の血液型（A B O式及びRh式）が記載されていること。
- ・臨時の医療関係者等の身分証明書については、原則として、常時の医療関係者等の身分証明書と同様のものとする。ただし、常時の医療関係者等の身分証明書と同様の身分証明書の交付等を受けることができない場合には、これらの者が臨時の医療関係者等として医療等を行っていることを証明し並びに医療等を行っている期間及び赤十字等の標章を使用する権利を可能な限り記載する証明書であって、許可権者が署名するものを交付等するものとする。この証明書には、所持者の氏名、生年月日及び当該医療関係者等が行う医療等の内容を記載するとともに、所持者の署名を付するものとする。
 - ・常時の医療関係者等及び臨時の医療関係者等の区別については、当該医療関係者等が行う医療等の内容、その期間等を勘案し、許可権者が決定することとする。
- (4) 赤十字標章等の使用に当たっての留意事項
- ・何人も、武力攻撃事態等において、赤十字標章等をみだりに使用してはならないとされていることを踏まえ、以下のとおり取り扱うものとする。
- (ア) 赤十字標章等の交付等を受けた者は、当該赤十字標章等を他人に譲り渡し、又は貸与してはならない。
 - (イ) 赤十字標章等の交付等を受けた者は、医療を行っていない場合には、赤十字標章等を使用してはならない。
 - (ウ) 赤十字標章等により識別させることができる場所等については、当該場所等が専ら医療のために使用されていなければならない。
- (5) 訓練及び啓発
- ・許可権者及び対象者は、国民の保護のための措置（以下「国民保護措置」という。）についての訓練を実施するに当たって、赤十字標章等を使用するよう努めるものとする。
 - ・国〔内閣官房、外務省、厚生労働省、消防庁、文部科学省等〕は、地方公共団体等と協力しつつ、ジュネーブ諸条約及び第1追加議定書に基づく武力攻撃事態等における赤十字標章等の使用の意義等について教育や学習の場などの様々な機会を通じて国民に対する啓発に努めるものとする。
- (6) 体制の整備等
- ・許可権者は、本ガイドラインに基づき、必要に応じて具体的な運用に関する要綱を作成するものとする。なお、許可権者は、ジュネーブ諸条約及び第1追加

議定書並びに国民保護法の規定を踏まえ、それぞれの機関の実情に応じた取扱いを当該要綱で定めることができる。

- ・許可権者又は対象者は、武力攻撃事態等における赤十字標章等の必要量を勘案した上で、武力攻撃事態等において赤十字標章等を速やかに交付等し、又は使用できるようあらかじめ必要な準備を行うよう努めるものとする。
 - ・国及び地方公共団体は、必要に応じて、職員の制服に関する規定の見直し等を行うものとする。
 - ・国〔内閣官房、外務省、厚生労働省、消防庁〕は、許可権者の間で運用の統一が図られるよう必要な措置を講ずるものとする。
- (7) 平時における赤十字等の標章の使用等
- ・平時においては、(5)に定める場合を除いて、赤十字の標章及び名称等の使用の制限に関する法律(昭和22年法律第159号。(7)において「赤十字標章法」という。)の規定に基づき、日本赤十字社及び日本赤十字社の許可を受けた者に限って赤十字等の標章を使用することができるものとする。
 - ・武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律(平成15年法律第79号)第9条第1項の対処基本方針が定められる前に日本赤十字社から赤十字等の標章の使用の許可を受けた者は、武力攻撃事態等においても、赤十字標章法第3条に規定する傷者又は病者の無料看護を引き継ぎ行う場合に限り、改めて国民保護法に基づく交付等を受けることなく赤十字等の標章を使用することができるものとする。

2 特殊標章等の交付等に関する基準、手続等

(1) 交付等の対象者

- ・許可権者(国民保護法第158条第2項の指定行政機関長等をいう。以下3において同じ。)は、次に定める区分に従い、特殊標章等の交付等を行うものとする。なお、「国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者」とは、国民保護法第70条第1項、第80条第1項、第115条第1項及び第123条第1項に基づいて、許可権者が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者等を指すものである。

① 指定行政機関の長が交付等を行う対象者

- (ア) 当該指定行政機関の職員(その所轄する指定地方行政機関の職員を含む。)で国民保護措置に係る職務を行うもの
- (イ) 当該指定行政機関の長の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
- (ウ) 当該指定行政機関の長が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者
- (エ) 当該指定行政機関の長が所管する指定公共機関

② 都道府県知事が交付等を行う対象者

- (ア) 当該都道府県の職員(③(ア)及び⑤(ア)に定める職員を除く。)で国民保護措置に係る職務を行うもの
- (イ) 当該都道府県知事の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
- (ウ) 当該都道府県知事が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者
- (エ) 当該都道府県知事が指定した指定地方公共機関

③ 警視総監又は道府県警察本部長が交付等を行う対象者

- (ア) 当該都道府県警察の職員で国民保護措置に係る職務を行うもの
 - (イ) 当該警視総監又は道府県警察本部長の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
 - (ウ) 当該警視総監又は道府県警察本部長が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者
 - ④ 市町村長が交付等を行う対象者
 - (ア) 当該市町村の職員（当該市町村の消防団長及び消防団員を含み、⑤（ア）及び⑥（ア）に定める職員を除く。）で国民保護措置に係る職務を行うもの
 - (イ) 当該市町村長の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
 - (ウ) 当該市町村長が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者
 - ⑤ 消防長が交付等を行う対象者
 - (ア) 当該消防長の所轄の消防職員で国民保護措置に係る職務を行う者
 - (イ) 当該消防長の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
 - (エ) 当該消防長が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者
 - ⑥ 水防管理者が交付等を行う対象者
 - (ア) 当該水防管理者の所轄の水防団長及び水防団員で国民保護措置に係る職務を行うもの
 - (イ) 当該水防管理者の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
 - (ウ) 当該水防管理者が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者
- (2) 交付等の手続、方法等
- ・特殊標章等の交付等は、次に定める区分に従い行うものとする。
 - (ア) 許可権者の所轄の職員で国民保護措置に係る職務を行うもの及び当該国民保護措置に係る当該職員が行う職務のために使用される場所等を識別させるための特殊標章等については、許可権者が作成して交付するものとする。
 - (イ) 許可権者の委託により国民保護措置に係る業務を行う者又は許可権者が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者及び当該国民保護措置に係るこれらの者が行う業務又は協力のために使用される場所等を識別させるための特殊標章等については、原則として当該対象者が許可権者に対して交付の申請（申請書の様式の例は、別紙の様式1のとおりとする。）を行い、許可権者が作成して交付するものとする。
 - (ウ) 指定公共機関若しくは指定地方公共機関が実施する国民保護措置に係る業務を行う者（当該指定公共機関又は指定地方公共機関の委託により国民保護措置に係る業務を行う者を含む。）又は当該指定公共機関若しくは指定地方公共機関が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者及び当該国民保護措置に係るこれらの者が行う業務又は協力のために使用される場所等を識別させるための特殊標章等については、指定公共機関又は指定地方公共機関が自ら作成して許可権者に対して使用の許可の申請（申請書の様式の例は、別紙の様式1のとおりとする。）を行い、使用の許可を受けるものとする。

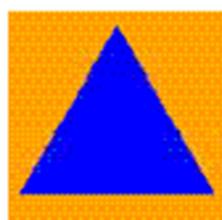
- ・許可権者は、人命の救助等のために特に緊急を要し、対象者からの申請を待つないとまがないと認めるときは、当該申請を待たずに特殊標章のみを交付することができる。
- ・許可権者は、武力攻撃事態等において交付等を行う方法と平時において交付等をしておく方法とのいずれかを採用するか、対象者の種別、対象者が行うことなどが想定される国民保護措置に係る職務、業務又は協力の内容等に応じて定めるものとする。ただし、特殊標章等の濫用を防止する必要があることを踏まえ、武力攻撃事態等において国民保護措置に係る職務、業務又は協力を行う蓋然性が少ないと考えられる者に対しては、平時においては特殊標章等の交付等を行わないものとする。
- ・許可権者は、申請書の保管、特殊表彰等の交付等をした者に関する台帳（当該台帳の様式の例は、別紙の様式2のとおりとする。）の作成など交付等した特殊標章等の管理を行うものとする。
- ・特殊標章等の交付等を受けた者は、特殊標章等を紛失し、又は使用に堪えない程度に汚損若しくは破損した場合には、特殊標章等の再交付又は再許可を受けることができるものとする。この場合において、汚損又は破損した特殊標章等を返納しなければならない。

(3) 特殊標章等の様式等

① 特殊標章

- ・特殊標章は、オレンジ色地に青色の正三角形とし、原則として次の条件を満たすものとする。なお、そのひな形は図2のとおりである。
 - (ア) 青色の三角形を旗、腕章又は制服に付する場合には、その三角形の下地の部分は、オレンジ色とすること。
 - (イ) 三角形の一の角が垂直に上を向いていること。
 - (ウ) 三角形のいずれの角もオレンジ色地の縁に接していないこと。
- ・特殊標章の大きさは、状況に応じて適当な大きさとする。
- ・特殊標章の色については、オレンジ色地の部分はオレンジ色（CMYK値：C-0, M-36, Y-100, K-0、RGB値：#FFA500）を、青色の正三角形の部分については青色（CMYK値：C-100, M-100, Y-0, K-0、RGB値：#0000FF）を目安とする。ただし、他のオレンジ色及び青色を用いることを妨げるものではない。

[図2]



- ・場所等を識別させるための特殊標章は、できる限り様々な方向から及び遠方から識別ができるよう、可能な限り、平面又は旗に表示するものとする。
- ・場所等を識別させるための特殊標章は、夜間又は可視度が減少したときは、点灯し又は照明することができるものとすることが望ましい。

- ・対象者を識別させるために特殊標章を使用する際は、できる限り特殊標章を帽子及び衣服に付けるものとする。

(2) 身分証明書

- ・身分証明書は、第一追加議定書附属書Ⅰ第15条の規定も踏まえ、次の要件を満たす同一の形式のものとし、その様式は別紙の様式4のとおりとする。

- (ア) 特殊標章を付し、かつ、ポケットに入る大きさのものであること。
- (イ) できる限り耐久性のあるものであること。
- (ウ) 日本語及び英語で書かれていること。
- (エ) 氏名及び生年月日が記載されていること。
- (オ) 所持者がいかなる資格においてジュネーブ諸条約及び第一追加議定書の保護を受ける権利を有するかが記載されていること。なお、所持者の資格については、○○省の職員、△△県の職員、指定地方公共機関である××の職員等と記載することとする。
- (カ) 所持者の写真及び署名が付されていること。なお、写真の標準的な大きさは縦4センチメートル、横3センチメートルとするが、所持者の識別が可能であれば、これと異なる大きさの写真でも差し支えない。
- (キ) 許可権者の印章（公印）が押され、及び当該許可権者の署名が付されていること。（いずれも印刷されたもので差し支えない。）
- (ク) 身分証明書の交付等の年月日及び有効期間の満了日が記載されていること。なお、有効期間については、武力攻撃事態等において交付等する場合にあっては対象者が行う国民保護措置に係る職務、業務又は協力の実施が必要と認められる期間等を勘案し、平時において交付等する場合にあっては対象者である職員の国民保護措置を担当する部局における在職予定期間等を勘案して、許可権者が決定することとする。
- (ケ) 所持者の血液型が判明している場合には、身分証明書の裏面に所持者の血液型（A B O式及びR h式）が記載されていること。

(4) 特殊標章等の使用に当たっての留意事項

- ・何人も、武力攻撃事態等において、特殊標章等をみだりに使用してはならないとされていることを踏まえ、以下のとおり取り扱うものとする。
 - (ア) 特殊標章等の交付等を受けた者は、当該特殊標章等を他人に譲り渡し、又は貸与してはならない。
 - (イ) 特殊標章等の交付等を受けた者は、国民保護措置に係る職務、業務又は協力を行っていない場合には、特殊標章等を使用してはならない。
 - (ウ) 特殊標章等により識別させることができる場所等については、当該場所等が専ら国民保護措置に係る職務、業務又は協力のために使用されなければならない。

(5) 訓練及び啓発

- ・許可権者及び対象者は、国民保護措置についての訓練を実施するに当たって、特殊標章等を使用するよう努めるものとする。
- ・国〔内閣官房、外務省、消防庁、文部科学省等〕は、地方公共団体等と協力しつつ、ジュネーブ諸条約及び第一追加議定書に基づく武力攻撃事態等における特殊標章等の使用の意義等について教育や学習の場などの様々な機会を通じて国民に対する啓発に努めるものとする。

(6) 体制の整備等

- ・許可権者は、本ガイドラインに基づき、必要に応じて具体的な運用に関する要綱を作成するものとする。なお、許可権者は、ジュネーブ諸条約及び第一追加議定書並びに国民保護法の規定を踏まえ、それぞれの機関の実情に応じた取扱いを当該要綱で定めることができる。
- ・許可権者又は対象者は、武力攻撃事態等における特殊標章等の必要量を勘案した上で、武力攻撃事態等において特殊標章等を速やかに交付等し、又は使用できるようあらかじめ必要な準備を行うよう努めるものとする。
- ・国及び地方公共団体は、必要に応じて、職員の制服に関する規定の見直し等を行うものとする。
- ・国〔内閣官房、外務省、消防庁〕は、許可権者の間で運用の統一が図られるよう必要な措置を講ずるものとする。

(7) 平時における特殊標章の使用

- ・平時におけるいたずらな使用が武力攻撃事態等における混乱をもたらすおそれがあることにはかんがみ、平時における特殊標章の使用については、(5)に定める場合を除いて使用しないこととする。

[様式 1]

(別紙)

赤十字
特 殊
標章等に係る
申請書
付
使用許可

平成 年 月 日

(許可権者) 様

私は、国民保護法第157条又は第158条の規定に基づき、赤十字標章等又は特殊標章等の交付又は使用許可を以下のとおり申請します。

氏名： (漢字) _____	生年月日 (西暦) 年 月 日
(ローマ字) _____	
申請者の連絡先	
住 所 : _____	写 真 縦4×横3cm (身分証明書の交付又は使用許可の場合のみ)
電話番号 : _____	
E-mail : _____	
識別のための情報 (身分証明書の交付又は使用許可の場合のみ記載)	
身 長 : _____ cm	眼の色 : _____
頭髪の色 : _____	血液型 : _____ (R h 因子 _____)

標章を使用する衣服、場所、車両、船舶、航空機等の概要及び使用する標章の数等
(標章又は特殊信号の交付又は使用許可の場合のみ記載)

(許可権者使用欄)	
資 格 : _____	
証明書番号 : _____	交付等の年月日 : _____
有効期間の満了日 : _____	
返納日 : _____	

[樣式 2]

赤十字標章等／特殊標章等の交付／使用許可をした者に関する合帳

[様式3]

表面

			
<p>(この証明書を交付 等する許可権者の名 を記載するための余 白)</p>			
<p>身分証明書 IDENTITY CARD</p>			
<p>自衛隊の衛生要員等以外の 常時の 臨時の</p>		<p>医療関係者用</p>	
<p>PERMANENT for TEMPORARY</p>		<p>civilian medical personnel</p>	
<p>氏名/Name 生年月日/Date of birth</p>			
<p>この証明書の所持者は、次の資格において、1949年8月12日のジュネーヴ諸条約及び1949年8月12日のジュネーヴ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（議定書I）によって保護される。 The holder of this card is protected by the Geneva Conventions of 12 August 1949 and by the Protocol Additional to the Geneva Conventions of 12 August 1949, and relating to the Protection of Victims of International Armed Conflicts (Protocol I) in his capacity as</p>			
<p>交付等の年月日/Date of issue 証明書番号/No. of card</p>			
<p>許可権者の署名/Signature of issuing authority</p>			
<p>有効期間の満了日/Date of expiry</p>			

裏面

身長/Height	眼の色/Eyes	頭髪の色/Hair
<p>その他の特徴又は情報/Other distinguishing marks or information: 血液型/Blood type</p> <p>.....</p>		
<p>所持者の写真 /PHOTO OF HOLDER</p>		
印章/Stamp	所持者の署名/Signature of holder	

(日本工業規格A7 (横74ミリメートル、縦105ミリメートル))

[様式4]

表面

			
<p>(この証明書を交付 等する許可権者の名 を記載するための余 白)</p>			
<p>身分証明書 IDENTITY CARD</p>			
<p>国民保護措置に係る職務等を行う者用 for civil defence personnel</p>			
<p>氏名/Name 生年月日/Date of birth</p>			
<p>この証明書の所持者は、次の資格において、1949年8月12日のジュネーヴ諸条約及び1949年8月12日のジュネーヴ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（議定書I）によって保護される。 The holder of this card is protected by the Geneva Conventions of 12 August 1949 and by the Protocol Additional to the Geneva Conventions of 12 August 1949, and relating to the Protection of Victims of International Armed Conflicts (Protocol I) in his capacity as</p>			
<p>交付等の年月日/Date of issue 証明書番号/No. of card</p>			
<p>許可権者の署名/Signature of issuing authority</p>			
<p>有効期間の満了日/Date of expiry</p>			

裏面

身長/Height	眼の色/Eyes	頭髪の色/Hair
<p>その他の特徴又は情報/Other distinguishing marks or information: 血液型/Blood type</p> <p>.....</p>		
<p>所持者の写真 /PHOTO OF HOLDER</p>		
印章/Stamp	所持者の署名/Signature of holder	

(日本工業規格A7 (横74ミリメートル、縦105ミリメートル))

資料3－1 警報の通知先

公共施設等一覧

名 称	住 所	電 話
市役所分庁舎	緑ヶ丘5－1－30	555－1111
産業福祉センター	緑ヶ丘2－11－1	579－6425
生涯学習センターゆとろぎ	緑ヶ丘1－11－5	570－0707
図書館	緑ヶ丘2－11－2	554－2280
スポーツセンター	羽加美1－29－5	555－0033
スイミングセンター	五ノ神319－3	579－3210
郷土博物館	羽741	558－2561
羽村東小学校	羽東2－18－1	554－5663
羽村西小学校	羽加美4－2－9	554－2034
富士見小学校	五ノ神4－9－5	554－6449
栄小学校	栄町2－17	554－2024
松林小学校	羽4122－2	554－7800
小作台小学校	小作台4－13－1	554－1431
武藏野小学校	川崎693－1	555－6904
羽村第一中学校	羽中3－6－33	554－2012
羽村第二中学校	富士見平1－16	554－2041
羽村第三中学校	川崎697－1	555－5131
教育相談室	羽東2－12－2	554－1223
保健センター	緑ヶ丘5－5－2	555－1111
平日夜間急患センター	緑ヶ丘5－1－2	555－9999

コミュニティセンター (老人福祉センターじゅらく苑)	緑ヶ丘5-2-6	554-8584
羽村市社会福祉協議会 (福祉センター)	栄町2-18-1	554-0304
老人福祉センター いこいの里	羽加美4-18-6	578-0678
水道事務所	緑ヶ丘2-18-5	554-2269
青梅・羽村地区工業用水道 企業団配水場	羽加美4-16-26	554-5944
中央児童館	羽中3-6-19	554-4552
西児童館	小作台5-28-3	554-7578
東児童館	神明台3-30-2	570-7751
東学童クラブ	羽東2-13-22	554-7568
奈賀学童クラブ	羽中3-6-19	554-7542
富士見学童クラブ	緑ヶ丘2-12-12	555-5055
富士見小学校学童クラブ	五ノ神4-9-5	555-6500
栄・栄第二学童クラブ	栄町1-11-8	579-0876
松林学童クラブ	富士見平2-10-3	554-7790
小作台学童クラブ	小作台5-28-3	554-3167
小作台第二学童クラブ	小作台5-17-4	555-8071
武藏野学童クラブ	神明台3-30-2	578-2187
武藏野第二学童クラブ	神明台3-29-3 都営神明台三丁目アパート 7号棟1階	554-9223
西学童クラブ	羽西1-16-13	554-9991
動物公園	羽4122	555-2581
羽村駅西口土地区画整理事務所	羽東1-29-35	570-7474
シルバー人材センター	羽東2-3-1	554-5131

リサイクルセンター	羽4221-1	578-1211
自転車保管所	栄町2-28-2	579-4815
コナモーレ	緑ヶ丘1-11-5	555-1680
富士見斎場	富士見平3-3-1	555-6269
西多摩衛生組合	羽4235	554-2409
農産物直売所	羽加美1-32-1	579-5467
羽村・瑞穂地区 学校給食センター	神明台4-2-19	554-2084

羽村市私立保育園一覧

名 称	住 所	電 話
玉水保育園	羽東3-21-12	554-2003
富士見第一保育園	緑ヶ丘4-12-40	554-6709
富士見第二保育園	富士見平2-3-16	554-2073
かやの実保育園	栄町2-1-5	555-0458
羽村まつの木保育園	小作台3-9-12	554-5586
羽村たつの子保育園	五ノ神2-6-20	555-3791
太陽の子保育園	五ノ神3-15-7	555-5780
あおぞら保育園	神明台1-3-9	554-2154
まつぼっくり保育園	羽西1-7-3	554-0343
さくら保育園	羽加美2-16-1	533-6204
チューリップ保育園	双葉町1-1-22	554-0102
羽村しらうめ保育園	羽東1-29-16	555-1019

羽村市私立幼稚園一覧

名 称	住 所	電 話
五ノ神幼稚園	緑ヶ丘1-10-10	554-6878
さかえ幼稚園	栄町1-7-3	555-0723
羽村善隣幼稚園	双葉町2-10-7	551-1675
富士学院幼稚園	神明台1-23-3	555-1241
村野小鳩幼稚園	小作台5-23-1	554-1303
ルーテル羽村幼稚園	羽東2-19-29	554-6351

羽村市認定こども園一覧

名 称	住 所	電 話
あすなろ	小作台1-6-32	570-1558
富士みのりこども園	五ノ神2-12-10	554-7773

羽村市認証保育所一覧

名 称	住 所	電 話
チューリップ・子どものいえ	五ノ神4-13-10	554-5635
どんぐりの家保育所	神明台3-3-12	579-1215

市内の老人福祉施設一覧

名 称	住 所	電 話
特別養護老人ホーム 「神明園」	神明台4-2-2	579-2711
特別養護老人ホーム 「多摩の里むさしの園」	五ノ神362	555-8151

特別養護老人ホーム 「羽村園」	羽690-17	550-7888
介護老人保健施設 「あかしあの里」	玉川2-6-6	578-3555
介護老人保健施設 「葵の園・羽村」	栄町3-3-10	570-5701
グループホーム 「ときわ木の里」	双葉町1-1-15	570-6555
グループホーム 「地域ケアサポート館 福ら笑」	川崎1-7-8	555-6678
有料老人ホーム 「そんぽの家 羽村」	栄町2-6-4	555-8111
有料老人ホーム 「SOMPOケ ア ラヴィーレ羽村」	五ノ神1-5-4	570-4165

市内の障害福祉施設一覧

名 称	住 所	電 話
グループホームしゃぼん玉	羽西3-6-14	554-3705
まゆ	双葉町3-3-16	513-5777
グループホームかりん	緑ヶ丘2-1-16	578-9281
グループホーム リックス	小作台5-17-14 (リックスⅠ)	578-9961
	羽加美1-16-12 (リックスⅡ)	
	羽中3-8-21 (リックスⅢ)	
らぼーる羽村	羽中4-7-22	848-5915
よつばのクローバー	小作台3-14-8 エス カイア100小作台第五	080-7530 -9051

グループホームすみれ	羽加美 1-3 1-4	5 3 3-5 0 8 1
スピカ	緑ヶ丘 3-2 1-6	8 4 7-3 4 5 5
障がい者グループホーム 心之泉 羽村	緑ヶ丘 4-1 0-1 0 リー ブルファイン羽村緑ヶ丘 1	0 8 0-5 1 2 1 -0 2 5 8
グループホームワンステップ第 2 羽村ユニット	小作台 2-1 6-2 4 ドミ ール羽	8 2 5-0 0 8 0
フレンズまほろば	羽西 1-2 0-1 6	8 2 7-2 9 8 4
五乃神学園	五ノ神 3 4 5	8 4 7-3 4 5 5

市内の学校一覧

名 称	住 所	電 話
都立羽村高等学校	羽 4 1 5 2-1	5 5 5-6 6 3 1
都立羽村特別支援学校	五ノ神 3 1 9-1	5 5 4-0 8 2 9

資料3－2 避難場所

避難場所（屋外）

No.	名 称	所在地・電話番号	町 内 会・自 治 会
1	羽村東小学校	羽東2-18-1 554-5663	川崎東 川崎西 上水通り 本町第一 本町第二 本町第三 東第一 東第二 清流
2	羽村西小学校	羽加美4-2-9 554-2034	間坂第一 間坂第二 宮地 美原
3	富士見小学校	五ノ神4-9-5 554-6449	緑ヶ丘第一 緑ヶ丘第二 五ノ神東 五ノ神中
4	栄小学校	栄町2-17 554-2024	栄町第二
5	松林小学校	羽4122-2 554-7800	緑ヶ丘三丁目
6	小作台小学校	小作台4-13-1 554-1431	小作本町 小作台東 小作台西
7	武藏野小学校	川崎693-1 555-6904	都営神明台
8	羽村第一中学校	羽中3-6-33 554-2012	奈賀一 奈賀二 田ノ上第一 田ノ上第二 田ノ上第三 旭ヶ丘
9	羽村第二中学校	富士見平1-16 554-2041	東台 富士見平第一 UR羽村団地
10	羽村第三中学校	川崎697-1 555-5131	双葉富士見 双葉町松原
11	武藏野公園	栄町2-5	栄町第一
12	富士見公園	緑ヶ丘4-11 555-4342	緑ヶ丘西
13	あさひ公園	神明台3-31	神明台 神明台上 神明台住宅

避難所（屋内）

No.	名 称	所在地・電話番号	町内会・自治会
1	羽村東小学校	羽東2-18-1 554-5663	川崎東 川崎西 上水通り 本町第一 本町第二 本町第三 東第一 東第二 清流
2	羽村西小学校	羽加美4-2-9 554-2034	間坂第一 間坂第二 宮地 美原
3	富士見小学校	五ノ神4-9-5 554-6449	緑ヶ丘第一 緑ヶ丘第二 五ノ神東 五ノ神中
4	栄小学校	栄町2-17 554-2024	緑ヶ丘西 栄町第一 栄町第二
5	松林小学校	羽4122-2 554-7800	緑ヶ丘三丁目
6	小作台小学校	小作台4-13-1 554-1431	小作本町 小作台東 小作台西
7	武藏野小学校	川崎693-1 555-6904	神明台 神明台住宅 神明台上 都営神明台
8	羽村第一中学校	羽中3-6-33 554-2012	奈賀一 奈賀二 田ノ上第一 田ノ上第二 田ノ上第三 旭ヶ丘
9	羽村第二中学校	富士見平1-16 554-2041	東台 富士見平第一 UR羽村団地
10	羽村第三中学校	川崎697-1 555-5131	双葉富士見 双葉町松原

福祉避難所

避難所での生活が著しく困難と判断される要配慮者(高齢者、障害者、幼児等)を保護する。

No.	名 称	所在地・電話番号	利用可能面積	収容可能人員	備考
1	いこいの里	羽加美 4-18-6 578-0678	m ² 818	人 247	
2	中央児童館	羽中 3-6-19 554-4552	m ² 549	人 166	
3	西児童館	小作台 5-28-3 554-7578	m ² 455	人 137	
4	東児童館	神明台 3-30-2 570-7751	m ² 913	人 276	
5	福祉センター	栄町 2-18-1 554-0304	m ² 900	人 272	
6	都立羽村特別支援学校 (体育館、多目的室、生活訓練室)	五ノ神 319-1 554-0829	m ² 900.00	人 272	
計			m ² 4,535	人 1,370	

資料3－3

動物の保護等に関する通知

動物の保護等に関する地方公共団体が配慮すべき事項についての基本的な考え方

(平成17年8月31日付け環境省自然環境局総務課動物愛護管理室及び農林水産省生産局畜産部畜産企画課通知)

1 平素からの備え

地方公共団体は、平素において、災害時における動物の管理等への備えと併せて、必要に応じ、以下の措置の実施に努めるものとする。

○ 危険動物等の逸走対策

- ・地方公共団体は、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）第16条の規定等に基づき、人の生命、身体又は財産に害を加えるおそれがある動物（以下「危険動物」という。）等の所有者、飼養状況等について、あらかじめ把握すること。
- ・地方公共団体は、武力攻撃事態等において、危険動物等が逸走した場合の連絡体制並びに関係機関及び関係地方公共団体との役割分担の明確化や協力体制について、あらかじめ整備すること。

○ 要避難地域等において飼養又は保管されていた家庭動物等の保護等

- ・地方公共団体は、武力攻撃事態等において、所有者等が行う要避難地域等において飼養又は保管されていた家庭動物等の適切な飼養又は保管の活動への支援や動物愛護管理センター等の活用等当該地方公共団体が実施する措置に関し、連絡体制の整備や関係機関及び関係地方公共団体との役割分担の明確化や協力体制について、あらかじめ整備すること。
- ・地方公共団体は、武力攻撃事態等において、要避難地域における家庭動物等の保護等を行うためにケージ（おり）等の必要な資材や飼料等の確保に関する取組（関係する企業等の連絡先の把握その他の供給・調達体制の整備等）を行うこと。

2 武力攻撃事態等における動物の保護等

地方公共団体は、武力攻撃事態等において、以下の措置を実施する者の安全の確保に

十分配慮して、可能な範囲で、関係機関及び関係地方公共団体と連携協力を図りながら、当該措置の実施に努めるものとする。

○ 危険動物等の逸走対策

- ・地方公共団体は、武力攻撃事態等において、危険動物等が逸走した場合は、住民及び避難住民への周知並びに避難誘導を図ること。
- ・地方公共団体は、逸走した危険動物等の迅速な捕獲等の必要な措置を行うこと。
- ・地方公共団体は、逸走した危険動物等により住民及び避難住民に危害が及んだ場合には、迅速な救援活動等を行うこと。

○ 要避難地域等において飼養又は保管されていた家庭動物等の保護等

- ・地方公共団体は、武力攻撃事態等において、所有者等が行う要避難地域等において飼養又は保管されていた家庭動物等の保護の支援や負傷した家庭動物等の保護収容を行うとともに、家庭動物等についての相談・助言等の必要な措置を実施すること。
- ・地方公共団体は、武力攻撃事態等において、動物の愛護及び避難住民の精神的安定等を図る観点から、所有者等が要避難地域等において飼養又は保管されていた家庭動物等の飼養又は保管を避難所において行う場合には、その活動を支援するとともに、家庭動物等についての相談・助言等必要な措置を実施すること。

3 緊急対処事態における動物の保護等

緊急対処事態における動物の保護等については、1及び2に準ずるものとする。

資料3－4 救援の程度及び方法の基準

令和7年4月15日現在

根拠法令	救援の種類		対象	費用の限度額	備考
1号	収容施設の供与	避難所（長期避難住宅を除く）	1 避難住民 2 武力攻撃災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者	(基本額) 避難所維持・管理等費 1人1日当たり 360円以内 (加算額) 冬季別に定める額を加算 高齢者等の要援護者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。	1 費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物等の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費を含む。 2 避難に当たっての輸送費は別途計上設置、維持及び管理のための賃金職員
			1 避難住民 2 武力攻撃災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者 (収容する期間が長期にわたる場合又は長期にわたるおそれがある場合)	1 設置費 (1) 規格1戸あたり平均 29.7m ² (9坪)を基準とする。 (2) 限度額1戸当たり 7,089,000円以内 2 維持・管理等費 (基本額) 1人1日当たり 360円以内 (加算額) 冬期別に定める額を加算 3 同一敷地内等に概ね50戸以上設置した場合は、集会等に利用するための施設を設置できる。(規模、費用は別に定めるところによる)	1 平均1戸当たり29.7m ² 、7,089,000円以内であればよい。 2 維持・管理等費の費用は、避難所の等雇上費、消耗器材費、借上費又は購入費並びに光熱水料を含む。 3 高齢者等の要援護者等を数人以上収容する「福祉避難住宅」を設置できる。 4 民間賃貸住宅の借り上げによる設置も対象とする。
		長期避難住宅	武力攻撃災害により住家供与が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者	1 規格1戸あたり平均29.7m ² (9坪)を基準とする。 2 限度額1戸当たり7,089,000円以内 3 同一敷地内等に概ね50戸以上設置した場合は、集会等に利用するための施設を設置できる。(規模、費用は別に定めるところによる)	1 平均1戸当たり29.7m ² 、7,089,000円以内であればよい。 2 高齢者等の要援護者等を数人以上収容する「福祉仮設住宅」を設置できる。 3 民間賃貸住宅の借り上げによる設置も対象とする。
2号	炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給	炊き出しその他による食品の給与	1 避難所（長期避難住宅を含む）に収容された者 2 武力攻撃災害により住家に被害を受けて、炊事できない者 3 避難の指示に基づき又は武力攻撃災害により住家に被害を受け避難する必要のある者	1人1日当たり 1,390円以内	
		飲料水の供給	避難指示に基づき避難又は武力攻撃災害により現に飲料水を得ることができない者	当該地域における通常の実費	水の購入費、給水又は浄水に必要な機械又は器具の借上費、修繕費及び燃料費並びに薬品又は資材の費用

根拠法令	救援の種類	対象	費用の限度額	備考																					
		避難の指示に基づく避難又は武力攻撃災害により、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品を喪失又は損傷し、直ちに日常生活を営むことが困難な者	1 夏季(4月～9月)冬季(10月～3月)の季別は生活必需品の給与等を行う日をもって決定する。 2 下記金額の範囲内	避難の指示が長期にわたって解除されない場合又は武力攻撃災害が長期にわたって継続している場合は再び実施することができる。																					
3号	被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与		<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th><th>1人世帯</th><th>2人世帯</th><th>3人世帯</th><th>4人世帯</th><th>5人世帯</th><th>6人以上1人増すごとに加算</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>夏季</td><td>20,300</td><td>26,100</td><td>38,700</td><td>46,200</td><td>58,500</td><td>8,500</td></tr> <tr> <td>冬季</td><td>33,700</td><td>43,500</td><td>60,600</td><td>70,900</td><td>89,300</td><td>12,300</td></tr> </tbody> </table>	区分	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人増すごとに加算	夏季	20,300	26,100	38,700	46,200	58,500	8,500	冬季	33,700	43,500	60,600	70,900	89,300	12,300	(単位：円)
区分	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人増すごとに加算																			
夏季	20,300	26,100	38,700	46,200	58,500	8,500																			
冬季	33,700	43,500	60,600	70,900	89,300	12,300																			
4号	医療の提供及び助産	医療	1 救護班…使用した薬剤、治療材料、医療器具破損等の実費 2 病院又は診療所…国民健康保険診療報酬の額以内 3 施術所 協定料金の額以内	患者等の移送費は、別途計上																					
		助産	1 救護班等による場合は、使用した衛生材料等の実費 2 助産師による場合は、慣行料金の 100 分の 80 以内の額	妊娠等の移送費は、別途計上																					
5号	被災者の搜索及び救出	1 武力攻撃災害により現に生命、身体が危険な状態にある者 2 武力攻撃災害により生死不明な状態にある者	当該地域における通常の実費	輸送費、人件費は、別途計上																					
6号	埋葬及び火葬	武力攻撃災害の際死亡した者を対象にして実際に埋葬及び火葬を実施する者に現物をもって実施	1 体当たり 大人 232, 200 円以内 小人 185, 700 円以内																						
7号	電話その他の通信設備の提供	避難の指示に基づく避難又は武力攻撃災害により、通信手段を失った者	当該地域における通常の実費	電話、インターネットの利用を可能とする通信端末機器その他必要な通信設備を避難所に設置し、避難住民等に利用させることにより行う。																					

根拠法令	救援の種類	対象	費用の限度額	備考
	① 武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理	1 武力攻撃災害により住家が半壊（焼）し、自らの資力により応急修理をすることができない者 2 武力攻撃災害により、大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊（焼）した者	居室、炊事場及び便所等日常生活に必要最小限度の部分 1世帯当り ①半壊（焼）以上世帯 739,000円以内 ②準半壊（焼）世帯 358,000円以内	
8号	② 学用品の給与	避難の指示に基づく避難又は武力攻撃災害により、学用品を喪失又は損傷し、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒及び高等学校等生徒	1 教科書及び教科書以外の教材で教育委員会に届出又はその承認を受けて使用している教材、又は正規の授業で使用している教材実費 2 文房具及び通学用品は、1人当たり次の金額以内 小学生児童5,500円 中学生生徒5,800円 高等学校等生徒6,300円	避難の指示が長期にわたって解除されない場合又は武力攻撃災害が長期にわたって継続している場合は再び実施することができる。
	死体の搜索	武力攻撃災害により行方不明の状態にあり、かつ、各般の事情によりすでに死亡していると推定される者	当該地域における通常の実費	輸送費、人件費は、別途計上
8号	③ 死体の搜索及び処理	死体の処理 武力攻撃災害の際死亡した者について、死体に関する処理（埋葬を除く。）をする。	（洗浄、消毒等） 1 体当たり3,700円以内 一時保存 既存建物借上費 通常の実費 既存建物以外 1 体当たり 5,900円以内 検索 救護班以外は慣行料金	1 検査は原則として救護班 2 輸送費、人件費は、別途計上 3 死体の一時保存にドライアイスの購入費等が必要な場合は当該地域における通常の実費を加算できる。
号	④ 武力攻撃災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去	障害物の除去	居室、炊事場、玄関等に障害物が運びこまれているため生活に支障をきたしている場合で自らの資力では除去するとのできない者	1 世帯当り 143,900円以内
	輸送費及び賃金職員等雇上費	1 飲料水の供給 2 医療の提供及び助産 3 被災者の搜索及び救出 4 死体の搜索及び処理 5 救済用物資の整理配分	当該地域における通常の実費	

※ この表は、国民保護法施行令第10条第1項に基づき、内閣総理大臣が定めた「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準(平成25年内閣府告示第229号)」において示されている内容を整理したものである。

- ※ 根拠法令欄の号は、国民保護法第75条第1項の各号を、第8号の○数字は国民保護法施行令第9条の各号を示している。
- ※ この基準によっては救援の適切な実施が困難な場合には、厚生労働大臣が特別の基準を定める。また、当該場合には、救援を実施する都道府県知事は、厚生労働大臣に対し、特別基準の設定について意見を申し出ることができるようになっている。
- ※ 救援の期間は、救援の指示があった日（救援の指示を待たないで救援を行った場合にあっては、その救援を開始した日）から厚生労働大臣が定める日までとされている。

資料3－5 安否情報省令

武力攻撃事態等における安否情報の収集及び報告の方法並びに安否情報の照会及び回答の手続その他の必要な事項を定める省令

発 令：平成17年3月28日総務省令第44号
最終改正：令和6年12月2日総務省令第102号

(安否情報の収集方法)

第1条 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号。以下「法」という。）第94条第1項及び第2項（法第183条において準用する場合を含む。）の規定による安否情報の収集は、避難住民又は武力攻撃災害により負傷した住民については様式第1号を、武力攻撃災害により死亡した住民については様式第2号を用いて行うものとする。ただし、やむを得ない場合は、地方公共団体の長が適当と認める方法によることができる。

(安否情報の報告方法)

第2条 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（平成16年政令第275号。以下「令」という。）第25条第2項（令第52条において準用する場合を含む。）の総務省令で定める方法は、法第94条第1項及び第2項（法第183条において準用する場合を含む。）に規定する安否情報を様式第3号により記載した書面（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録を含む。以下同じ。）の送付とする。ただし、事態が急迫している場合その他この方法によることができない場合には、口頭、電話その他の方法によることができる。

(安否情報の照会方法)

第3条 法第95条第1項（法第183条において準用する場合を含む。次条において同じ。）の規定による安否情報の照会は、令第26条第1項（令第52条において準用する場合を含む。）に規定する事項を様式第4号により記載した書面を総務大臣又は地方公共団体の長に提出することにより行うものとする。ただし、安否情報の照会を緊急に行う必要がある場合、安否情報について照会をしようとする者が遠隔の地に居住している場合その他この方法によることができない場合には、口頭、電話その他の方法によることができる。

2 法第95条第1項（法第183条において準用する場合を含む。次条において同じ。）の規定により安否情報の照会をする者は、前項により提出した書面に記載されている氏名及び住所又は居所と同一の氏名及び住所又は居所が記載されている運転免許証、健康保険の資格確認書、出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第十九条の三に規定する在留カード、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成三年法律第七十一号）第七条第一項に規定する特別永住者証明書、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードその他法律又はこれに基づく命令の規定により交付された書類であって当該安否情報を照会する者が本人であることを確認するに足りるものを持ちし、又は提出しなければならない。ただし、やむを得ない理由により、当該書類を提示し、若しくは提出することができない場合又は前項ただし書きの場合にあっては、当該安否情報を照会する者が本人であること

を確認するために総務大臣又は地方公共団体の長が適当と認める方法によることができる。

3 前項ただし書の場合において、総務大臣及び地方公共団体の長が安否情報を照会する者が本人であることを確認するために必要があると認めるときは、関係地方公共団体の長に対し、必要な資料の提出を求めることができる。

(安否情報の回答方法)

第4条 法第95条第1項の規定による安否情報の回答は、安否情報の照会に係る者が避難住民に該当するか否か及び武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民に該当するか否かの別その他必要な事項を様式第5号により記載した書面を交付することにより行うものとする。ただし、事態が急迫している場合その他この方法によることができない場合には、口頭、電話その他の方法によることができる。

(安否情報の提供)

第5条 総務大臣は、全ての都道府県知事又は市町村（特別区を含む。以下同じ。）の長が法第95条第1項の規定に基づく安否情報の回答を行うことができるようするため、法第94条第2項の規定により報告を受けた安否情報のうち当該回答に必要な情報を、都道府県知事及び市町村の長に対し、書面により提供することとする。

附 則 妙

(施行期日)

第1条 この省令は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成18年3月31日総務省令第50号）抄

(施行期日)

第1条 この省令は、平成18年4月1日から施行する。ただし、本則に1条を加える改正規定及び附則第2条の別表の改正規定のうち第5条に係る部分については、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成27年9月16日総務省令第76号）抄

(施行期日)

第1条

この省令は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下この条及び次条第1項において「番号利用法」という。）附則第1条第4号に掲げる規定の施行の日（平成28年1月1日）から施行する。

(経過措置)

第2条

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下この条において「番号利用法整備法」という。）第19条の規定による改正前の住民基本台帳法（昭和42年法律第81号。以下この条において「旧住民基本台帳法」という。）第30条の44第3項の規定により交付された同条第1項に規定する住民基本台帳カード（次項において「住民基本台帳カード」という。）は、番号利用法整備法第20条第1項の規定によりなお従前の例によることとされた旧住民基本台帳法第30条の44第9項の規定によりその効力を失う時までの間は、番号利用法第2条第7項に規定する個人番号カード（次項において「個人番号カード」という。）とみなして、第5条及び第6条の規定による改正後の住民基本台帳法施行規則の規定を適用する。

2 次に掲げる省令の規定の適用については、住民基本台帳カード（第5条の規定による改正前の住民基本台帳法施行規則別記様式第2の様式によるものに限る。）は、番号利用

法整備法第20条第1項の規定によりなお従前の例によることとされた旧住民基本台帳法第30条の44第9項の規定によりその効力を失う時までの間は、個人番号カードとみなす。

- (1) 第3条の規定による改正後の住民基本台帳の一部の写しの閲覧及び住民票の写し等の交付に関する省令第2条第3項第1号、第5条第1号、第9条第2号及び第11条第1号イ
- (2) 第9条の規定による改正後の電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律施行規則（次条において「新公的個人認証法施行規則」という。）第5条第1項第1号（同条第3項及び第4項において準用する場合を含む。）及び第2項第1号（同条第3項及び第4項において準用する場合を含む。）、第41条第1項第1号（同条第3項及び第4項において準用する場合を含む。）及び第2項第1号（同条第3項及び第4項において準用する場合を含む。）、第75条第2項第1号及び第3項第1号並びに第76条第2項第1号及び第3項第1号
- (3) 第11条の規定による改正後の武力攻撃事態等における安否情報の収集及び報告の方法並びに安否情報の照会及び回答の手続その他の必要な事項を定める省令第3条第2項
- (4) 第11条の規定による改正後の統計法施行規則（以下この号において「新統計法施行規則」という。）第11条第2項第1号（新統計法施行規則第16条において準用する場合を含む。）
- (5) 第12条の規定による改正後の携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律施行規則（以下この号において「新携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律施行規則」という。）第5条第1項第1号イ（新携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律施行規則第11条第6項、第12条第1項及び第2項、第13条第3項、第14条第3項並びに第24条において準用する場合を含む。）

様式第1号（第1条関係）

安否情報収集様式（避難住民・負傷住民）

記入日時（年 月 日 時 分）

① 氏名			
② フリガナ			
③ 出生の年月日	年	月	日
④ 男女の別	男	女	
⑤ 住所（郵便番号を含む。）			
⑥ 国籍	日本	その他（　　）	
⑦ その他個人を識別するための情報			
⑧ 負傷（疾病）の該当	負傷	非該当	
⑨ 負傷又は疾病の状況			
⑩ 現在の居所			
⑪ 連絡先その他必要情報			
⑫ 親族・同居者からの照会があれば、①～⑪を回答する予定ですが、回答を希望しない場合は、○で囲んで下さい。	回答を希望しない		
⑬ 知人からの照会があれば①⑦⑧を回答する予定ですが、回答を希望しない場合は○を囲んで下さい。	回答を希望しない		
⑭ ①～⑪を親族・同居者・知人以外の者からの照会に対する回答又は公表することについて、同意するかどうか○で囲んで下さい。	同意する	同意しない	
※ 備考			

（注1） 本収集は、国民保護法第94条第1項の規定に基づき実施するものであり、個人情報の保護に十分留意しつつ、上記⑫～⑭の意向に沿って同法第95条第1項の規定に基づく安否情報の照会に対する回答に利用します。また、国民保護法上の救援（物資、医療の提供等）や避難残留者の確認事務のため、行政内部で利用することがあります。さらに、記入情報の収集、パソコンの入力、回答等の際に企業や個人に業務委託する場合があります。

（注2） 親族・同居者・知人であるかの確認は、申請書面により形式的審査を行います。また、知人とは、友人、職場関係者、近所の者及びこれらに類する者を指します。

（注3） 「③出生年月日」欄は元号表記により記入すること。

（注4） 回答情報の限定を希望する場合は備考欄にご記入願います。

様式第2号（第1条関係）

安否情報収集様式（死亡住民）

記入日時（年月日時分）

① 氏名			
② フリガナ			
③ 出生の年月日	年	月	日
④ 男女の別	男	女	
⑤ 住所（郵便番号を含む。）			
⑥ 国籍	日本	その他（　　）	
⑦ その他個人を識別するための情報			
⑧ 死亡の日時、場所及び状況			
⑨ 遺体が安置されている場所			
⑩ 連絡先その他必要情報			
⑪ ①～⑩を親族・同居者・知人以外の者からの照会に対する回答することへの同意	同意する 同意しない		
※ 備考			

（注1） 本収集は、国民保護法第94条第1項の規定に基づき実施するものであり、親族・知人については、個人情報の保護に十分留意しつつ、原則として親族・同居者・知人からの照会があれば回答するとともに、上記⑪の意向に沿って同法第95条第1項の規定に基づく安否情報の照会に対する回答に利用します。また、国民保護法上の救援（物資、医療の提供等）や避難残留者の確認事務のため、行政内部で利用することがあります。さらに、記入情報の収集、パソコンの入力、回答等の際に企業や個人に業務委託する場合があります。

（注2） 親族・同居者・知人であるかの確認は申請書面により形式的審査を行います。また、知人とは、友人、職場関係者、近所の者及びこれらに類する者を指します。

（注3） 「③出生年月日」欄は元号表記により記入すること。

（注4） 回答情報の限定を希望する場合は備考欄に御記入願います。

⑪の同意回答者名		連絡先	
同意回答者住所			続柄

（注5） ⑪の回答者は、配偶者又は直近の直系親族を原則とします。

告報書

報告日時： 分時 日月年

担当者名：
市町名：

著者 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

2 [③出生の年目] 棚は元号表記により記入する。

〔⑥五等〕 暫付日本軍等を右) おいおに開り御子アズミ

卷之三

武ノ文書災害による死亡した住民

5 5 ⑫～⑯の希望又は同意欄には、安否情報の提供に係る希望又は同意について「有」又は「無」と記入願います。この場合において、当該希望又は同意について特段の条件がある場合は、直されている場所」を記入すること。

様式第4号（第3条関係）

安否情報照会書

年 月 日

総務大臣
 (都道府県知事) 殿
 (市町村長)

申請者

住所（居所）

氏名

下記の者について、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第95条第1項の規定に基づき、安否情報を照会します。

照会をする理由 (○を付けて下さい。③の場合、理由を記入願います。)		① 被照会者の親族又は同居者であるため。 ② 被照会者の知人(友人、職場関係者及び近隣住民)であるため。 ③ その他 ()
備考		
被照会者を特定するために必要な事項	氏名	
	フリガナ	
	出生の年月日	
	男女の別	
	住所	
	国籍 (日本国籍を有しない者に限る。)	日本 その他 ()
	その他個人を識別するための情報	
※ 申請者の確認		
※ 備考		

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とします。
 2 法人その他の団体にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記入願います。
 3 「出生の年月日」欄は元号標記により記入願います。
 4 ※印の欄には記入しないで下さい。

安否情報回答書

殿

年 月 日

総務大臣
(都道府県知事)
(市町村長)

年 月 日付けで照会があつた安否情報について、下記のとおり回答します。

避難住民に該当するか否かの別			
武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民に該当するか否かの別			
被照会者	氏 名		
	フ リ ガ ナ		
	出生の年月日		
	男 女 の 別		
	住 所		
	国 籍 (日本国籍を有しない者に限る。)	日本	その他 ()
	その他個人を識別するための情報		
	現 在 の 居 所		
	負傷又は疾病の状況		
	連絡先その他必要情報		

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
- 2 「避難住民に該当するか否かの別」欄には「該当」又は「非該当」と記入し、「武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民に該当するか否かの別」欄には「死亡」、「負傷」又は「非該当」と記入すること。
- 3 「出生の年月日」欄は元号標記により記入すること。
- 4 武力攻撃災害により死亡した住民にあっては、「負傷又は疾病の状況」欄に「死亡」と記入した上で、加えて「死亡の日時、場所及び状況」を記入し、「居所」欄に「遺体が安置されている場所」を記入すること。
- 5 安否情報の収集時刻を「連絡先その他必要情報」に記入すること。

関係機関の連絡先

【関係指定行政機関及び指定公共機関等（自衛隊含む）】

名 称	担当部署	所在地	電話番号 F A X
国土交通省 関東地方整備局	相武国道事務所	〒192-0045 八王子市大和田町 4-3-13	042-643-2001 042-643-2320 (FAX)
国土交通省 関東地方整備局 京浜河川事務所	多摩川上流出張所	〒197-0004 福生市南田園 3-64-2	042-552-0667 042-530-1386 (FAX)
農林水産省 関東農政局	東京地域センター	〒135-0062 江東区東雲 1-9-5 東雲合同庁舎	03-5144-5255
陸上自衛隊	第1師団 第1施設大隊	〒178-8501 練馬区大泉学園町朝霞 駐屯地第1施設大隊	048-460-1711
東日本旅客 鉄道(株)	J R 青梅線 羽村駅	〒205-0014 羽村市羽東 1-7-26	042-555-7469
日本郵便(株)	羽村郵便局	〒205-8799 羽村市緑ヶ丘 5-3-2	042-555-1442 042-554-7914 (FAX)
(株)N T T 東日本	東京西支店	〒190-0022 立川市錦町 4-12-6 NTT 錦町別館ビル 2F	042-528-4605 042-528-6518 (FAX)
東京電力パワー グリッド(株)	立川支社	〒190-0014 立川市緑町 6-6	042-848-7850 042-528-4062 (FAX)
日本赤十字社	東京都赤十字血液 センター 立川事業所	〒190-0014 立川市緑町 3256	042-529-0401 042-529-0402 (FAX)

【関係都機関】

名 称	担当部署	所在地	電話番号 FAX
東京都建設局	西多摩建設事務所	〒198-0042 青梅市東青梅 3-20-1	0428-22-7210 0428-22-8433 (FAX)
東京都保健医療局	西多摩保健所	〒198-0042 青梅市東青梅 1-167-15	0428-22-6141 0428-23-3987 (FAX)
東京都水道局	小作浄水場	〒205-0001 羽村市小作台 4-2-1	042-554-4911 042-579-0229 (FAX)
警視庁	福生警察署	〒190-0012 福生市加美平 3-25	042-551-0110 042-553-8044 (FAX)
東京消防庁	福生消防署	〒197-0011 福生市福生 1072	042-552-0119 042-551-0119 (FAX)

【関係市町機関】

名 称	担当部署	所在地	電話番号(無線電話) F A X
立川市	危機管理対策室防災課	〒190-8666 立川市泉町 1156-9	042-523-2111 (無線電話 86-8019-74) 042-521-2568 (FAX)
青梅市	市民安全部防災課	〒198-8701 青梅市東青梅 1-11-1	0428-22-1111 (無線電話 86-8049-9) 0428-23-3987 (FAX)
昭島市	総務部防災安全課	〒196-8511 昭島市田中 1-17-1	042-544-5111 (無線電話 86-8069-9) 042-544-7552 (FAX)
福生市	総務部防災危機管理課	〒197-8501 福生市本町 5	042-551-1511 (無線電話 86-8169-9) 042-553-3339 (FAX)
武蔵村山市	総務部防災安全課	〒208-8501 武蔵村山市本町 1-1-1	042-565-1111 (無線電話 86-8219-9) 042-553-8044 (FAX)
あきる野市	総務部地域防災課	〒197-0814 あきる野市二宮 350	042-558-1111 (無線電話 86-8259-9) 042-558-1115 (FAX)
瑞穂町	協働推進部安全・安心課	〒190-1292 瑞穂町大字箱根ヶ崎 2335	042-557-0501 (無線電話 86-8269-252) 042-556-3401 (FAX)

【その他の機関】

名 称	担当部署	所在地	電話番号 FAX メールアドレス
羽村市消防団	総務部 防災安全課	〒250-8601 羽村市緑ヶ丘 5-2-1	042-555-1111 042-554-2921 (FAX) s106000@city.hamura.tokyo.jp
羽村市町内会 連合会	市民部 地域振興課	〒250-8601 羽村市緑ヶ丘 5-2-1	042-555-1111 042-554-2921 (FAX) s107000@city.hamura.tokyo.jp
羽村市医師会	福祉健康部 健康課	〒250-8601 羽村市緑ヶ丘 5-2-1	042-555-1111 042-554-2921 (FAX) s305000@city.hamura.tokyo.jp
羽村市商工会		〒205-0002 羽村市栄町 2-28-7	042-555-6211 042-555-6210 (FAX)
公立福生病院		〒197-8511 福生市加美平 1-6-1	042-551-1111 042-552-2662 (FAX)
伊吹石油ガス		〒205-0011 羽村市五ノ神 357	042-554-0755 042-554-8053 (FAX)
武陽ガス(株)		〒197-0022 福生市本町 17-1	042-551-1621 042-530-3377 (FAX)
西東京バス(株)		〒192-0046 八王子市明神町 3-1-7	042-646-9041
多摩ケーブル ネットワーク		〒198-0024 青梅市新町 7-4-3	0428-32-1351 0428-32-1327 (FAX)

参 考

用 語 集

用語集

あ行

用語	説明
安定ヨウ素剤	<p>原子力施設等の事故に備えて、服用するために調合した放射能をもたないヨウ素をいう。</p> <p>被ばく前に安定ヨウ素剤を服用することにより、甲状腺（ヨウ素が濃集しやすい。）をヨウ素で飽和しておくと、被ばくしても放射性ヨウ素が甲状腺に取り込まれず、放射能による甲状腺障害の予防的効果が期待できる。</p>
e-ラーニング	パソコンとインターネットを中心とするIT技術を活用した教育システム。インターネットで講義内容や教材を配信したり、講師との質疑応答をするなど、教室に集合する必要がなく、ネットワークに接続したパソコンがあれば、時間と場所の制約を受けずに学習が可能。
疫学調査	病気の発生原因・対策を推論するために、疾病を集団として調査する方法。患者発見のために各種検査を利用することによる調査で、この調査によって病気あるいは症例と、考えられる原因との間の因果関係を明らかにし、治療の方法の確立に役立てる方法。
LGWAN (エルジーワン)	総合行政ネットワーク (Local Government Wide Area Network) の略称。地方公共団体の組織内ネットワークを相互に接続し、地方公共団体間のコミュニケーションの円滑化、情報の共有による情報の高度利用を図ることを目的とする、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク。国・府・県間ネットワークである霞ヶ関WANと相互接続しており、国の機関との情報交換にも利用されている。

か行

用語	説明
緊急消防援助隊	大規模災害発生時における人命救助活動等をより効果的かつ迅速に実施する体制を国として確保するために、平成7年に創設された消防の広域援助体制。
緊急情報ネットワークシステム (通称: Em-Net (エムネット))	内閣官房が整備を進めている、行政専用回線である総合行政ネットワーク「LGWAN」を利用した国（総理大臣官邸）と地方公共団体間で緊急情報を双方向通信するためのシステム
緊急通行車両	標章及び証明書の交付を受けることにより、緊急交通路を通行できる災害応急対策車両。
緊急対処事態	武力攻撃の手段に準じる手段を用いて多数の人を殺傷する行為が発生した事態又は当該行為が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態で、国家として緊急に対処することが必要なものをいう。
警察災害派遣隊	国内において、大規模災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合に、道府県警察から警視庁に派遣される救出救助・交通対策・治安の維持等の活動を行う部隊をいう。

さ行

用語	説明
サーベイランス	疾病を予防し有効な対策を確立する目的で、疾病の発生状況などを継続的に監視することをいい、具体的には、患者の発生状況、病原体の分離状況、免疫の保有状況などの情報収集、解析を継続的に行うこと。
災害拠点病院	通常の医療体制では、被災者に対する医療の確保が困難となった場合に、

	東京都知事の要請により重症者等の傷病者の受け入れ及び医療救護班の派遣等、災害時の拠点病院としての必要な医療救護活動を行う病院。
指定行政機関	政令で定める次の機関。 内閣府、国家公安委員会、警察庁、金融庁、消費者庁、こども家庭庁、デジタル庁、総務省、消防庁、法務省、出入国在留管理庁、公安調査庁、外務省、財務省、国税庁、文部科学省、スポーツ庁、文化庁、厚生労働省、農林水産省、林野庁、水産庁、経済産業省、資源エネルギー庁、中小企業庁、国土交通省、国土地理院、観光庁、気象庁、海上保安庁、環境省、原子力規制委員会、防衛省及び防衛装備庁 (国民保護法第2条第1項、事態対処法第2条第5号)
指定公共機関	独立行政法人、日本銀行、日本赤十字社、日本放送協会、その他の公共的機関及び電気、ガス、輸送、通信その他の公益的事業を営む法人で、政令で定められている。 (国民保護法第2条第1項、事態対処法第2条第7号)
指定地方行政機関	指定行政機関の地方支分部局その他の国の地方行政機関で、政令で定められている。 (国民保護法第2条第1項、事態対処法第2条第6号)
指定地方公共機関	都道府県の区域において電気、ガス、輸送、通信、医療その他の公益的事業を営む法人、地方道路公社その他の公共的施設を管理する法人及び地方独立行政法人で、あらかじめ当該法人の意見を聴いて当該都道府県の知事が指定するものをいう。 (国民保護法第2条第2項)
自主防災組織	大規模災害等の発生による被害を防止し、軽減するために地域住民が連帯し、協力し合って「自らのまちは自ら守る」という精神により、効果的な防災活動を実施することを目的に結成された組織をいう。 なお、東京都地域防災計画においては、町会や自治会などを主体に結成されている地域の防災活動を担う組織を、「防災市民組織」と定義づけている。
事態認定	政府が定める対処基本方針又は緊急対処事態対処方針の中で、武力攻撃やテロなどの事案を、武力攻撃事態、武力攻撃予測事態又は緊急対処事態として認定すること。
ジュネーヴ諸条約	1949年のジュネーヴ諸条約(ジュネーヴ4条約)のこと。 武力紛争が生じた場合に、傷者、病者、難船者及び捕虜、これらの者の救済に当たる衛生要員及び宗教要員並びに文民を保護することによって、武力紛争による被害をできる限り軽減することを目的とした以下の4条約の総称。日本は、1953年4月21日に加入した。 <ul style="list-style-type: none">・陸上の傷病兵の保護に関する第1条約・海上の傷病兵・難船者の保護に関する第2条約・捕虜の待遇に関する第3条約・文民の保護に関する第4条約
生活関連等施設	発電所、浄水施設、危険物の貯蔵施設など国民生活に関連のある施設で、その安全を確保しなければ国民生活に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められる施設又はその安全を確保しなければ周辺地域に著しい被害を生じさせるおそれがあると認められる施設。
全国瞬時警報システム(通称:J A L E R T (Jアラート))	弾道ミサイル情報、津波情報、緊急地震速報等、対処に時間的余裕のない事態に関する情報を、人工衛星を用いて国(内閣官房・気象庁から消防庁を経由)から送信し、市区町村の同報系の防災行政無線等を自動起動することにより、国から住民まで緊急情報を瞬時に伝達するシステム

た行

用語	説明
対処基本方針	武力攻撃事態等に至ったときに政府がその対処に関して定める基本的な方針。(緊急対処事態に至ったときに定める方針は、「緊急対処事態対処方針」という。)

立川地域防災センター	<p>東京都の地域防災拠点の一つとして、立川広域防災基地の中に設置した施設で多摩地域の防災活動の拠点となる。災害時には東京都防災センターの指揮の下で災害対策を行うため、情報収集及び連絡調整機能、備蓄・輸送機能、一時避難所等の機能を備えている。</p> <p>本計画においては、東京都防災センターが被災等により使用不能な場合に使用する施設の一つとして位置付けている。</p>
ダーティボム	放射性物質を散布することにより、放射能汚染を引き起こすことを意図した爆弾。核兵器に比べて小規模ではあるが、爆薬による爆発の被害と放射能による被害をもたらす。
第一追加議定書	<p>第2次世界大戦後の植民地独立の動き、軍事技術の発展などにより、武力紛争の形態が多様化したことに対応するため、ジュネーヴ条約を補完・拡充するジュネーヴ条約追加議定書の一つで、締約国間に生じる国際的な武力紛争や占領の事態に適用される。</p> <p>追加議定書には、このほかに締約国の軍隊と反乱軍との間に生じる非国際的な武力紛争に適用される「第二追加議定書」がある。</p> <p>これらは、1977年に作成されており、日本の加入は2004年8月31日(2005年2月28日発効)。</p>
地域衛星通信ネットワーク	防災行政無線の拡充・強化、行政情報伝達の効率化及び地域からの情報発信の充実を図ることを目的とした、全国の地方公共団体を結ぶ地域衛星通信ネットワーク。(一財)自治体衛星通信機構が構築を進めている。
東京DMAT	<p>大震災等の自然災害をはじめ、大規模交通事故等の都市型災害の現場へ出場し、消防隊等と連携して多数傷病者等に対して救命処置等の活動を行う災害医療派遣チーム。</p> <p>災害現場で救急隊と連携した医療活動を行うための専門的な研修を実施し、東京DMATを編成する病院を指定して実施体制を整えている。</p> <p>DMAT : Disaster Medical Assistance Team</p>
東京都災害情報システム	災害時に防災機関から収集した被害・措置情報等を東京都防災センターが一元的に管理して都の災害対策活動に資するとともに、端末設置機関がこれら災害情報を活用し、各機関の災害対策活動等に役立てることを目的としたシステム
東京都防災センター	<p>都と各機関の情報連絡、情報分析及び災害対策・国民保護措置の審議、決定、指示を行う中枢の施設。</p> <p>防災行政無線を活用したデータ通信機能及び画像通信機能を持つ防災情報システムを整備している。</p>
トリアージ	発生時に多数の傷病者が同時に発生した場合に、傷病者の緊急度や重症度に応じて適切な処置や搬送を行うための治療優先順位を決定すること。

は行

用語	説明
武力攻撃事態	武力攻撃が発生した事態又は武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態。
武力攻撃予測事態	武力攻撃事態には至っていないが、事態が緊迫し、武力攻撃が予測されるに至った事態。
ヘリコプターテレビ電送システム	<p>ヘリコプターに搭載したテレビカメラ、赤外線カメラで撮影した画像を受信するシステム。</p> <p>都では、ヘリコプターから電送されてきた画像にコンピューターの地図を合わせて表示し、広域的な被害状況の把握など、迅速かつ的確な災害対策等の実施に活用している。</p>
放射性ヨウ素	質量数127以外のヨウ素は不安定で一般に β 線と γ 線を放出して他の元素

に壊変する。このようなヨウ素を放射性ヨウ素という。核分裂に伴い生成される主な放射性ヨウ素は、質量数131のもの（半減期8.06日）、133のもの（半減期20.8時間）、135のもの（半減期6.7時間）などがある。質量数131の放射性ヨウ素は医療用としても用いられ、甲状腺機能亢進症やある種の甲状腺ガンの治療に用いられる。

や行

用語	説明
要配慮者	発災前の備え、発災時の避難行動、避難後の生活などの各段階において特に配慮を要する者。具体的には、高齢者、障害者、難病患者、乳幼児、妊産婦、外国人等を想定。

羽村市国民保護計画

(令和8年1月変更)

編集・発行 羽村市 総務部 防災安全課

〒205-8601 東京都 羽村市 緑ヶ丘 5-2-1

電話 042-555-1111(代表)